

説明資料

特定受託事業者に係る取引の 適正化等に関する法律案

令和5年1月

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

目 次

I.	特定受託事業者に係る取引の適正化等 に関する法律案の概要	1
II.	題名と各規定について	21
0.	題名（題名関係）	21
1.	目的規定（第1条関係）	23
2.	定義（第2条関係）	26
2-1.	「特定受託事業者」の定義（第2条第1項関係）	27
2-2.	「特定受託業務従事者」の定義（第2条第2項関係）	30
2-3・4.	「業務委託」の定義（第2条第3項、第4項関係）	31
2-5.	「業務委託事業者」の定義（第2条第5項関係）	37
2-6.	「特定業務委託事業者」の定義（第2条第6項関係）	39
2-7.	「報酬」の定義（第2条第7項関係）	41
3.	特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等（第3条関係）	43
4.	報酬の支払期日等（第4条関係）	48
5.	遵守事項（第5条関係）	58
6.	申出等（第6条関係）	75
7.	中小企業庁長官による措置請求（第7条関係）	78
8.	勧告（第8条関係）	80
9.	命令（第9条関係）	84
10.	独占禁止法の準用（第10条関係）	86
11.	報告及び検査（第11条関係）	92
12.	募集情報の的確な表示（第12条関係）	95
13.	妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮（第13条関係）	100
14.	業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等（第14条関係）	105
15.	指針（第15条関係）	111
16.	解除等の予告（第16条関係）	113
17.	申出等（第17条関係）	118
18.	勧告（第18条関係）	121
19.	命令等（第19条関係）	122
20.	報告及び検査（第20条関係）	126
21.	特定受託事業者からの相談対応に係る体制の整備（第21条関係）	128
22.	指導及び助言（第22条関係）	129
23.	厚生労働大臣の権限の委任（第23条関係）	130
24.	50万円以下の罰金（第24条関係）	132
25.	両罰規定（第25条関係）	133

26. 過料（第26条関係）	134
27. 施行期日等（附則関係）	136
28. 下請代金法の規定のうち、新法で措置しないもの（下請代金法第4条の2、第5条及び第8条）	137

I. 特定受託事業者に係る取引の適正化等 に関する法律案の概要

1. 本法律案を必要とする背景（立法事実）

(1) いわゆるフリーランスの定義とその類型

(ア) いわゆるフリーランスは、一般的な呼称であるところ、概ね「特定の組織に属さずに収入を得る者」又は「特定の組織に属さず（時間や場所にとらわれず）自由に仕事をする者」との意味で用いられている。

※フリーランスの語源は「フリー（自由）・ランス（槍）」、すなわち特定の君主に仕えず戦役ごとにどの君主にも従って自らの腕一つで戦う傭兵であり、転じて、①特定の会社・組織に所属せず②個人の技能を生かして③契約単位で様々なプロジェクトを渡り歩いて働く者という意味で用いられる。

※「広辞苑（第7版）」（2020年）によれば「特定の組織に属さず仕事をする人」とされており、また、（一社）フリーランス協会は、「特定の企業や団体、組織に専従しない独立した形態で、自身の専門知識やスキルを提供して対価を得る人」との意味で用いている。

※個人事業主が税法上の概念であるのに対し、フリーランスは「組織に所属しない」実態に着目した概念である。「組織に所属しない」とは、当該組織に雇用されていない（労働契約を締結していない）場合や他人を雇用して特定の組織を経営していない場合を意味する。

(イ) 関係省庁（内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁）においては、このような属性を有する者を把握するべく、フリーランスとして、①自身で事業等を営んでいる、②従業員を雇用していない、③実店舗を持たない（場所にとらわれない）、④農林漁業従事者ではない（時間にとらわれない）者を対象に平成30年度以降調査を進めており、その数は462万人と推計される（令和2年）。

※内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施した調査（令和3年）によれば、現状において、フリーランスに係る現在の業種を大別すると、①事務関連（文書作成、データ入力等）（約7%）、②デザイン・映像制作関連（約14%）、③IT関連（システム設計、ウェブサイト開発等）（約9%）、④専門業務（インストラクター、通訳、営業等）（約31%）、⑤生活サービス関連（接客、日用品販売等）（約8%）、⑥現場作業関連（運輸、建設等）（約15%）となっており（以上「その他」と回答した者を除いた値。）、①～⑥の業種で現状をほぼ網羅している（全体の約84%）。なお、調査対象から除外した農林漁業従事者（約97万人）は後述する課題が共通していることから新法に

おいてフリーランスと位置付けることとし、実店舗を有する者も新法の対象となるが、他方で、小売・卸売業従事者については、発注者の依頼を受けて汎用品を譲渡するに過ぎず、後述する業務委託を受けているとは認められないことから、新法の対象から除外することとしている。

(ウ)フリーランスに該当する者の業種・業務は多岐にわたるところ、その性質に着目すると、概ね以下の類型に整理することが可能である。

① 専門的な技能・経験を必要とする仕事を引き受けるもの【高技能型】

1. その有する専門的な技能を用いて仕事を引き受ける類型である。
その技能が特に熟練している場合には、多くの取引先を有し、収入も高くなる傾向がある。従来の「フリーランス」に最も近い類型である。
2. 例えば、役務を提供するものとして、通訳、税理士、経営コンサルタント等が、成果物を提供するものとして、翻訳、建築士、システムエンジニア（データサイエンス・AI等の高度なIT技術を要する分野）等が挙げられる。

② 専門的な技能・経験を必要としない仕事を引き受けるもの【低技能型】

1. 事務作業や配達等、総じて単価・収入が低く、特定の取引先と継続的な取引関係を持ち、特定の取引先に依存しやすい傾向が見られる。当該者からのみ収入を得ている点で、その経済的実質は、下請、或いは非正規雇用・日雇労働に近い就業形態であり、しばしば取引打ち切り等の問題がある。

※事務関連（文書作成・データ入力等）は、発注者側から見ると、組織の根幹に関わる事務ではないため、コスト削減の観点から外部人材に委託されやすい。

2. 例えば、役務を提供するものとして、清掃、ウーバーイーツの配達等が、物品や成果物を提供するものとして、内職（土産物の組立、ダイレクトメールのシール貼り等）、データ入力・文書入力等が挙げられる。

※事業者から業務委託を受けるフリーランスのうち、取引先が一社のみの者の割合が約4割であり（内閣官房の調査（令和2年））、その多くは、この類型に分類されるものと考えられる。

③ 上記①及び②のいずれにも該当しないもの【中間型】

1. ①の専門的技能・経験を必要とする業務のうち現時点では技能の熟練度が低いもの、②の専門的技能・経験を必要とはしない業務の

うち、複数の取引先を有し、特定の取引先に依存していない者等が含まれる。

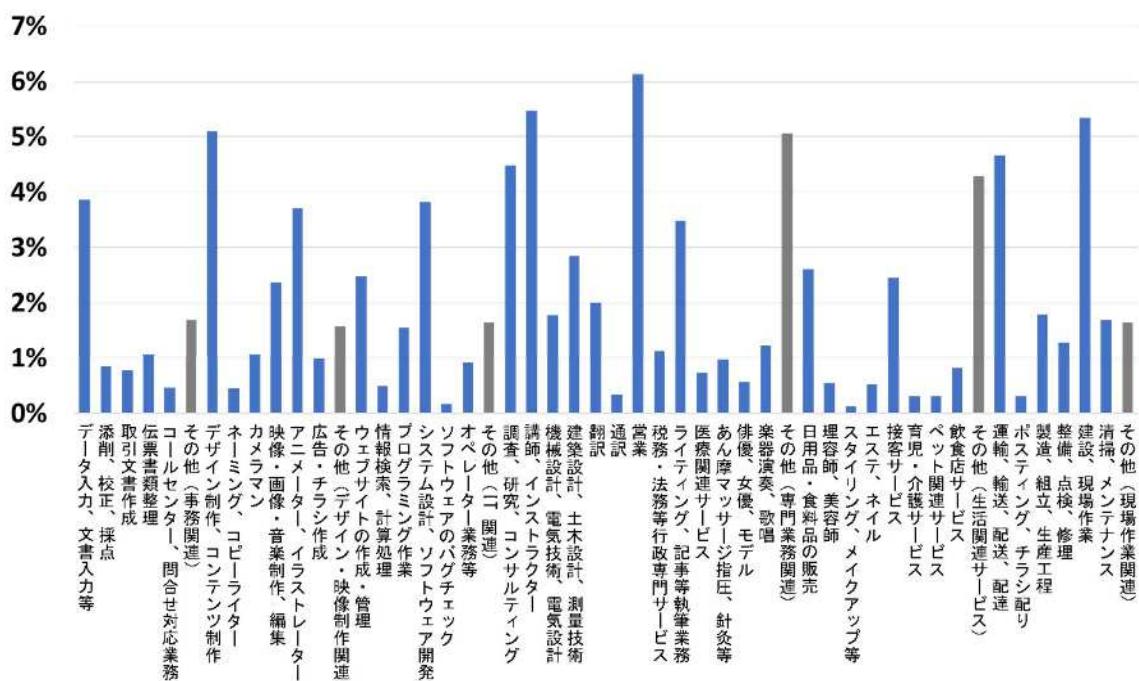
2. 高齢・出産等の理由により会社を退職した人がそれまでに培った経験・技能を生かして仕事を始める場合や、副業として新たな分野の仕事に挑戦する場合がこれに含まれる。介護、育児を抱えた人の働き方の多様化、高齢者の就業機会の確保等の観点から、今後増えていくことが見込まれる類型である。

3. 例えば、比較的簡易なシステムの運用・保守などを行うエンジニア、時間や場所の制約が少ないイラストレーター、ライター等がこれに当たる場合が多い。

※①と③は、同じ職種でも専門性や技能の熟練度に応じて変わるものであり、例えば、通訳等の専門的な技能を要する仕事であっても、その熟練度に応じて①の類型と③の類型に分かれうる。両者に厳密な境界がある訳ではなく、③の類型に属する者のうち一部が熟練すると①の類型に移行することがある。一方で、②の類型は専門性が低く、①の類型に移行することは基本的には想定されていない。

※観念的には、どの業種においても、今後フリーランスとして働く者が現れる可能性はあるものの、①企業の根幹業務ではない、又は②業務が特殊専門的である等の理由により内製化より外注が好まれる業務に限定される傾向があり、現在は下図で示す職種で網羅されている。

【図】フリーランスの職種



(2) フリーランスを巡る社会経済情勢の変化

(ア) 従来、フリーランスは、組織に所属せずに働くことを自ら選択した者として、特にその就業状況や取引状況について政策的に注目されることはなかったところである。

※従来は、個人事業主と位置付けられ、主に中小企業立法による支援対象とされてきたところである。なお、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請代金法」という。）においては、個人事業主も「下請事業者」（下請代金法第2条第8項）に含まれ、同法に基づく下請取引の保護の対象となっている。

(イ) しかしながら、近年は、デジタル社会の進展に伴い新たな就業形態を取る者も現れているほか、組織に所属しないながらも特定の取引先に依存し、その経済的実質において（非正規）雇用類似の働き方により生計を立てるフリーランスも現れているところである。

※例えば、ウーバーイーツから飲食物の配達を受託する配達員や、いわゆるクラウドソーシングにより業務を請け負うクラウドワーカー等が挙げられる。また、特定の取引先に依存し、報酬が実質的に給与に近い性格を有する雇用類似の就業形態として、例えば、会社員が定年後に同じ会社から業務の委託を受けて働く場合、専属契約を結んで働く場合（芸能人等）が挙げられる。

※主たる生計者であってフリーランスを本業とする者の年収は、年収200万円以上300万円未満が19%と最も多く（内閣官房の実態調査（令和2年））、その多くは取引先が特定の取引先に限定されている。

(ウ) 企業においても固定費の削減等を目的として外部への業務委託を拡大させているところであるが、この流れの中で、経営状態の悪化など企業側の事情により、仕方なく労働契約から業務委託契約に変更されることに合意し、正社員からフリーランスになる場合もある。これらの動きと相俟って、フリーランスの裾野は今後も拡大していくことが見込まれる。

※(株)矢野経済研究所の「BPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）市場に関する調査」によれば、国内BPOの市場規模は、約4.1兆円（平成29年度）から約4.4兆円（令和2年度）に拡大しており、令和7年度には約4.9兆に至ると予測されている。また、経団連が社員の副業・兼業を推進する等、各企業における取組が進められているところである。

※厚生労働省等が第二東京弁護士会に委託して設置するフリーランス・トラブル110番には、令和3年7月から令和4年6月までに約4,700件の相談が寄せられているところ、そのうち5.6%は労働者性の判断を要する相談である。この相談

の中に、企業都合で労働契約から業務委託契約に変更されているケースが一定数含まれている。

(エ)そして、一連の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのフリーランスの事業収益が減少する等の影響があったところであるが、その際、継続的に行われてきた契約が突如として打ち切られ生計の手段を失った等、以下(3)に述べるような取引上の課題があることが明らかになったところである。

※「フリーランス白書2020」((一社)日本フリーランス協会)によれば、新型コロナウイルスの感染拡大により事業収益に影響があったフリーランスは約87%、うち取引先の業務自粛による取引停止があったものは約54%、取引先の財政困難による取引停止があったものは約13%となっている。

(オ)日本経済は、少子高齢化による国民の労働供給減、社会保障の担い手の不足等の構造的な変化に直面しており、これまで年齢や出産・介護等の事情で労働参画に制約があった働き手の労働参画を増やす観点から、従来は雇用関係の下で働くことが私生活との両立の観点で難しかった者も含めて、様々な背景を持つ者がフリーランスとしてであっても安心して働くように、環境整備を政策的に進める必要がある。

※政府においても、「働き方改革実行計画」(平成29年3月働き方改革実現会議決定)以降、フリーランスに係る取引の環境整備に係る検討を進めており、「成長戦略実行計画(令和2年7月閣議決定)」においてフリーランスの環境整備の方向性を打ち出し、さらに「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月閣議決定)において「フリーランスは、下請代金支払遅延等防止法といった旧来の中小企業法制では対象とならない方が多く、相談体制の充実を図るとともに、取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。」とされている。

(3)フリーランスを巡る取引に係る課題とその要因

(ア)内閣官房の調査(令和2年)によれば、事業者から業務の委託を受けるフリーランスのうち約4割が以下のトラブルを経験している。フリーランスを巡る取引の現状を整理すると、フリーランスに係る業種、職種を問わず横断的に以下の課題が明らかとなっており、希望する者がフリーランスとしての働き方を選ぶ上で最低限の取引環境が整備されているとは言い難い状況にある。

① 取引の明確性に係る課題

1. 契約内容が電子メールの形ですら示されていない口頭での発注が

少なくなく、また、発注の内容が明らかでないこともあり、下記②以下に述べる契約上のトラブルの原因ともなっている。

2. これは、フリーランスの業務・職種を問わず共通に見られる事象であり、トラブルを経験した者の 52%において業務内容等が明示されなかつた又は業務内容・範囲で揉めたという問題が生じている。

〔※報酬の減額や支払の遅延のほか、例えば、運送・配送の募集時に提示した月収からリース代やガソリン代が経費として事後に大幅に差し引かれるなどの問題が生じている。〕

3. また、個人たる発注事業者からフリーランスに対して業務の委託をする場合もあるところ、このような個人同士の取引の場合、書面交付が十分になされておらず、作業内容等に認識の齟齬が発生する場合があることが指摘されている。

〔※内閣官房の実態調査（令和 3 年）では、発注事業者がフリーランスである場合において、十分に記載された書面が交付されていない者は 46.9%（発注者が組織である場合は 41.6%）であり、取引内容の明確性に課題がみられる。〕

〔※このような個人同士の取引は、特にプロジェクトを遂行する形で多数のフリーランスが参画する場合に、特定のフリーランスがとりまとめ、その他多数のフリーランスに再委託する場合に多く見られる他、例えば、写真家が海外での撮影に個人で通訳を手配する等、再委託を伴わない場合もある。〕

4. さらに、広告宣伝等による募集を通じた業務の委託については、募集時に提示された契約条件と実際の契約条件が異なっていた等により、フリーランスが予期に反する契約条件での就業を余儀なくされたり、当事者間での紛争に発展する等のトラブルが生じている。

5. 企業間の取引であれば、書面等の形で契約内容を残すのが常態である。また、過去には契約内容の書面交付が十分に行われていなかった下請取引について、下請事業者に対する契約内容の書面交付が義務づけられているところである（下請代金法第 3 条第 1 項）が、現状では、フリーランスを相手とする取引はこの規律からこぼれ落ちている。

〔※発注事業者、経団連に加え、日本商工会議所等の中小企業関係団体においても、フリーランスを相手とする契約において書面等によりその内容を明確化すべきという方向性について概ね異論はないところである。〕

② 報酬の支払いに係る課題

1. 報酬の支払いが期日通りに支払われない、或いは一方的に減額さ

れる事例が、トラブルを経験者の42%で生じている。

〔※それぞれ、期日通りの支払が行われない（同29%）、一方的に減額される（同26%）となっている。〕

2. これも、上記①と同じく、フリーランスの業種・業務内容を問わず広く見られる傾向であり、特に、フリーランスの生計に直結するトラブルである。
3. しかし、フリーランスは個人であるという性格上、組織で事業を営む発注者との関係において、交渉力やその前提となる情報収集力において能力的に限界があり、取引の構造上、劣位に立たされている。また、発注者側に債務不履行があったとしても、法的手段による救済を求めるにすれば、回収額（契約単位の報酬額）に対して過大な時間と労力を伴うことから、かえってその事業機会を奪われることになりかねず、現実的な選択肢とはならないという実態がある。
4. さらに、低技能型のフリーランスや、専門的技能・経験を必要とする業務のうち現時点では技能の熟練度が低いフリーランスについては、特定の取引先に依存せざるを得なくなっている場合が多く、特に交渉力が弱いのが実情である。

③ 成果物・役務等の内容・取扱に係る課題

1. 契約で定められた条件に従わずに、作業時間・作業内容が一方的に変更される場合がある。特に、変更後にやり直しや追加作業が発生したにもかかわらず、それに伴う追加費用を負担してもらえない場合については、フリーランスの経済的利益が直接毀損されているという点で、上記②の報酬の支払いに係る課題と同様の問題がある。これは、トラブル経験者の38%で生じている。

〔※例えば、高技能型では、拘束時間の延長や事前打合せの追加（通訳業）、システムの仕様の一方的な変更（システム開発業）、低技能型では、配送する荷物の量の変更（配達業）、簡易なウェブ記事に係る内容変更（執筆業）といった事例がある。〕

2. また、特に成果物の提供を内容とする業務については、当該成果物の受取り拒否や返品がなされるという問題がある。

〔※例えば、納品後に検収条件が著しく変更され、受取拒否あるいは報酬の減額を迫られたといった事例がある。〕

3. これも、上記①と同じく、フリーランスの業種・業務内容を問わず広く見られる傾向であるが、1. 及び2. のいずれについても、個人で仕事をする以上、同僚に代替してもらう等組織的な対応ができないことから、ある業務につき契約が守られないと、他の業務に手が

回らなくなる等、業務を遂行する上で直接的な影響が生ずる。

〔※また、発注事業者都合で発注内容を頻繁に変更することにより、作業のやり直しが発生すると業務過多となり健康上の影響も生じることも指摘されている。〕

4. 確かに、発注事業者の立場からすれば、特に成果物の提供を内容とする業務については、一定の品質を確保する必要があるところ、契約の範囲内でやり直し等を指示することに問題はないと思われる。しかし、契約の範囲外で対価を支払わずやり直し等を指示することは、品質確保のためであっても必ずしも是認されるものではなく、交渉力で劣り、業務完了後に報酬が払われるフリーランスにとって、無償でのやり直し等の指示に従わないことや追加作業に対する報酬を要求することは、報酬の支払いが遅延し生計に影響が及ぶリスクが懸念されることから、現実にはハードルが高いという実態がある。

④ 取引の終了に係る課題

1. 取引の途中（例：プログラム等の成果物の作成の途中）で突如として契約を打ち切られる場合や、継続的な取引（例：スポーツクラブのインストラクター）が予告なく打ち切られる場合が指摘されており、トラブル経験者の23%において生じている。

〔※前者の場合は、民法上、請負契約において注文者は仕事の完成前であれば常に契約を解除できるものの（民法第641条）、仕事完成部分に対する請負者に対する報酬の支払い（民法第634条第2号）、解除により生じた損害の賠償（民法第641条）が必要となる。しかし、法的手段による救済を求めるにすれば、回収額に対して過大な時間と労力を伴うことから、かえってその事業機会を奪われることになりかねず、現実な選択肢とはならない実態がある。〕

2. 近年その数が増大しているプラットフォームを利用した業務委託でも同様の問題が生じており、事前の予告や理由の明示がなく、突如アカウントを停止され、仕事を行えなくなるとの問題も生じている。

〔※ウーバーイーツ配達員の一部が任意で構成するウーバーイーツユニオンの「事故調査プロジェクト報告書」（令和2年7月）では、事故に巻き込まれた後、理由について明確な説明はなくアカウント停止され、停止される期間についての説明もないという事例が報告されている。なお、アカウントの停止について契約時には配達員に示されていない。〕

3. これも、上記①と同じく、フリーランスの業種・業務内容を問わず広く見られる傾向であり、特に、低技能型のフリーランスであって

特定の取引先に依存している場合には、その経済的実質は、雇用労働者が一方的に解雇される場合に近いとも言えるものであり、予告無しの一方的な取引打ち切りは影響が大きい。

※本来、フリーランスは契約単位で仕事を受けるというその性質上、取引は個々に行われるものであり、「一方的な打ち切り」というのはフリーランスの本質と矛盾するかのようにも見えるところであるが、特定の取引先に経済的に依存している場合（事業者と取引をするフリーランス全体の40%）においては、予告が何らない場合には突如として生計の基盤が失われるという意味で弊害が大きい。

4. 確かに、発注事業者から見れば、自ら雇用していないフリーランスに被用者と同様の労働法上の義務を負っている訳ではないが、個人として処理できる業務量に限界がある以上、長期にわたり特定の業務を委託しているフリーランスについては、当該発注事業者に取引を依存している状況を認識し、又は容易に認識できる状況にある。このような場合、フリーランス側には取引継続への期待が生じていることも踏まえれば、発注の継続を求ることはできないとしても、取引の打切りに際し、フリーランスのその後生活設計に資するよう、事前予告等のプロセスを設ける必要はあると言える。

⑤ 取引に付随する課題

1. 取引の過程において、フリーランスに対するセクシュアルハラスメント（例えば、性的な誘いを断ったことを理由として他の取引先に悪意のある風評を流された、度重なる性的行為の強要に起因するストレスによって仕事の遂行に支障を来たした等）が明らかとなっている。

※令和元年の（一社）フリーランス協会の調査では、パワハラを受けたことがあると回答した者は 61.6%、セクハラを受けたことがあると回答した者は 36.5%（なお、調査対象は 40 歳未満が 5 割強、女性が約 7 割。）。なお、内閣官房の調査ではハラスメント被害に係る報告割合が少ない（約 3 %）が、回答者の 7 割が 40 歳以上、男性が 6 割であるという背景がある。

2. いわゆるパワハラについては、フリーランスは従業員ではなく、上司部下の関係には立たないものの、取引の過程においてパワーハラスメントと捉え得る事例（例えば、大勢の前での罵倒・無視などの精神的な攻撃を受け病気を患い仕事を辞めた、ミスをした際に叩く・蹴る・物を投げられる等した等）が明らかとなっている。

※フリーランスの中には、常駐エンジニアのように発注事業者の事業所で働く者もいるほか、発注事業者と離れた場所で作業を行う場合であっても、電話・メール等により精神的な攻撃を受ける事例も見られる。なお、発注事業者の事業所で働く者の例として、配送（配送拠点）、セラピスト・美容師（店舗）、トレーナー（ジム）、ライター（出版社）、講師（教室）、舞台照明・映像スタッフ（放送局）等がある。

3. 企業間の取引と比べると、フリーランスは、ハラスメントを受けても担当者を変更する、組織として取引先に抗議する等の対応ができないことから対応の手立てがなく、被害が深刻化しやすいという構造的問題がある。
4. 被害を放置すれば、フリーランスとしては心身の不調から事業活動の中断や撤退を余儀なくされる場合もある。一方で、発注事業者側としては、自らの従業員に対するハラスメント対策と同程度の措置を講じるインセンティブに乏しい。

※なお、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。）等の労働各法に基づく指針において、フリーランスへのハラスメント対策について、発注側の「事業主が対応することが望ましい取組」として位置付けられている（義務ではない）。他方、労働各法は、雇用契約から生じる使用従属関係を前提に法体系が構築されている。

企業同士の取引については、均等法に基づき、各企業が雇用する労働者が取引先からセクハラを受けた場合には、事案の迅速な事実認定や被害を受けた労働者への配慮措置等の対応が義務付けられている（パワハラは、「取引先からのハラスメント」に係る社会的な共通認識が形成されていないとの観点から義務付けはなされていない）。

5. この点、個人であっても、例えば、民法上の不法行為責任の追及やSNSに被害を公開する等の事実上の対抗措置を取ることも考えられるものの、
 - ・その後、業界内で仕事の発注が減る等の仕事上の不利益を被るおそれから実行に移しづらいこと、
 - ・ハラスメントに係る被害は、物理的・精神的な被害が生じてからではその回復・救済が困難となる場合も多く、裁判による事後的救済では不十分な場合があること

から、発注者が組織として予防的な対応を取るべき必要性が高い。

※民事裁判による事後的救済では以下の課題がある。

- ・ハラスメントは、健康被害とともに被害者の働く意欲や能力の発揮を妨げ、フリーランスの事業活動能力を長期的に損なうおそれがあること。

〔・特にセクハラの場合、プライバシーが細部に至るまで法廷にさらされることから、そもそも被害者が裁判に訴えることを躊躇する傾向が強いこと。〕

(イ)これら一連の課題の背景には以下の要因が挙げられる。

① フリーランスは、一人の個人（「生身の働き手」）であることから、法人組織のように契約の主体（当該法人）と役務提供の主体（当該法人の担当者）が分業されておらず、組織で事業を営む発注者との関係において、交渉力やその前提となる情報収集力において類型的に劣位に立たされている。また、個人で事業を行うという性質上、時間等の物理的制約から事業規模及び取引先の数も自ずと限定的なものとなり、新規の取引先を自由に開拓できる訳ではない。

② その結果として、特に高度な専門的技能を有する場合などの一部の例外を除き、報酬金額や契約条件の決定に際して発注事業者が主導的な立場に立ち、その意向が優先されやすくなる。

〔※日本政策金融公庫総合研究所の調査（平成30年）によれば、フリーランスを相手方とする場合には、小規模事業者を相手方とする場合と比べて、報酬金額や契約条件を主に発注事業者が決めていることが多い。〕

③ また、フリーランスは、発注事業者から仕様・作業内容等について指定を受けて物の作成や役務の提供を行うものであるところ、当該指定に沿った役務等を提供しなければ業務を完遂したことにならないことから、往々にして業務の中途において発注事業者の指示を受けて業務を進めるという状況に陥りやすい。そして、報酬が業務完遂後に支払われるという性格上、生計のため速やかに収入を確保したいフリーランスとしては、契約の範囲外の指示であっても、そのことについて係争するのは時間的・労力的に見合わないことから、往々にして受け入れざるを得ない。

④ これらの要素が相俟って、発注者が口頭で発注や業務に関する指示を行う土壤が残り、また、大部分のフリーランスにおいては、特定の取引先と継続的な関係を持ちつつ、経済的に依存する傾向に陥りやすいためと考えられる。特に、フリーランスとしての事業が主たる生計の手段である場合は、発注事業者から指示を受け役務を提供し、収入を依存している点で、その実質は、使用者と労働者との関係に類似するものとなる。

⑤ また、個人が発注事業者としてフリーランスに発注する場合には、組織が発注事業者である場合と比較して、必ずしも取引上の交渉力・情報力の格差はないものの、契約等について学ぶ機会・知見が足りないこと等により、発注・契約手続において契約条件を逐一書面化することを煩雑なものと捉え、口約束により仕事を依頼する習慣等があると考えられる。

(4) 対応の方向性（フリーランスに係る取引基盤の整備）

(ア) 上記（3）(イ)で述べた要因は、フリーランスの業務・職種を問わず等しく妥当するものであり、弱い立場に立たされやすい取引関係に一定の規律を設ける必要がある。

(イ) 他方で、

- ① フリーランスの業務・職種は多種多様であり、ビジネスモデルや情報技術の変化とともに急に変わることも想定されることから、これを明確に分類・定義してそれぞれに応じた規律を設けたとしても、捕捉しきれない類型が生じると考えられること、
- ② 本来は当事者間の契約自由の原則が妥当する領域であり、フリーランスを過度に保護しようとすれば、発注事業者はフリーランスを選択することを避けることとなり、かえってフリーランスの就業環境を害することとなること、
に留意する必要がある。

(ウ) そこで、立法措置としては、事業者間取引において弱い立場に立たされやすい個人で事業を行う者を職種や業務内容で分類しない形で定義した上で、口約束に起因する契約トラブルを未然に防止するための契約条件の明確化等、発注事業者と個人で事業を行う者に係る取引全般に妥当する最低限の規律を設け（すなわち、広く薄く規律することとし）、フリーランスの取引基盤を整備することとする。

※なお、技能が低く特定の取引先に依存したフリーランスについては、当該取引先に従属した関係にあるという経済的実質に着目し、「雇用類似の労働者」としてその保護の在り方が労働法の分野で論点となっている。厚生労働省においても平成30年～令和2年にかけて有識者会議を開催し検討をしており、保護の具体的方法については議論が分かれるものの、少なくとも、まず契約条件の書面交付等による明確化に取り組むべきいう点では概ね議論が一致している。

(エ) また、発注事業者が個人である場合（その多くは業務委託を受けるフリ

一ランスでもある。)には、発注事業者が組織である場合と異なり、委託を受けるフリーランスとの間で取引上の立場の優劣があるわけではないものの、契約条件を明らかにさせることは、業務委託に係る取引上生じ得るトラブルを予防し、フリーランスに係る取引を適正化する点において、発注事業者が個人であるか組織であるかで違いはなく、発注事業者の利益にも適うことから、契約条件の明確化に限り規律を設けることとする。

(5)新規立法に伴う留意点

(ア)事業者選択の問題について

- ① 新規立法による規制の負担によっては、発注者が、フリーランスへの業務委託を避けて内製化や他社への委託への切り替えをすることとなり、かえってフリーランスの利益を損なう可能性があることについて留意が必要となる。
- ② この点については、
 1. 新法で講ずることとする措置の内容は、契約の書面交付や報酬支払時期の遵守等、企業間の取引においては現在も当然に行われている内容であり、類型的に見て発注者に新たな規制対応を迫るようなものではないこと、
 2. 新法によってフリーランスに係る取引の適正化を図り、トラブルを予防することにより、フリーランスの無用な事業撤退を防ぐとともに、その市場参入を促進することから、適正な業務委託を行う企業にとっては、発注控えではなく、フリーランスの活用を促進することにつながること

を踏まえれば、発注事業者としては、それまでフリーランスへの業務委託により享受してきた①固定費の削減効果や、②(他社への業務委託よりも)迅速かつ小回りのきく対応を得られるというメリットを犠牲にしてまでフリーランスを避けるという事業者選択の問題が起きる可能性は低いものと考えられる。

(イ)フリーランスが消費者に対して役務を提供する場合について

- ① フリーランスが消費者に対して役務の提供を行う場合には、上記のような問題は発生せず、むしろ消費者契約法に基づき消費者の保護を図るべき場合であるため、今般の対応は不要である。

2. 新法で措置する必要性（現行法制の課題）

(1) 独占禁止法との関係

(ア)これまでに述べたフリーランスに係る取引上の課題については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）上は、優越的地位の濫用（第 2 条第 9 項第 5 号）に該当しうるものとして、個々の事案に対して排除措置命令及び課徴金納付命令の措置を取ることが考えられる。

(イ)しかしながら、

- ① 独占禁止法に基づく優越的地位の濫用規制の目的は、競争秩序の維持という公益にあるところ、フリーランスに係る取引を巡る課題について、全てを競争秩序の維持を目的として規律できるかは必ずしも明らかではないこと、

※独占禁止法に基づく優越的地位の濫用で規制される場合とは、一方の事業者がその優越的地位を利用して濫用行為を行うことにより、取引主体が取引の諾否及び取引条件について自由かつ自主的に判断することによって取引が行われるという自由な競争の基盤が侵害される結果、当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、当該行為者はその競争者との関係において競争上有利となり、公正な競争を阻害するおそれがある場合である。

これに対し、例えば、フリーランスに係る取引のうち取引の終了に係る課題（打ち切り等）や取引に付随する課題（ハラスマント）は、競争秩序の維持との関連性は薄くなる。

- ② 独占禁止法の執行に当たっては、強者側の市場における地位が高いこと、取引上優越した地位を利用した行為であること、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えるものであること等の要素を個別に認定する必要があるところ、経済的基盤が脆弱なフリーランスは問題解決に時間を要すれば回復不可能な状態に陥ることとなるとともに、約 462 万人いるとされるフリーランスについて個別に対応することは公正取引委員会の組織体制上現実的ではないこと、
- ③ 優越的地位の認定においては、強者側の市場における地位が高いことが判断要素となるところ、フリーランスに発注する事業者には小規模事業者も多く、同要素を満たさない場合も考えられることから、独占禁止法により適切な対応を期すことは困難である。

(2) 下請代金法との関係

- (ア)下請代金法は、「下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業

者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与すること」を目的とし（第1条）、独占禁止法の特例として位置付けられる。

(イ) 下請代金法は、独占禁止法に基づき優越的地位の濫用を個別に認定していくには、問題解決に時間を要することとなり、下請事業者の救済に実効性を欠くことから、

- ① 資本金の多寡により親事業者（元請事業者）と下請事業者の関係が成立する場合に優越的地位を擬制した上で、
- ② 規律の対象となる下請取引の種類を個別列挙した上で、親事業者の遵守事項と禁止事項を定めることにより、
下請事業者の迅速な救済を図るものである。

※下請代金法上、下請事業者には個人事業者も含むところ、個人たる下請事業者に対して製造委託等を行う場合は、資本金の額又は出資金の総額が1000万円を超える法人事業者が親事業者として規制を受けることとされている（下請代金法第2条第7項各号及び同条第8項各号）。他方で、フリーランスに対し業務委託を行う発注事業者のうち、資本金1000万円以下の小規模事業者は4割を占めており、当該者には下請代金法が適用されない。

(ウ) 今般措置する内容は、発注事業者側の遵守事項、禁止事項を定める点で規制手段に下請代金法との類似性があるものの、

- ① 組織である発注事業者側と個人であるフリーランスの構造的な力関係に着目し優劣を擬制する点で、親事業者と下請事業者の関係を規律する下請代金法に類似するが、資本金の多寡のみではフリーランスに係る取引保護の対象範囲としては狭いこと、
- ② 今般生じている問題は、フリーランスに何らかの業務を委託する場合に共通して生じているものであり、下請取引以外の取引を規律の対象とする必要があること（なお、現行の下請代金法の対象となり得る取引はその半数にも満たない）、
という違いがある。

(エ) この点、今般措置するフリーランスに係る取引の中には、下請事業者に係る取引が含まれることや、規律する対象となる取引や規制手段に共通する部分があることを捉えて、下請代金法の改正・拡充により対処することも考えられるものの、上記（ウ）のとおり規制対象事業者、規制対象取引が異なっていることから、結局は二種類の規制体系を一つの法律にまとめることとなり、かえって規制の目的が不明瞭となると考えられる。

このため、別法として措置することが合理的であると考えられる。

(オ)適用除外規定の必要性の有無について

- ① 新法と下請代金法との関係については、適用除外規定を置く方法又は勧告の権限行使に係る調整規定を置く方法が考えられるが、
 1. 適用除外規定を置く場合には、特に新法と下請法で同時に勧告を行う場面において、勧告の対象者が同じであって当該者が行う複数の取引がそれぞれ新法又は下請法の適用対象である場合において、執行機関及び規制対象者の双方において、大きな負担となること、
 2. 勧告の権限行使に係る調整規定（具体的には、「下請代金法に基づく勧告を行い事業者がそれに従った場合には、新法に基づく勧告を行わない」とする旨の規定）を設けることも考えられるが、新法に当該規定を設けるだけでは、新法に基づく措置の後に下請代金法に基づく措置がなされうるという意味において、重複適用を排除したことにはならず、他方で2つの法律双方に当該規定を設けている例もないこと、
- といった課題がある。
- ② 新法と下請代金法について、いずれも取引適正化という目的は同じであり、双方に違反する事業者の行為について、一方の法律に基づく指導・勧告によって行政目的が達成されれば、他方の法律との関係でも目的が達成されることになるため、重ねて指導・勧告の権限行使する前提を欠くことになると考えられる。よって、新法においては適用除外規定を設けないこととする。
- ③ なお、新法と下請代金法が重複する事案（発注事業者）について、下請代金法においては、書面交付義務違反に罰則が適用されること（下請代金法第10条第1号）、支払遅延に関して遅延利息が課されること（下請代金法第4条の2）を踏まえると、下請代金法を適用する方が違反に対する措置が厳しいほか、保護対象であるフリーランスの利益にも資することから、その場合には下請代金法の適用を新法に優先させる方針である。

※他方、発注事業者から不利益行為を受けた複数の受注者に係る取引の全てについて、下請代金法では網羅的に対象にできないが、新法では網羅的に対象にできる場合には、新法に基づき勧告するほうが望ましいこともあります。具体的には、不利益行為を受ける受注者が全てフリーランスに該当するが、取引内容を個別にみると下請取引とそうでない取引（単なる業務）

委託)が混在している場合であって、下請代金法の対象とならない部分が過半を超えるような場合には、下請代金法と新法に基づき2つの勧告を行う、又は新法を一括適用して勧告するという2つの選択肢が考えられるが、規制対象者側の負担、調査に要する時間・行政コスト、勧告で得られる効果等を勘案すると、新法のみを適用することが適当なケースもある。そのため、下請代金法と新法の優先関係は個々の事案の状況を加味して、運用の中で個別に判断することが望ましい。

※また、本法律案では、勧告に従わない場合には行政処分である命令がなされることから、そのような措置の違いも考慮して、運用の中で個別に判断することが望ましい。

(3) 労働関係法令との関係（労働基準法、労働契約法等）

- (ア) 労働関係法令における「労働者」は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条第1項を引用しているところ、同条の「労働者」に当たるか否か（労働者性）の判断基準としては、「使用従属性」の有無、すなわち、
① 労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか（仕事の依頼や業務指示に対する諾否の自由があるか、業務を遂行する上で指揮監督を受けているかどうか等）
② 報酬が「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかなどの実態を勘案して、総合的に判断することが裁判実務上も確立されている。

(イ) 本法律案では、上記1.(1)(ウ)②で述べたいわゆる低技能型のフリーランスを中心に、特定の取引先に依存している者もその対象とすることとしている。

(ウ) この点、経済的実質が発注事業者に従属している点に着目すれば、労働者と共に通している点を捉えて、労働関係法令における「労働者」の概念を拡張してフリーランスを保護することも考えられるものの、労働法上の規制を包括的に適用した画一的な保護は、かえってフリーランスの多様で柔軟な取引・働き方を阻害しかねないことから、適切ではない。

※なお、家内労働法（昭和45年法律第60号）のように、労働基準法における労働者の定義に該当せず労働基準法等による保護を受けることができない者に個別に労働法的保護を図ることも考えられるところであるが、今般はこのような対応を取らないことについては、下記3. 参照。

※また、例えば、セクハラ対策について定める均等法を個別に改正してフリーランスについても均等法上の労働者と位置付けることも考えられるものの、均等

法は、「雇用関係」上の「男女平等」の取扱いを確保することを旨としていることを踏まえると、雇用関係にないフリーランスについて措置することは必ずしも適切ではない。

3. 本法律案の性格について

- (1) 本法律案の方向性は、組織でなく個人で事業を行う事業者、いわゆるフリーランスに係る取引についての規律という側面を捉えれば、取引法と位置付けることとなるところ、フリーランスを人的要素に着目して構造的な弱者であるという点を捉えれば労働法的な側面を有することとなる。
- (2) この点、労働法的な保護を及ぼすとすれば、保護の内容にもよるが「使用者」的な立場に立つこととなる発注事業者側に様々な規制を行うこととなるので、本来であれば、フリーランスの属性等に着目し、類型化した上で個別に保護内容を措置する必要がある。
- ※家内労働法のように、労働基準法における労働者の定義に該当せず労働基準法等による保護を受けることができない者を個別に定義し、労働法関係法令における保護に準じた保護を及ぼしている例もある。同法は、家内労働者を「物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者（略）であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（略）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするもの」とし、規制対象取引をいわゆる内職に限定した上で、その実情に応じて、家内労働手帳の交付（第3条）、就業時間（第4条）、最低工賃（第8条）等、就業時間、賃金等、労務一般を広く規律し保護している。
- (3) しかしながら、フリーランスについては多様で柔軟な働き方として位置付けられており、画一的な保護がかえってその意義を損ねることとなる。労働法的な保護を必要としない者や求めない者も存在すること、保護を求める者と保護を求める者が分かれる要因として、当該者の技能の専門性・熟練度があることを踏まえると、フリーランスの業種等の主体に着目した区別は困難を伴う。

- (4) 他方で、本法律案は、フリーランスを「労働者」的な立場でなく個人で事業を行う事業者として捉えた場合に、フリーランスが発注事業者との取引関係において構造的に弱い立場に置かれやすいという特性を踏まえ、フリーランスの職種・業務如何を問わず、等しく共通する取引上の課題に対応するために、「広く薄く」規律することにより、最低限の取引環境を整備することにその本質がある。このため、フリーランスに係る取引の適正化（公正化）を図るという目的に加え、発注事業者側の遵守事項、禁止事項を定める点で規制手段が下請代金法と類似しているところ、その基本的考え方は、一方当事者の優越的な立場から生じる取引上の課題を是正し適正化を図るという点で同

様である。

- (5)また、フリーランスに係る取引上の課題のうち、労働者的側面も有するハラスメント等の課題については、取引上の力関係に起因して形成される優劣関係から生じ、フリーランスにおいて解決できない問題である点において、新法で対応する他のトラブル類型と、問題の発生原因において異なるものではなく、また、こうした行為によって取引そのものが歪められたり、フリーランスが取引市場から撤退することにつながるという点において、その対策の本質は、フリーランスが安心して自由に取引できるようにするためのものであり、これもまた取引の基盤を整備する要素として整理することができる。
- (6)以上を踏まえれば、本法律案は、取引の適正化を図るための取引法としての性格が顕著であり、題名は「取引の適正化等に関する法律」とすることが適切である。

※厚生労働省は、「労働者の働く環境の整備」（厚生労働省設置法第3条第1項）を任務とし、働く者の就業環境の整備を所管するところ、ハラスメント等の課題については、フリーランスの就業環境の整備であると同時に、フリーランスとの取引に係る内在的な問題に対応し、取引基盤を整備するものでもあることから、新法の一部を分担して所管することとする。

II. 題名と各規定について

0. 題名 (題名関係)

1. 題名の考え方について

本法律案は、法人その他の団体に雇用されずに事業者から委託された業務を行う個人で事業を行う者に係る取引を適正化し、その就業環境を整備するために所要の措置を講ずるものであるため、その趣旨を明らかにする。

2. 具体的な規定振りについて

(1) 「特定受託事業者」

働き方の多様化や今後の日本経済の発展の観点から、いわゆるフリーランスについての政府の考え方を示すことが重要と考え、本法律案においてフリーランスを定義することも検討されたところであるが、

①具体的に、どのような者が「フリーランス」に該当するのかについては、必ずしも共通した理解があるわけではなく、また、今後も様々な形態のフリーランスが登場していくことが考えられる。そのため、新法で「フリーランス」という用語を定義すると、今後、フリーランスと呼称されるものに係る施策において、新法で定めたフリーランスの定義に縛られ、適切な施策を実施することができなくなってしまうおそれがあること、

②新法が、特定の類型の事業者に係る取引の適正化を柱とするものであることから、「特定●●事業者」と示すことで、事業者の取引適正化に係る法律であるという政策的なメッセージがより明確になること

から、「フリーランス」を定義することとはせずに、業務委託を受ける者という意味で「特定受託事業者」として、保護対象事業者を定義することとした。

(2) 「特定受託事業者に係る取引」

(ア) 本法律案による適用対象（業務委託（第2条第2項））を表すものである。

(3) 「取引の適正化等」

(ア) 「取引の適正化」とは、本法律案が、個人として、いわば裸一貫で委託業務を遂行する特定受託事業者は、組織で事業を営む発注事業者との取引関係において、情報収集力や交渉力が劣位であるほか事業規模や取引先数が限定的であるため取引先の切り替えが容易でないことや、発注事業者の指示を受けて業務を遂行する中で収入の確保のために契約の範囲外の指示であっても受け入れざるを得ない等構造的に弱い立場に置かれやすい特性を踏まえ、

特定受託事業者の職種・業務に対して横断的・中立的に共通する取引上の課題に対応するための措置を講ずることによって、特定受託事業者に係る取引の適正化を図るという趣旨である。

(イ)また、「等」は、本法律案は、特定受託事業者が取引主体としての事業者であると同時に、一人の個人として働くという人的要素に着目し、突然の契約の中途解除や打ち切りがその者の生計に与える打撃が大きい、交渉力・情報力の差により自己の認識と齟齬のある不本意な内容の契約を余儀なくされる、また、就業をする上で各種のハラスメントを受ける立場にあるという課題についても対応するための措置を講じ、こうした一人の個人として働く特定受託業務従事者の就業環境の整備を図るものであることを示す。

これは「取引の適正化」のみでは把握しきれない労働法的な側面を持つことから、「等」とする趣旨である。

(4)以上をあわせ、「**特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律**」とする。

1. 目的規定
(第1条関係)

1. 趣旨

本条は、本法律案の目的を明らかにするものである。

2. 具体的な規定ぶりとその背景となる情勢

(1) 「我が国における働き方の多様化の進展に鑑み」

(ア)特定受託事業者とは、特定の組織に属さず自由に仕事をする者（収入を得る者）という属性を有するところ、従来は、個人事業主として主に中小企業立法による支援対象とはされてきたものの、特にその就業状況や取引状況について政策的に注目されることはなかったところである。

(イ)しかし、近年は、デジタル社会の進展に伴い新たにプラットフォームから飲食物の配達を受託する配達員や、いわゆるクラウドソーシングにより業務を請け負うクラウドワーカー等の就業形態を取る者も現れているほか、組織に所属しないながらも特定の取引先に依存し、その経済的実質において（非正規）雇用類似の働き方により生計を立てる者も現れているところである。

(ウ)また、企業においても固定費の削減等を目的として外部への業務委託を拡大させているところであるが、その中には、経営状態の悪化等の企業都合により、社員がやむを得ず労働契約から業務委託契約に変更されることに合意して特定受託事業者になる場合もある。これらの動きと相俟って、特定受託事業者の裾野は今後も拡大していくことが見込まれる。

(エ)本法律案は、我が国において新たな就業形態で特定受託事業者として働く個人が出現し、今後も拡大することが見込まれるという現状を踏まえたものであることを示す観点から、「我が国における働き方の多様化に進展に鑑み」とする。

(2) 「個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため」

(ア)本法律案の直接的な目的を表すものであり、これを具体化したものが、後述する「特定受託事業者に係る取引の適正化」及び「特定受託業務従事者の就業環境の整備」である。

(3) 「特定受託事業者に業務委託をする事業者について」

(ア)特定受託事業者の本質は、①特定の組織に属さずに一人で事業を営んでおり、②発注事業者から、仕様や内容について指示を受け、物品の製造、情報成果物の製作、運送・作業等の役務の提供を行う、という点にある。

(イ) そして、特定受託事業者が発注事業者から業務委託を受ける際には、以下のような取引構造上の制約がある。

①一個人で事業を営む性質上、組織で事業を営む発注事業者との関係において、交渉力、並びにその前提となる情報収集力及び知見において、類型的に劣位に立ち、また、物理的な制約から、事業規模及び取引先数も限定的となり、新規の取引先を自由に開拓できる訳ではないため、報酬金額等の取引条件の決定に際して発注事業者の意向が優先されやすい。

②発注事業者から仕様・作業内容等について指定を受けて物品の製造や役務の提供等を行い、また、報酬が業務完遂後にその結果に対して支払われるという性格上、往々にして業務の中途において発注事業者の指示を受けて業務を進めるという状況に陥りやすく、また、契約の範囲外の指示であっても、生計の維持に必要な報酬の速やかな支払を得るため、現実的にはこれに従わざるを得なくなりやすい。

(ウ) これらの要素が相俟って、発注事業者が口頭で発注や業務に関する指示を行う土壤が残り、また、大部分の特定受託事業者においては、特定の取引先との関係が継続・固定化し、経済的な依存関係に陥る傾向があり、その結果、業務委託を受けるに当たって、契約条件が明示されない等のトラブルを抱えやすくなっている。本法律案は、特定受託事業者を職種や業務内容で分類しない形で事業者一般として定義した上で、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等、発注事業者と特定受託事業者に係る取引全般に妥当する最低限の規律を設けることとしており、発注事業者についても業種・職種で分類せず一般的に「事業者」とする。なお、「業務委託」の内容については別途定義を設ける。

(4) 「特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより」

(ア) 発注事業者から業務委託を受ける特定受託事業者は、上記の構造上の問題に端を発する取引上の課題として、①取引の明確性に係る課題、②報酬の支払いに係る課題、③成果物・役務等の内容・取扱に係る課題、④取引の終了に係る課題、⑤取引に付随する課題を抱えており、本法律案は、これらの課題に対応するための最低限の規律を設け、特定受託事業者の取引基盤を整備するものである。

(イ) 上記の取引上の課題のうち、特に①の取引の明確性に係る課題については、特定受託事業者への発注が口頭でなされることにより契約内容が不明確である等の問題があるところ、当該問題を経験した特定受託事業者の数が相当数存在するほか、報酬の支払いその他の取引上の課題の原因ともなっていることもあり、当該課題へ対応するための特定受託事業者の給付の内容その他

の内容の明示の義務（第3条）は、本法律案の措置の中心となるものである。そこで、これを明らかにするために、「**特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより**」とする。

（ウ）なお、「義務付ける等」の「等」は、報酬の支払義務（第4条）、特定業務委託事業者の遵守事項（第5条）等の特定受託事業者への業務委託に係る取引面のその他の規律や、募集情報の的確な表示義務（第12条）、特定受託業務従事者の妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮義務（第13条）、ハラスメント対策（第14条）及び解除等の予告義務（第16条）等の特定受託業務従事者の就業環境の整備に係る規律を指している。

（5）「特定受託事業者に係る取引の適正化」

（ア）本法律案の直接的な目的（上記（2）「個人が特定受託事業者として安定的に働くことができる環境を整備するため」）を具体化したもの一つであり、発注事業者から業務委託を受ける特定受託事業者が様々な取引上の課題に直面しているという状況に鑑み、特定受託事業者との取引における口約束に起因する契約トラブルを未然に防止するための契約内容の明示等、発注事業者と特定受託事業者に係る取引全般に妥当する最低限の規律を設け、その取引の適正化を図ることを目指すものであることを示している。

（6）「特定受託業務従事者の就業環境の整備」

（ア）上記（5）と同じく、本法律案の直接的な目的（上記（2）「個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため」）を具体化したもの一つであり、上記（4）の措置により、特定受託事業者の取引基盤が整備され、従来は雇用関係の下で働くことが私生活との両立の観点等で難しかった者も含め、様々な背景を持つ者が事業者として安心して働くことのできる環境が整備されることを示している。

（7）「もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」

（ア）本法律案の究極的な目的を表すものである。（2）の直接的な目的（それを具体化したものとしての（5）及び（6））を実現することにより、かかる究極的な目的が実現されるという関係にある。

2. 定義
(第2条関係)

1. 趣旨

本条は、本法律案を通して共通で用いられる用語の定義を定める。

2. 定義語の順序について

本条では、第1項で「**特定受託事業者**」、第2項で「**特定受託業務従事者**」、第3項で「**業務委託**」、第4項で「**情報成果物**」を定義して本法律案の対象たる特定受託事業者について規定した上で、第5項で「**業務委託事業者**」、第6項で「**特定業務委託事業者**」、第7項で「**報酬**」を定義している。

2－1. 「特定受託事業者」の定義
(第2条第1項関係)

1. 趣旨

第1項は、本法律案の保護対象者である「**特定受託事業者**」の概念について、その意味内容を規定している。

2. 具体的な規定ぶりの解説

(1) 「業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するもの」

(ア) 特定受託事業者は、業務委託の相手方である事業者であるところ、業務委託の相手方とは、業務委託に係る取引の相手方となることを意味する。したがって、業務委託以外の取引（既製品の売買等）の相手方となる事業者については、本法律案における特定受託事業者には該当しない。

(2) 「従業員を使用しないもの」

(ア) 「従業員を使用しない」とは、労働者を雇用しないと同義であって、労働者を一人でも雇用していれば、本法律案の特定受託事業者には該当しない。

(イ) これは、1人でも従業員を使用する者は、当該従業員と2人で自らの業務を分業することが可能であるところ、従業員を使用する者は、契約主体と役務提供主体とで複数の人員による分業を行うという点で組織としての実態を備えるものであって、組織としての発注事業者と個人としての特定受託事業者との間の交渉力や情報収集力の格差に着目して規律を設ける新法の対象とするのは妥当でないからである。

(ウ) 従業員を使用しないか否かの判断に当たっては、組織としての実態を備えると言うためにはある程度継続的な雇用関係が前提となることに鑑み、一定期間にわたり使用されている労働者を観念する法律である雇用保険法（昭和49年法律第106号）における「雇用される労働者（被保険者）」と同一の解釈を採ることとする。これは、規制対象者である発注事業者にとっては、業務委託の相手方について、雇用保険適用事業場に該当するか否かを確認すれば、当該相手方に被保険者が存在するか否か、ひいては従業員を使用しないか否かを判断することができるうこととなり、発注事業者の負担軽減及び基準の明確性の担保の観点からも相当である。

(エ) なお、このように他法の解釈を借用するものとして、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）がある。同法では、「常時使用する従業員」（中小企業基本法第2条第1項第1号）について、労働基準法第20条の規定に基づく予め解除予告を必要とする者と解しているところ、事業承継税制の適用に

において社会保険の標準報酬月額決定通知書をもって確認している等、実際に他法の解釈を借用して運用されている。

(3)「法人であつて、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの」

(ア)特定受託事業者の中には、税務上のメリットを享受したり、法人でなく個人事業者とは社内規定上契約できないとして取引先から要請されたりする等の理由により、法人化してその代表者として業務を行う（いわゆる法人成り）者が存在する。そのような法人であるが、1人の個人が単独で業務を提供するものについては、組織のように分業がなされておらず情報収集力や交渉力が劣位になること、また、個人で事業を行うという性質上、時間等の制約から事業規模や取引先数も自ずと限定的になり、既存の取引先から不利益を受けても他の取引先に切り替えることは容易ではないという特定受託事業者の特徴がそのまま当てはまる。

(イ)以上を踏まえ、新法では、個人で事業を行う者が1人で法人成りした法たる特定受託事業者を保護の対象にしようとするものであるところ、他方で、新法の趣旨である特定受託事業者としての特徴が妥当する範囲において、保護対象となる法人を限定する必要があるものと思料する。

(ウ)具体的には、

①法人のうち、例えば株式会社については、他人を使用せずとも、その役員等が複数存在することがあり得るところ、かかる役員構成をとる株式会社については、一人の個人が単独で業務を実施しているとは認められないことから、これを新法の保護対象から除く必要があり、

②また、法律により法人格が与えられている団体等についても、

1. 特定非営利法人（特定非営利活動促進法第12条第1項第4号）や投資者保護基金（金融商品取引法第79条の29第1項）等、法律によりその構成員が一定数存することが要求されているものや、
2. 合資会社（会社法第576条第3項）、一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第173条第2項、第3項）、技術研究組合（技術研究組合法第2条第1項）、事業協同組合（中小企業等協同組合法第35条第2項）等、法律により機関（理事等）となる者を複数人選任することが要求されているもの、

が存在するところ、これらの団体等についても、一人の個人が単独で業務を実施しているとは認められないことから、新法の保護対象から除く必要がある。

(エ)以上の点に鑑み、代表者一人のみしかおらず、他に社員や役員その他の構

成員がいない法人のみを保護対象とするべく、「法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの」を保護対象者として規定する。

(才)なお、「これらに準ずる者」としては、特定非営利法人の構成員や株式会社の株主等が想定される。

※なお、民法上の組合については、組合員間において互助的な性質を有するものの、組織としての実態があるとまではいえないことから、法的主体性が認められず個々の組合員が契約の当事者となる。そのため、発注者が組合を通じて個々の組合員との間で業務委託をした場合においても、当該業務委託が新法の対象となるかどうかについては、当該個々の組合員と発注者の関係において、当該組合員に雇用する者がいるかどうか等によって判断することとなる。

※商法上の匿名組合（商法第535条以下）についても、法人格のない団体であるところ、営業者と組合員との二者間契約であり、匿名組合として契約の主体とはなりえない。匿名組合と契約する者が新法の対象となるかどうかは、民法上の組合における場合と同様に、当該匿名組合の営業者が「特定受託事業者」かどうかによって左右されることになる。当該営業者が個人の場合は、当該個人において雇用する者がいるかどうか、当該営業者が法人である場合には、代表者一人か否かあるいは従業員がいるかどうか等により判断されることになる。

2－2. 「特定受託業務従事者」の定義 (第2条第2項関係)

1. 趣旨

第2項は、本法律案の保護対象者である「**特定受託業務従事者**」の概念について、その意味内容を規定している。

2. 規定の説明

(1) 「**特定受託事業者**である前項第一号に掲げる個人及び**特定受託事業者**である同項第二号に掲げる法人の代表者」

(ア) 本法律案における特定受託事業者の定義は、取引主体としての事業者に着目して規定されており、個人で事業を行う者が事業とは無関係に本来的に有している自然人としての性格と異なる、取引主体としての性格が前面に出たものとなっている（例えば、特定受託事業者が法人である一人社長の場合に顕著であるが、その場合も例えば請求書は「A会社B様」であり、取引主体としてはA会社となる。）。

(イ) 他方で、第14条（業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講すべき措置等）等の規定は、特定受託事業者の自然人としての側面に着目して規定すべきである（すなわち事業者の育児介護等への配慮や事業者に対するハラスメントは観念できない）ところ、これらの規定の保護の対象が特定受託事業者という属性を有する自然人であることを示す必要がある。

(ウ) このため、特定受託事業者の定義（第2条第1項）を引用する形で、個人事業者においては「その者」であること、法人にあっては代表者という個人に着目して対象を把握し、これを「**特定受託業務従事者**」とするものである。

2－3・4. 「業務委託」の定義 (第2条第3項、第4項関係)

1. 趣旨

第3項及び第4項は、本法律案の目的の一つである取引適正化の対象となる「業務委託」の概念について、その意味内容を規定している。

2. 規定の説明

(1) 「事業者がその事業のために」(第3項)

(ア) 「事業者」

①本法律案における「事業者」とは、一般的な「事業者」の定義と同様、「商業、工業、鉱業、農林水産業、運送業、サービス業その他の事業を行う者の総称」(角田禮次郎ほか編『法令用語辞典 第10次改訂版』(2016、学陽書房))として用いている。なお、独占禁止法においても同じ趣旨で用いられている(同法第2条第1項)。

②ここにいう「事業」とは、「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行をいう」とされており(角田ほか編・前掲書)、営利の要素は必要とせず、営利の目的をもってなされるかどうかを問わない。「反復継続して」が要件となっているのは、一回限りの行為や私的・個人的な行為を除く趣旨である。

③新法は、

1. 特定受託事業者が一人の個人として物の作成や役務提供を行う点で、組織で事業を営む発注事業者との関係において、交渉力やその前提となる情報収集力について類型的に劣位に立つほか、個人で事業を行うという性質上、時間等の物理的制約から事業規模及び取引先の数も自ずと限定的なものとなる点から、報酬金額や契約条件の決定に際して発注事業者が主導的な立場になり、その意向が優先されやすくなる点に加えて、

2. 発注者からの依頼に基づき役務提供等を行うという性質上、往々にして業務の途中において発注者の指示を受けて業務を進めるという状況になりやすく、また報酬が業務完遂後に支払われるという実態から、契約の範囲外の指示でも現実的には従わざるを得ないことが多い

という特性を有することに鑑み、特定受託事業者の職種・業務内容如何を問わず、等しく共通する取引上の課題に対して特定受託事業者の取引の適正化等のための規律を設けることとしている。

④このような新法の趣旨に鑑みれば、新法の対象となる業務委託とは、事業者から特定受託事業者に対して行われるものと考えるのが相当である。したがって、事業者以外の主体(消費者)から特定受託事業者に対して行わ

れる業務の委託は、新法の「**業務委託**」には該当しないことになる。

(イ) 「**その事業のために**」

- ① 「**事業のために**」とは、当該事業者の事業の用に供するために行うものが該当する。

※なお、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項、会社法（平成17年法律第86号）第5条第1項等では、「事業として又は事業のため」と双方が用いられていることがある。この点について、「事業として」とは、一般に、会社が本来の営業活動としてという意味であり、通常は、定款に「目的」として記載・記録した事項に関するものと解されているところ、当該行為は広く事業の用に供するために行うものともいうことができると考えられること、また、本法律案が事業者間取引である限り広く対象とする観点からは「事業として」を敢えて規定する必要はないことから、単に「事業のために」を用いることとする。

- ② 「**事業**」に関しては、

1. 法人である発注事業者については、必ずしも定款記載事項に限られるものではなく、定款上の目的とは無関係な行為であったとしても、反復継続的になされているものであれば「**事業**」に当たることから、当該事業の遂行に必要な委託であれば、「**業務委託**」に該当する。

※例えば自社のウェブサイトの保守管理を特定受託事業者たるエンジニアに委託すること等が該当する一方、寄付やそれに類する無償行為の用に供するために行われる委託は、「**業務委託**」には該当しないことになる。

2. 他方、個人事業主である発注事業者についていえば、「**事業者**」として契約の当事者となる場合も、「**消費者**」として契約の当事者となる場合もあるところ、個々の具体的な業務委託に応じて、「**事業のために**」委託をしているかどうかを判断することとなる。その判断の考え方として、(1)契約締結の段階で、業務の内容が事業の目的を達成するためになされたものであることの客観的、外形的基準（名目等）があるかどうか、(2)提供される役務が消費者として当該役務の提供を受けることが想定しがたいものか否か、

というものが考えられる。

※例えば、個人事業主である発注事業者が、自宅兼事務所のリフォームを特定受託事業者たる一人親方に委託する場合に、発注書に「事務所修繕のため」等と記載されている場合には、(1)の観点から、かかる委託は「**事業のために**」なされたものと判断される。また、個人事業主である発注事業者が、スケジュール管理等の秘書業務を特定受託事業者たる秘書に委託する場合には、(2)の観点から、かかる委託は「**事業のために**」なされたものと判断される。

(2) 「他の事業者に・・・委託すること」(第3項)

(ア) 「委託」とは、依頼に際して、物品や情報成果物の仕様、役務の内容を指定することをその要素としているところ、仕様及び内容の指定の程度は、転用可能な汎用品といえない程度に仕様及び内容を指定されていれば足り、形式上は請負、委任、準委任のいずれであっても、その実態が物品等の仕様、役務の内容を指定しているものであればよい。この「委託」に係る考え方は下請代金法における各種の委託と同様の考え方方に立っている。

(イ) 本法律案においては、下請代金法における各種の委託と比べると、委託に係る契約の当事者が下請関係にないものも含めて事業の用に供するために行うものを広く含む点で対象範囲が異なるが、これは、業種・職種が多岐にわたる特定受託事業者について、業種横断的に「広く薄く」規律する観点から対象取引を定義するものである。

(ウ) その理由は、

- ① 適用対象となる契約形態を類型化して条文で規定しようとすれば、企業のビジネスモデルの変化に伴い特定受託事業者の活動の場が更に拡大した場合に、逆に規制による保護から漏れ落ちることとなり、特定受託事業者の活動を制約し、新法の趣旨が損なわれるおそれがあること、
- ② また、仮に対象を広くした結果として必ずしも本来規制対象とすべき者は言いかれない事業者が消極的に規律されることがあつても、契約書面の明確化、報酬の期限通りの支払等、企業間取引であれば常態として行われている内容を新法において措置するものであり、そのことが当該事業者に新たな負担を課す等の不利益な規制となるものではないこと、を踏まえたものである。

(エ) 特に、役務の提供の「委託」については、形式としては法律行為の委託(民法上の委任に該当)、事実行為の委託(民法上の準委任に該当)するものがあるところ、法律行為の委託は、弁護士等の士業でなくとも売買の代理を行う個人の不動産取引業者等、多様な職種において行われ得るところである。一方で、弁護士の業務においても、委託の内容によって法律行為の代理の委託を受けている場合と非法律行為(法律相談、契約書のチェック)の依頼を受ける場合とがあり得るように、委託の法的性質によって区分することも法を現実に適用する上で困難が伴う。

※以下のとおり委託には法律行為・事実行為を含め様々であり、特定受託事業者が双方を行う場合もある

①法律行為の委託については、例えば、以下のものが挙げられる。

1. 弁護士が企業から訴訟代理の委託を受け、当該企業に代わり訴訟遂行を行う場合、
2. 不動産販売業者が、企業からその所有する不動産の売却の代理の委託を受け、当該企業に代わり不動産譲渡契約を締結する場合、
3. 販売員が、メーカーから商品販売の代理の委託を受け(販売代理店契約を締結し)、当該メーカーに代わり、消費者との間で化粧品売買契約を締結する場合、

②法律行為の委託を受ける者が事実行為の委託を受ける場合もある。

1. 弁護士が、企業から債務整理関連事務の処理について委託を受け、法的助言の提供等を行う場合。なお、同じ法律事務所において、パートナー弁護士から案件の処理の委託を受けるアソシエイト弁護士との関係も、民法上は準委任契約に該当する。
2. 公認会計士が、企業から監査の委託を受け、監査報告書の作成等を行う場合、
3. 税理士が、企業から財務書類作成等の事務の委託を受け、税務申告書の作成等を行う場合、

③その他の事実行為の委託として、例えば、

1. 芸能人が、芸能事務所から、当該事務所が出演依頼を受けた映画等への出演の委託を受け、当該映画等に出演する場合、
2. 研究者が、製造販売会社から、試作商品の効果等の研究を受諾し、研究結果を報告する場合、等が挙げられる。

※もっとも、特に士業においては、補助員等の従業員を雇用していることから、これらの者は本法律案の対象から自ずと外れていくものと考えられる。

(才) 「他の事業者」とは、自身とは法律上も実態上も明確に区分できる独立の主体を意味する。そのため、例えば、株式会社とその取締役との間の会社の経営に関する契約関係（会社法第330条に基づき、委任関係とされる）については、当該株式会社の内部関係に過ぎないことから、当該取締役は「他の事業者」には該当しない。

(3) 「物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成」（第3項、第4項）

(ア) 「物品の製造（加工を含む。）」（第3項）

① 「物品」とは、動産を指し、目的物たる物品の製造過程における中間状態にある製造物や目的物たる物品にそのままの状態で取り付けられ、物品の一部を構成することとなる製造物を含む。

※「物品」は、このように幅広い概念としている。この点、下請代金法第2条第1項では、物品のほか、「その半製品、部品、附属品若しくは原材料…の製造」と規定しているが、これは、親事業者が販売等する物品に直接関連するものを書き出す一方、製造過程で用いる製造機械や工具等の製造の委託については、いわゆる下請負とは異なるので、これを除くために細かく書き分けている。これに対し、新法では、業務委託の対象を下請負に限定しない方針であるので、半製品、部品、附属品を含め単に物品と規定することが望ましい。

②「**物品の製造**」とは、原材料たる物品に一定の工作を加えることによって、新たな物品を作り出すことをいう。原材料たる物品に一定の工作を加えることによって、一定の価値を付加すること（加工）を含む。なお、下請代金法も同様の意味で「製造」を用いている。

(イ) 「**情報成果物の作成**」(第3項、第4項)

①この法律における「**情報成果物**」とは、下請代金法第2条第6項に規定する情報成果物と同旨であり、具体的には、

1. プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）、
2. 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの、
3. 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの、
4. これらに類するもので政令で定めるものである。

②「これらに類するもので政令で定めるもの」について、現時点において特に把握はされていないものの、今後、ますます経済のソフト化・サービス化が進むとともに、コスト削減の観点から、サービス分野において外注化の動きがますます進むものと考えられることから、第1号から第3号まで以外の情報成果物においても、本法律案の対象とすべき実態が生じる可能性がある。このため、新たな情報成果物に係る特定受託事業者の取引の問題に機動的に対応ができるよう、必要な場合には、政令で情報成果物を追加することができるようにしておくことが適当である。

(4) 「**役務の提供を委託すること**（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）」(第3項)

(ア) 「**役務の提供を委託する**」とは、他人のために行う労務又は便益という事実行為又は法律行為を、自己のために行ってくれるように他人に依頼することをいう。

〔※下請代金法では、物品の修理の行為の委託を「修理委託」と定義しているが、修理委託における修理も役務提供の一つであることから、新法における「役務の提供」の委託に含まれる。〕

(イ) 一般に役務取引とは、

① 下請代金法の役務提供委託に該当するもの（下請事業者が親事業者の取引先に対して役務を提供するもの）

〔※例えば、通信販売事業者から商品の配送を請け負った運送事業者が、請け負った配送業務のうち一部を他の運送業者に依頼する場合〕

② 下請代金法の役務提供委託には該当しない、いわゆる自家利用役務といわれるもの（下請事業者が親事業者に対して役務を提供するもの）

〔※例えば、自動車製造事業者が、海外の取引先との交渉に際して、自己のための通訳を通訳専門業者に依頼する場合〕

の2つの類型が存在するところ、本法律案の「**役務の提供を委託すること**」は、これら2つの役務取引のいずれをも対象に含むものである。

〔※下請代金法における「役務提供委託」（下請代金法第2条第4項）は、親事業者が自ら提供する役務について、全部又は一部を下請事業者に委託することを指すが、新法では、事業を遂行する上で自らが利用する役務について、特定受託事業者にその提供を委託する場合を広く含む点で異なる。〕

(ウ) このため、「(他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む)」と規定したのは、上記(イ)②の類型の役務取引を含むことを明確化する趣旨である。「役務の提供を委託」という文言を用いた場合、「委託」には、「本来自分が行うべきものを他者に依頼する」という含意があることから、文理上、上記(イ)①の類型の役務取引を指し、上記(イ)②の類型の役務取引を読み込むことができないとも言い得るところである。このため、紛れなきよう上記のとおり規定したものである。

2－5. 「業務委託事業者」の定義
(第2条第5項関係)

1. 趣旨

第5項は、本法律案の規制対象者である「業務委託事業者」の概念について、その意味内容を規定している。

2. 規定の説明

(1) 「特定受託事業者に業務委託をする事業者」

(ア)新法の規制対象者は、特定受託事業者に対して業務委託をする事業者であることを明示する観点から、「特定受託事業者に」という文言を用いている。

(イ)本法律案においては、第3条において、業務委託事業者による給付内容等明示義務を規定しているところ、同条は「業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は」と規定している。この点、

①本項は、「業務委託をする」と規定し、特定の特定受託事業者と特定の発注事業者との間の個別具体的な業務委託に係る契約関係を離れて、その事業との関係で特定受託事業者に業務委託をすることとなる発注事業者を、規制対象者である業務委託事業者を属性として捉えようとするものである。

②他方、第3条は、「業務委託をした場合は」と規定し、特定の特定受託事業者と特定の発注事業者との間の個別具体的な業務委託に係る契約関係が存在することが前提となっており、本条項が捉えたい社会的事実とは異なる事実関係を捉えようとするものである。

③なお、下請代金法でも同様の考え方をとっており、定義規定で「委託するもの」と規定しつつ、個別の規定において「委託した場合」として書き分けている（下請代金法第2条第7項及び第3条第1項）。

(ウ)「業務委託事業者」については、特に資本金その他の規模の要件は設けておらず、また、法人・個人の別を問わないこととしているほか、下記2－5. の「特定業務委託事業者」のように従業員の有無も特に要件とはしていない。そのため、「業務委託事業者」には、本法律案の「特定受託事業者」に該当し得るような、従業員の使用しない個人事業主も含まれることになる。第3条の規定は業務委託者にも適用があり、第4条等の規定は特定業務委託事業者に適用されるという違いがある。

(エ)なお、近年、デジタル社会の進展に伴い、仲介事業者を利用した新たな就業形態を取る者が現れている。例えば、ウーバーイーツによる配達員と飲食

業者の仲介や、いわゆるクラウドソーシングにより業務を請け負うクラウドワーカーがその代表例として挙げられるところ、このような仲介事業者のうち、仲介事業者が発注事業者から受注した業務を特定受託事業者に再委託するものについては、特定受託事業者に業務委託をするものとして、新法の特定業務委託事業者に該当することになる。

2-6. 「特定業務委託事業者」の定義 (第2条第6項関係)

1. 趣旨

第6項は、本法律案の規制対象者である「**特定業務委託事業者**」の概念について、その意味内容を規定している。

2. 規定の説明

(1) 「個人であって、従業員を使用するもの」

(ア) 第1項において定義する特定受託事業者と対になる概念であり、新法の趣旨が、組織としての発注事業者と個人としての特定受託事業者との間の交渉力や情報収集力の格差に着目して規律を設ける点にあることから、組織としての発注事業者を示すものとして、「**従業員を使用する**」という文言を用いたものである。

(イ) 「**使用する**」は、第1項と同義であって、たまたま臨時に従業員を使用したに過ぎない特定受託事業者について新法の規制を正当化するだけの組織性を見いだすのは困難であることや、従業員を使用する者が、たまたま一時期において従業員を使用しない状態になった場合に新法の対象外とすることもまた不合理である。

(2) 「法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの」

(ア) 法人については、他人を使用する方法以外にも、当該法人の機関を増設したり、構成員を増員したりすることによって、分業可能な組織性を備えることができる。かかる法人が特定受託事業者に対して業務委託を行う場合については、特定受託事業者は交渉力やその前提となる情報収集力で劣位に立たされているものといえ、従業員を使用する者から業務委託を受ける場合と同様の、取引上の課題を生む温床が存在するといえる。

(イ) したがって、このような法人についても規制対象者に取り込む必要があることから、「**法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの**」と規定することとする。

※ なお、国及び地方公共団体も、公法人として「法人」であり（角田禮次郎ほか編『法令用語辞典 第10次改訂版』（2016、学陽書房））、「なんらかの経済的利益の供給に対応して反対給付を反復継続して受ける経済活動を行う者」であれば「事業者」にも該当するため（東京都と畜場事件・最判平元・12・14 民集43巻12号2078頁）、本法案の「**特定業務委託事業者**」に該当しうる。ただし、本法案はあくまで最低限の規

律を定めるものであり、国・地方公共団体も定義に該当すれば、（本法律案の水準の）規律であれば遵守していることはほぼ自明であるが）これを遵守する必要がある。

なお、従業員の解釈に関しては、第2条第1項のとおりであるが、雇用保険の被保険者の有無という点で国・地方公共団体はこれらに相当するものを使用していないとみられるが、①本法律案において従業員の使用の有無を要件としているのは組織としての発注事業者と個人としての特定受託事業者との間の交渉力や情報収集力の格差の観点であり国・地方公共団体に使用されるかどうかは格差の有無と直接関係しない、②国・地方公共団体で労務に従事する者は、一般に「職員」と表現されるが、「職員 その他の従業員」として、「従業員」を「職員」を包摂する概念として使用している用例（災害対策基本法48条3項）もあり、本法律案の「従業員」は国・地方公共団体の職員を含む概念として整理し得る。そのため、本法律案においても、国・地方公共団体の職員も従業員に含むとの考え方を探る。

2－7. 「報酬」の定義
(第2条第7項関係)

1. 趣旨

第7項は、本法律案が目的とする取引の適正化との関係で、特定受託事業者と特定業務委託事業者との間の業務委託における主要な取引条件の一つである「報酬」の概念について、その意味内容を規定している。

2. 規定の説明

(1) 「特定受託事業者の給付(第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、当該役務の提供をすること。第五条第一項第一号及び第三号並びに第八条第三項及び第四項を除き、以下同じ。)に対し支払うべき代金」

(ア) 「特定受託事業者の給付」

① 「給付」との用語は、「債権の目的(内容)である債務者の行為」との意味で用いられているものである。
② この点について、下請代金法は、「下請事業者の給付(役務提供委託をした場合にあっては、役務の提供。以下同じ。)」として、役務提供委託の場合には製造委託などと異なり「給付」を読み替えることとしている。これは、下請代金法における役務提供委託の場合には、下請負という取引の性質上、役務の提供を受けるのは親事業者と契約した元の発注者であり、親事業者ではない。したがって、役務提供委託の場合には、下請事業者が親事業者に何かを給付することがないことから、役務提供委託の場合においては、下請事業者がその債務を履行したことを表すために、「給付」とは異なる用語を用いたというものである。

③ これに対し、本法律案においては、役務の提供を受けるのは委託事業者と契約した元の発注者及び委託事業者自身の双方が含まれるもの、当該元の発注者との関係では、やはり「給付」という文言がそぐわないのは下請代金法と同様である。

④ したがって、下請代金法と同様、「特定受託事業者の給付(第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、当該役務の提供をすること。第五条第一項第一号及び第三号並びに第八条第三項及び第四項を除き、以下同じ。)」と規定することとする。

⑤ なお、第5条第1項第1号及び第3号並びに第8条第3項及び第4項にも「給付」という用語は規定されているが、第5条第1項柱書で「第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く」と規定していること(第8条第3項及び第4項については、当然第5条第1項柱書を前提とした規定であること)から、これ

らの号で規定している「給付」については読み替えの必要がないため、括弧書きの読み替えの対象から除いたものである。

(イ) 「代金」

①「代金」とは、金銭による反対給付をいう。「報酬」は、特定受託業務従事者の生計維持に密接に関わるものであるところ、その支払いは金銭によるべきであるから、下請代金法と同様に、金銭による反対給付を想定する「代金」という用語を用いることとする。

②具体的な支払手段として、現金以外にも銀行振込、手形払い、電子マネー支払い等の多様な支払手段が存在するところ、下請代金法においては、支払は現金によることを原則としつつも支払期日までに現金化が可能なものであれば支払方法として認められ、現時点においても手形、小切手、電子記録債権及び一括決済方式による支払が認められ、運用として定着している。

③本法律案は、下請代金法と同じく事業者間取引を律するものであって、事業者間取引において手形等は未だに一定の利用実績があることに鑑みれば、本法律案においても、下請代金法と同様の解釈を取り、現金及び現金と同等の一部の支払方法（手形等）についても「代金」の支払として許容する。電子マネー支払については、資金移動業者が破綻した場合における資金保全手段に課題が残るため、現時点で現金と同等の支払手段というのは困難な側面があるが、今後の資金移動業者による保全手段の確保、一般社会における電子マネーに対する認識なども踏まえて、現金と同等といえる場合には「代金」として扱われる余地はある。

3. 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等 (第3条関係)

1. 趣旨

- (1) 業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行う場合、契約内容が口頭により示されることが少なくなく、これにより、具体的な業務内容や報酬額等について認識の齟齬が生ずるなど、契約内容の不明確性に起因するトラブルが生じている実態があることが指摘されている。
- (2) 本条は、かかる実態を踏まえ、業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合において、当該業務委託契約の内容を特定受託事業者に明示させることによって、業務委託事業者と特定受託事業者間の契約内容に関するトラブルを未然に防止することを狙いとしたものである。

2. 規定の内容・用語の解説

(1) 「業務委託をした場合」(第1項)

(ア) 業務委託事業者から特定受託事業者に対する契約内容の明示が、どの時点で義務づけられるかを規定したものであり、「業務委託をした場合」とは、通常業務委託に係る契約を締結した場合を意味する。下請代金法においても、契約内容を明示させるための書面の交付等は「製造委託等をした場合」に必要とされており、同様に解されている。

〔※条文上は下請代金法に倣つたものであるところ、「業務委託をするとき」としないのは、「業務委託に係る契約の締結をしようとするとき」と解釈される余地が生ずるのを防ぐためである。あくまでも本条は、当事者間で合意した契約内容を明確化し、もってその後のトラブルを防止することを狙いとするものである。〕

(イ) 業務委託に係る契約の締結に関して、一定期間にわたって同種の業務を委託する場合には、個々の契約締結に要する手間を省く観点から、あらかじめ個々の取引に適用される共通事項（業務内容や報酬の算定基準等）を取り決めておき、発注書や請書のやりとりだけで契約を成立させる工夫が実務上行われている。この場合における共通事項の取決めは、一般に「基本契約」と呼ばれており、発注書等を交わして個々の取引について合意することは、一般に「個別契約」と呼ばれている（以下、それぞれ「基本契約」、「個別契約」という。）。

(ウ) 上記のとおり、業務委託事業者から特定受託事業者に対する契約内容の明示が義務づけられるのは、「業務委託に係る契約を締結した場合」であると

ころ、業務委託に係る基本契約を締結しただけでは、具体的な債権債務が発生していないことから、「業務委託に係る契約」とは、個々の債権債務の発生を伴う個別契約の締結時点をいうものと解するものとする。そのように解さない場合、基本契約締結時点において、本条が求める事項を明示する必要があるが、あくまでも基本契約を締結する趣旨は、上記のとおり個々の契約締結に要する手間を省くためであって、債権債務の発生する個々の発注に及ばない段階で本条が求める事項全てを網羅する必要はなく、それを求めるとすれば、かえって実務上の基本契約の運用を不可能ならしめることから、採用しない。なお、下請代金法でも第3条第1項に書面交付義務が規定されているところ、同様の理由から個別契約の締結時点を「製造委託等をした場合」と解している。

(2) 「直ちに」(第1項)

(ア) 「直ちに」とは、「時間的即時性が強く、一切の遅れを許さない趣旨」(前田正道編『ワークブック法制執務 全訂』625頁)である。

(イ) 業務委託事業者に対して特定受託事業者への契約内容の明示を義務付ける趣旨は、契約内容の明確化を図り、トラブルを未然に防止することにあるところ、特定受託事業者を保護する観点からは、合意した契約内容をすぐに確認できる状況とする必要があり、業務委託に係る契約の締結後、時間的に遅れてはならないことが要請されるため、「直ちに」と規定するものである。

〔※契約内容の明示のため書面の交付等を「直ちに」行わなければならないのは、下請代金法でも同様である。〕

(3) 「公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない」(第1項)

(ア) 業務委託事業者が、特定受託事業者に対し明示する必要のある事項及び明示方法について定めるものである。

(イ) まず、明示しなければならない事項の詳細は、公正取引委員会規則において定めるものとする。具体的には、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額（報酬の算定基準でも足りる）、特定受託事業者の給付の期限、支払期日であり、継続的業務委託（第5条）については、これらに加え、契約の期間及び終了事由、並びに契約の中途解除の際の費用の取扱いも明示しなければな

らない。なお、下請代金法第3条第1項では支払方法も交付書面への記載事項とされているところ、これは企業間の下請取引において手形などの支払がみられ、支払サイトの長期化も問題となっていたためであるところ、特定受託事業者への業務委託では同様の事情が確認されていないので、明示すべき事項に掲げていない。

(ウ)上記の明示すべき具体的な事項については、基本契約若しくは個別契約のいずれか、又は両者合わせて示されれば足りる。例えば、継続的業務委託には該当しない場合において、基本契約において業務内容と報酬の算定基準が定められており、個別契約において給付の期限が定められている場合には、個別契約が基本契約に基づくものであることが明確になっており、それらを併せて本条に定める契約内容の明示義務を履践したものと解される。

(エ)また、契約内容を明示する方法については、業務委託事業者の負担減のため、書面交付と電磁的方法（電子メールや業務委託事業者のウェブサイトを用いる方法等）のいずれかを選択できることとし、その方法の詳細は公正取引委員会規則において定めるものとする。なお、下請代金法では、電磁的用法による場合は事前に下請事業者の承諾を要するところ（下請代金法第3条第2項）、本法律案において下請代金法とは異なる規律としたのは、本条に定める契約内容の明示義務が特定業務委託事業者に加え、個人である業務委託事業者にも課されることや、保護対象となる特定受託事業者の範囲が広範に及ぶことに加え、最近では、電磁的方法による方が、保存がしやすく検索もしやすい等の理由で、電磁的方法を選好する特定受託事業者も存在していることを踏まえたものである。

(4)「これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない」（第1項ただし書）

(ア)特定受託事業者に明示しなければならない事項のうち、正当な理由によりその内容が定められない事項（以下「特定事項」という。）がある場合には、まず、これらの特定事項以外の事項を直ちに明示した上で、特定事項の内容が定まった後、直ちに当該特定事項を明示しなければならないことについて定めたものである。

(イ)「正当な理由がある」とは、取引の性質上、業務委託に係る契約を締結した時点ではその内容を決定することができないと客観的に認められる理由

がある場合であり、例えば、次のような場合がこれに該当とする。

①ソフトウェア作成委託において、委託した時点では最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、特定受託事業者に対する正確な委託内容を決定することができないため、「特定受託事業者の給付の内容」を定められない場合

②放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「報酬の額」が定まっていない場合

一方で、例えば、具体的な報酬の額の決定は困難でも、その算定基準を定めることが可能である場合などには、「正当な理由がある」とは言えない。

(5) 「業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない」(第2項)

(ア) 上記のとおり、業務委託事業者が特定受託事業者に対し契約内容を明示する方法として、特定受託事業者の事前の承諾なく電磁的方法によることを認めるものであるところ、特定受託事業者の中には、電子メールやインターネットを使えない又は使い慣れていないなど、電磁的方法によっては契約内容を確認するのに支障がある者も存在する。そのような者の保護のため、電磁的方法で明示された場合に、書面の交付を求める能够性を定めたものである。

(イ) 「遅滞なく」とは、「直ちに」及び「速やかに」に比べると時間的即時性が弱い場合が多く、正当な又は合理的な遅滞は許されているものと解されている」(前掲同書同頁) ところ、書面の交付請求に応ずるには、その作成のために一定の時間を要するものと考えられることから、書面の交付は、「遅滞なく」行えば足りるとしたものである。

(6) 「特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない」(第2項ただし書)

(ア) 業務委託事業者が、特定受託事業者から契約内容を記載した書面の交付を請求されたとしても、例外的にこれに応じなくてよい場合について定めたものである。

(イ) 「特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合」とは、特定受託事業者が自らの意思で電磁的方法で

の提供を希望してそれに業務委託事業者が対応したにもかかわらず、提供後に書面の交付も請求するような場合等を公正取引委員会規則で定めることを想定している。このような場合には書面の交付請求に応ずる必要はない。

4. 報酬の支払期日等 (第4条関係)

1. 趣旨

- (1) 事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬につき、「支払いが遅れた」、「期日に支払われなかつた」とする問題事例が寄せられている一方、特定受託事業者は取引関係を維持することを優先して、こうした納得できない行為があつても受け入れざるを得ない状況に置かれていることが多く、特定受託事業者側からの主張を待つて改善を図ることが難しい状況にある。
- (2) 業務委託を受けた行為につき履行をしたにもかかわらず、特定受託事業者に報酬が支払われなければ、特定受託事業者の事業に係る資金繰りを困難にするだけでなく、その生活まで脅かしかねない。一方で、特定受託事業者の給付の受領後60日以内の報酬支払を一律に義務付けることは、かえって特定受託事業者が業務を受注できるケースを失わせる結果を招来せしめることから、この点も十分に勘案する必要がある。
- (3) 本条は、かかる実態を踏まえ、事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における支払に関する規律を設けるもので、報酬を現実に手元に得られる時期の予見可能性と確実性を付与し、特定受託事業者が安定して経営できるようにすることを狙いとするものである。

2. 規定の内容・用語の解説

(1) 第4条第1項・第2項（支払期日の設定）

(ア) 趣旨

- ① 特定業務委託事業者が意図的に報酬の支払期日を不当に遅く設定するおそれがある場合に特定受託事業者の利益を保護するために設けるものである。
- ② また、支払期日が設定されなければいつの時点から支払遅延となるのかその基準点が明らかではなく、また、支払期日を設定しないことで事業者が意図して支払遅延という状態を作り出さないことができるようになることから、これを防止するために、みなし規定を設けている。
- ③ これらにより、定められた期日に支払わなかつた場合には、支払遅延となることを規定している。

(イ) 「支払期日」（第1項）

- ①「支払期日」とは、特定受託事業者が提供した業務委託に係る報酬の弁済期を意味する。
- ②特定業務委託事業者が定めるべき「支払期日」は、具体的な日付が特定できるものでなければならない。そのため、“○月△日から□月○日までの間”、“納品後○日以内”というような期日は、「支払期日」として認められず、このような場合には、「支払期日が定められなかつたとき」として、本条2項により、「給付を受領した日が…報酬の支払期日と定められたものとみな」される。他方、“毎月20日締め、翌月10日払い”、“○月○日”といった期日は「支払期日」として認められる（この場合も、給付を受領した日から60日を超える日が設定されていた場合には、みなし規定が適用されることになる。）。

(ウ)「特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日（第二条第三項第二号に該当する行為をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日。次項において同じ。）」（第1項）

- ①支払期日の起算日となる「給付を受領した日」とは、業務委託の目的によって異なるところ、それぞれ次のとおりである。
- ②物品の製造を委託する場合、特定受託事業者の給付の目的物を検査の有無にかかわらず受け取り、自己の占有下に置いた日のことをいう。目的物の物理的な占有を移転しない場合・移転できないよう場合であっても、たとえば、特定業務委託事業者の検査員が特定受託事業者の事務所やその仕事の提供場所に出張し検査を行うようなときには当該検査員が検査を開始すれば「受領した」ことになる。
- ③情報成果物の作成を委託する場合、CD-ROMやUSBなど、委託した情報成果物が記録されている電磁的記録媒体を受け取り自己の占有下に置いた日をいう。また、かかる電磁的記録媒体を用いないときであっても、電気通信回線を通じて特定業務委託事業者の用いる電子計算機内に記録したときも、「受領した日」となる。

〔※もっとも、情報成果物の場合は、物品の製造とは異なり、受領した時点では外的にはおよそその内容を把握することができない。このため、受領した時点でその目的物たる情報成果物が契約の内容に適合するか、合意した品質・水準を満たしているか明らかではない場合に、当該情報成果物の質を確認した時点を「受領」とする旨の合意が事前になされている場合には、特定業務委託事業者の占有下に置かれたのみでは「受領した日」とはしない運用とすることを想定している。〕

- ④役務の提供を委託する場合、検査や役務を受領するという概念はなく、「特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日」が「受領した日」となる。

役務の提供に日数を要する場合には、一連の役務の提供が終了した日が「受領した日」となる。

(エ) 「六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内」(第1項)

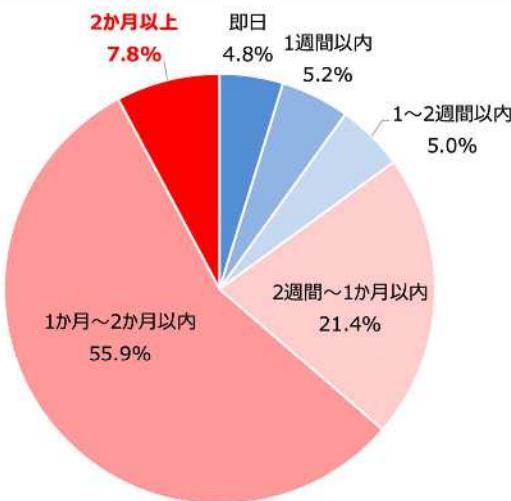
- ①内閣官房の実態調査(令和3年度)によると、「業務終了から報酬の支払いを受けるまでの期間」として、2か月以上かかる者が7.8%存在する一方、残る92.2%は、2か月以内の支払いを受けることができていること、55.9%が1か月～2か月以内に報酬の支払いを受けていることから「六十日の期間内」と定めるものである。
- ②「六十日の期間内」という期限を法律により明示することで、これまで1か月以内に支払われていた36.3%の発注者が、支払期日を後ろ倒しにすることも考えられるところ、そのような発注者は、本法律案の施行後、競争環境において自然淘汰されていくものと考える。

フリーランス

業務終了から報酬の支払いを受けるまでの期間

○業務終了から報酬の受け取りまで「2か月以上」かかると回答したフリーランスが7.8%存在する。

業務終了から報酬の支払いを受けるまでの期間



(注) フリーランスは「実店舗はなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。

「業務終了から報酬を受け取るまでの期間は、どれくらいですか。」（単一回答）という設問への回答を集計（回答数：4,243）。

※月末締め翌月25日払いなど、一定期間内の業務に対する報酬が決められた日にまとめて支払われる場合は、当該一定期間内の中间時点から報酬受取日までの期間を回答。

例えば、前月の業務に対応する報酬が翌月の25日に支払われる場合は、前月の15日を基準とする1か月と10日となるため、「1か月～2か月以内」となる。

(出所) フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

37

※内閣官房調査(令和3年)を基にした新しい資本主義実現会議(第5回)資料より

(2) 第4条第3項・第4項(再委託の場合における支払期日の設定)

(ア) 趣旨

- ①特定業務委託事業者が他の事業者(元委託者)から業務委託(元委託業務)

を受け、当該特定委託事業者が当該業務の全部又は一部を特定受託事業者に委託する場合、すなわち、いわゆる下請負（再委託）の関係にある場合には、元委託業務の対価の支払期日（元委託支払期日）から 30 日以内の、できる限り短い期間内で特定受託事業者に対する報酬の支払期日を定めなければならないとし、給付を受領した日から起算して 60 日の期間内に支払期日が設定されることとなる前二項の規定の例外を設けるものである。

②現在行われている特定受託事業者に対する業務委託の中には、

1. 大型のプロジェクトや事業のように、プロジェクトや事業の完成後に一括して支払うことが当初から予定されているもの
2. 一人親方が請ける建設工事など、元請負人が発注者から支払いを受けてから一定期間内に下請負人に対価を支払うことが法律で認められているもの
3. 複数の契約や大きな契約をまとめて個人事業主等が受注し、細分化した業務として再委託するもの（とりまとめ発注・元締め的役割）などが存在する。

③こうした特定受託事業者との業務委託に対し、一律に 60 日以内の支払いを義務付けることは、特定受託事業者の受注機会にも大きな影響を与えるものである。特に、大型のプロジェクトや事業において、特定受託事業者に対してはこれまでどおりの完成後一括払いが不可能となるが、特定業務委託事業者としては、元委託者からの未払いのリスクを甘受し、特定受託事業者への報酬を先払いとするメリットを見い出し難いため、再委託先として特定受託事業者を選択しないといふいわゆる事業者選択の問題が生ずるおそれがある（再委託先として一人でも雇用する個人事業者や法人を選択すれば足りる）。

④加えて、特定業務委託事業者には、下請代金法の親事業者に該当しない資本 1000 万円以下の法人、雇用者のある個人事業主も含まれるところ、これらの事業者は少ない資金余力の中でやりくりしていることから、60 日の支払義務を一律に課した場合、資金繩りの悪化を招き倒産の可能性が高まる。また、命令・罰金まで課される可能性まであることを踏まえると、そもそも、再委託先として特定受託事業者を選択すること自体が難しくなることから、かえって特定受託事業者の受注機会を損なうおそれが高まる。

〔※総務省個人企業経済調査（令和 3 年）によれば、個人企業のうち、雇用者を有するものの割合は 47.7% である。〕

〔※例えば、資本金 900 万円の会社が雇用者のいる個人事業主に委託をし、さらに当該個人事業主が特定受託事業者に再委託をした場合において、当該会社は、下請代金法で保護される立場にあるが本法律案の規制対象とはならないのに対し、当〕

該個人事業主は、下請代金法では保護されない（委託元の会社の資本金が1000万円に満たないため）が、本法律案の規制対象となる。そのため、上流の会社のための業務を履行したにもかかわらず、上流の会社から60日以内の支払を受けられない中、特定受託事業者に対して報酬を支払う必要が生ずることとなる。

⑤また、本条第1項及び第2項の規定は、下請代金法第2条の2を参考に設けるものであるところ、下請代金法と異なり当該義務違反に対しては勧告にとどまらず「処分」たる命令及び罰則を予定していることも踏まえれば、勧告、命令の発動が抑制的であったとしても、規制を設けることによって事業者選択の問題を惹起し、かえって特定受託事業者にとって不利益となるおそれもあることから、再委託に係る例外として第3項及び第4項を設けるものである。

(イ)「(前条第一項の規定により再委託である旨、元委託者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日（以下この項及び次項において「元委託支払期日」という。）その他の公正取引委員会規則で定める事項を特定受託事業者に対し明示した場合に限る。)」（第3項）

①これらの事項を特定受託事業者に対して明示することを求めるのは、発注する業務委託は再委託であって本条第3項、第4項及び第6項の規律が適用される可能性があり、かつ、自らへの報酬がいつ支払われるのかを契約締結段階で了知させることで、当該業務委託を受けるか否かの判断に役立たせることを狙いとしている。

②「再委託である旨」は、特定受託事業者において、特定業務委託事業者から業務委託された行為が、元委託業務の再委託であること（元委託業務の一部であること・元委託業務を構成するものであること）を概括的に把握しうる程度のもので足りる。

※建設業法においては、元請負人は注文者から支払を受けてから一月以内に下請負人にその代金を支払わなければならぬとされている（建設業法第24条の3第1項）。下請負人が施工した工事が、注文者から元請負人に請け負わせた工事の一部であることについては、請負契約書に記載すべき事項とはされてはいない（建設業法第19条第1項）が、立入検査の段階で、元請負人に対し、契約書や出入金履歴、請求書等を提示させるなどして確認している。

③「元委託業務の対価の支払期日」は、前述のとおり、特定受託事業者に自らへの報酬がいつ支払われるのかを了知させ、また、具体的な報酬の支払期日を定めるため、明示を求めるものである。

④「元委託業務の対価」とは、特定業務委託事業者が元委託者から支払われる元委託業務に対する対価をいい、原則として実費等の費用は含まれない。そのため、単に資材の購入等、履行準備に要する費用等が、元委託者から

支払われることが予定されていたとしても、その費用の支払日が当然に「元委託業務の対価の支払期日」となるものではない。

⑤「公正取引委員会規則で定める事項」には、上記の趣旨を達成するため、条文に記載された事項のほか、契約締結日や契約書名など、元委託者と特定業務委託事業者との間で業務委託がなされていることを裏付ける事実関係を定めることなどを予定している。

(ウ)「他の事業者…から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務…の全部又は一部について特定受託事業者に再委託をした場合」(第3項)

①第3項は、「元委託業務が再委託された」場合に特定受託事業者への報酬の支払期日を元委託支払期日から起算して30日以内とするところ、その執行に当たって、再委託の有無をどのように判断するかが問題となる。この点については、具体的には、「業務の関連性」及び「対価の関連性」により判断することとなる。

②「業務の関連性」については、

- 特定受託事業者へ再委託された業務について、元委託者から委託された業務（元委託業務）に含まれる場合や、元委託者から委託された業務（元委託業務）を構成する場合を指す。例えば、元委託者から工事を受注した際の契約書において、工事現場の警備に要する費用も見積もりに計上されているなど、警備業務が元委託業務の内容に含まれていることが確認できる場合には再委託である旨を肯定することができる。これに該当しない場合には、原則どおり、第1項に基づき、特定業務委託事業者は、特定受託事業者からの給付を受領後60日以内に支払いをしなければならない。
- また、例えば、下図のように受注業務を切り分けて複数の特定受託事業者に対し再委託する場合は、元委託者(X)からの元委託業務のうち、具体的にどの業務を再委託しているかが確認して判断する。



3. このほか、下図のように同一の特定受託事業者に再委託した業務が複数ある場合には、それぞれの業務が元委託業務に含まれていることが確認される必要がある。



4. 本条第3項の適用を望む特定業務委託事業者としては、特定受託事業者に再委託するに当たっては、次のような書面を準備しておくことが考えられる。

注文書		令和5年4月1日	
<u>B 殿</u>		A	
給付の内容 X社勤怠管理システムのプログラミング (詳細設計書X X X記載の工程P・Q)			
報酬の額	200万円	支払期日	令和5年11月15日
<ul style="list-style-type: none"> ・<input checked="" type="checkbox"/> 再委託 (勤怠管理システム開発) ・元委託者名 : X ・Xの当社 (A) に対する上記給付内容が含まれる業務に係る支払期日 : 令和5年10月30日 			

第〇条 A及びBは、次の各号に定める事項を確認する。

- 一 AがBに委託する本業務が、XA間における〇〇年〇月〇日付「〇〇〇契約書」に基づく□□□に関する業務の一部であること。
- 二 前号に規定する「〇〇〇契約書」に基づくXのAに対する対価のうち、Aが履行する部分を含む業務に係る対価の支払期日が〇〇年〇月〇日であること。

※具体的な運用については、このような契約書とともに、預金口座の取引明細証明書、納品書（写）、完了報告書（写）、受領証等で確認していくこととなる。
 ※元委託業務と特定受託事業者への再委託業務の関連性について、執行の段階で明らかにできない場合には、通常どおり給付の受領から60日以内の支払いが必要となる。

③「対価の関連性」について

- これは「(再委託に係る) 元委託業務の対価の支払期日」を判断するためには必要となる。例えば、元委託業務 A、B 及び C があり、それぞれの業務の対価の支払期日が異なる場合において、A を再委託された特定受託事業者には、A の対価の支払期日を基準にして報酬の 30 日以内の支払期日の設定が求められる。仮に、A の対価の支払期日よりも 30 日以上後に到来する B の対価の支払期日を基準にしていることが発覚した場合には、第 4 項に定める「同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたとき」に該当し、本来基準とすべき A の対価の支払期日から起算して 30 日を経過した日の前日が報酬の支払期日とみなされる。
- 特定受託事業者に再委託された業務と元委託業務の対価との対応関係に関し、再委託されたそれぞれ業務の完了ごとに異なる支払期日が定められているケースについては、次のような注文書により明らかにする必要がある。

注文書	
令和 5 年 4 月 1 日	
B 殿	
A	
給付の内容 X 社勤怠管理システムのプログラミング (詳細設計書 X X X 記載の工程 P・Q)	
報酬の額 総額 200 万円 (P : 150 万円、Q : 50 万円)	支払期日 P : 令和 5 年 11 月 15 日 Q : 令和 6 年 1 月 15 日

・ 再委託 (勤怠管理システム開発)
・元委託者名 : X
・X の当社 (A) に対する上記給付内容が含まれる業務に係る支払期日
 : 工程 P について 令和 5 年 10 月 30 日
 工程 Q について 令和 5 年 12 月 31 日



(エ) 「当該再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して三十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。」（第3項）

①再委託の場合に、「元委託支払期日から起算して三十日の期間内」の支払期日を定める義務を課すものである。これにより、特定業務委託事業者は、元委託者から対価の支払を受け、報酬の支払いの原資を得た後、特定受託事業者に支払うことを可能とするものであるが、本項の支払期日を定める義務と、第5項に定める支払期日までの支払義務と合わせることで、特定業務委託事業者が元委託者から支払いを受けられないまま元委託支払期日が経過したとしても、特定受託事業者には一定の期間内に必ず支払いがなされることが担保される。

②仮に、報酬の支払期日までに元委託者が倒産した場合であっても、特定受託事業者は特定業務委託事業者から報酬の支払いを受けることができることから、特定受託事業者の保護に資すると考えられる。

※建設下請負では「元請負人は、…工事完成後における支払を受けたときは、…当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない」（建設業法第24条の3第1項）とされていることに比べて、より特定受託事業者の保護に資すると考えられる。

（3）第4条第5項（支払義務）

(ア) 「第一項若しくは第三項の規定により定められた支払期日又は第二項若しくは前項の支払期日までに報酬を支払わなければならない」（第5項）

①第1項又は第2項が適用される場合、次のいずれかに該当するときに支払遅延として第5項違反となる。

1. 支払期日が受領した日から60日以内に定められている場合
：定められた支払期日までに報酬を支払わないとき。
2. 「支払期日が定められなかった」場合
：給付を受領した日に報酬を支払わないとき
3. 受領した日から60日を超える日が支払期日として定められている場合
：給付を受領した日から60日目までに報酬を支払わないとき

②第3項又は第4項が適用される場合、次のいずれかに該当するときに支払遅延として第5項違反となる。

1. 支払期日が「元委託支払期日」から30日以内に定められている場合
：定められた支払期日までに報酬を支払わないとき。
2. 「支払期日が定められなかった」場合
：「元委託支払期日」に報酬を支払わないとき

3. 「元委託支払期日」から 30 日を超える日が支払期日として定められている場合

：「元委託支払期日」から 30 日目までに報酬を支払わないとき

(イ) 「特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかつたときは、当該事由が消滅した日から起算して六十日（第三項の場合にあっては、三十日）以内に報酬を支払わなければならない」（第 5 項ただし書）

- ① 「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」とは、例えば、特定受託事業者が誤った口座番号を特定業務委託事業者に伝えていた場合、特定業務委託事業者は、支払期日に報酬について払込を実施していたにもかかわらず、口座番号が誤っていたために期日までに特定受託事業者が報酬を受け取ることができなかつた場合が該当する。
- ② 「事由が消滅」とは、例えば、特定受託事業者が正しい口座番号を伝えるなどした場合を指し、その時から起算して 60 日又は 30 日以内の支払が求められる。

(4) 第 4 条第 6 項（再委託の場合における前払金）

(ア) 「特定業務委託事業者は、元委託者から前払金の支払を受けたときは、元委託業務の全部又は一部について再委託をした特定受託事業者に対して、資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない」（第 6 項）

- ① 第 6 項は、特定業務委託事業者が、前払金の支払いを受けたときは、再委託先である特定受託事業者に対しても、業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めるべきことを規定したものである。建設工事などの分野では、準備に係る着手金の支払いが慣行として見られるところ、特定業務委託事業者ではなく再委託先の特定受託事業者が準備行為を行うことも多く、そのような場合には、特定受託事業者に前払金を支払うことが適切であるため、かかる規律を設けるものである。

5. 遵守事項
(第5条関係)

1. 趣旨

本条は、特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し継続的な業務委託をする場合において、特定業務委託事業者が遵守すべき事項を定めるものである。本条に違反した場合には、勧告等の対象になる（第8条、第9条）。

2. 規定ぶり（全体像）

（1）遵守事項は、以下のとおり、一部を除き、下請代金法に準じて規定する。

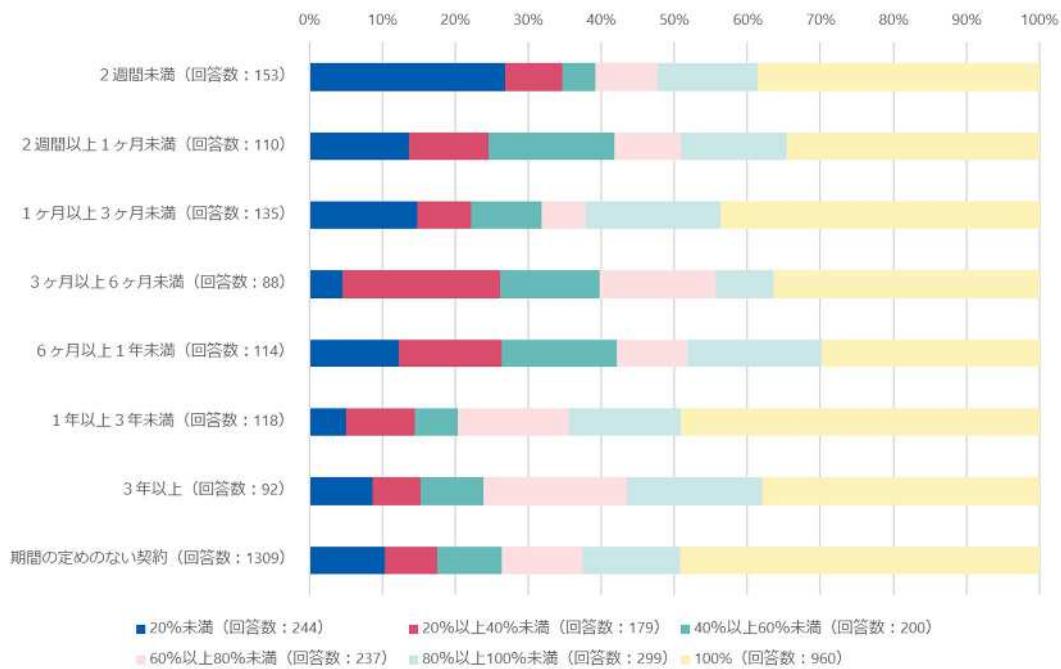
〔※下請代金法で遵守事項とする支払遅延（下請代金法第4条第1項第2号）、報復措置（同項第7号）、有償支給材の早期決裁（同条第2項第1号）及び割引困難手形（同項第2号）については、本法律案では遵守事項として規定しない（詳細は4. 参照）。〕

項目	内容	本法律案	下請代金法
受領拒否	責めに帰すべき事由がないのに給付の受領を拒むこと	第5条第1項 第1号	第4条第1項 第1号
支払遅延	報酬をその支払期日の経過後なお支払わないこと	第4条	第4条第1項 第2号
減額	責めに帰すべき理由がないのに報酬額を減ずること	第5条第1項 第2号	第4条第1項 第3号
返品	責めに帰すべき理由がないのに給付の受領後にその給付に係る物を引き取らせる（物品のみ）。	第5条第1項 第3号	第4条第1項 第4号
買いたたき	同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる価格に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。	第5条第1項 第4号	第4条第1項 第5号
購入利用強制	自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること（正当な理由がある場合を除く）	第5条第1項 第5号	第4条第1項 第6号
報復措置	法律に違反する事実を知らせたことを理由として、取引停止その他の不利益な取扱いをすること	第6条第3項	第4条第1項 第7号
有償支給材の早期決済	給付に必要な部品・原材料等を購入させた上で、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該部品・原材料等の費用を支払期日前に控除すること	— (実例僅少)	第4条第2項 第1号
割引困難手形	一般金融機関では割引が困難な手形で代金を支払うこと	— (実例僅少)	第4条第2項 第2号
利益提供要請	自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供されること	第5条第2項 第1号	第4条第2項 第3号
不当なやり直し	責めに帰すべき理由がないのに給付内容を変更させ、又はやり直せること	第5条第2項 第2号	第4条第2項 第4号

- (ア)また、本法律案は、下請代金法と異なり、
- ①委託に係る契約の当事者が下請関係にないものも含めて事業のために行う委託を広く対象とする点、
 - ②下請代金法のような資本金基準を設けていない点
- において、下請代金法よりも広範囲の取引を対象とするものである。
- (イ)本条の遵守事項は、下請代金法第4条を参考に設けるものであり、買いたきや減額に関する事項が定められるところ、
- ①買いたきは、その契約時において不当に低い対価を決定することであつて、まさに対価という本来私人が契約自由の原則により自由に決定されるべき契約条件の問題として、
 - ②減額は、一度定めた対価の額から減じた額を支払うというものであるところ、本来は債務不履行（民法第415条）として取り扱われる問題として、
 - ③利益提供要請は、不当利得（民法第703条）や報酬請求権（商法第512条）によって利益相当分を取り戻すべき問題として、
- それぞれ本来は、民事的解決が図られるべき事項である。本法律案は、このような一般に民事裁判その他の手続によって解決が図られる民対民の紛争について、その是正を目的に行政が介入をするものであるところ、かかる効力を有する規定を本法律案の業務委託全てに適用した場合、本来、当事者間の合意や民事の紛争解決に委ねられるべき領域に行政が過度に介入することになりかねないため、行政の介入の範囲を必要かつ相当な範囲に限定する必要がある。
- (ウ)また、本法律案は、下請代金法とは異なり、勧告の後に「処分」たる命令及び罰則が予定されていることも踏まえれば、適用される範囲を限定することによって均衡を図る必要がある。
- (エ)この点、内閣官房の実態調査（令和4年）の結果によると、契約期間が長くなるにつれ、収入依存度が高くなる傾向と、掛け持ちをせず一つの取引先に依存している傾向がみられる。特定業務委託事業者と特定受託事業者とは、組織対個人という点で、構造的格差が認められるところ、それに加えて、取引依存度が高まりやすい継続的な関係が存することを必要にすることで、不利益な行為を受けやすい者に対象を限定るべきであると考えられる。
- 〔※遵守事項等は、独占禁止法に規定する不公正な取引方法の要素をみられるものであるところ、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」によれば、取引依存度の高さや取引先変更可能性の有無を優越的地位の考慮要素の一つとしている。〕

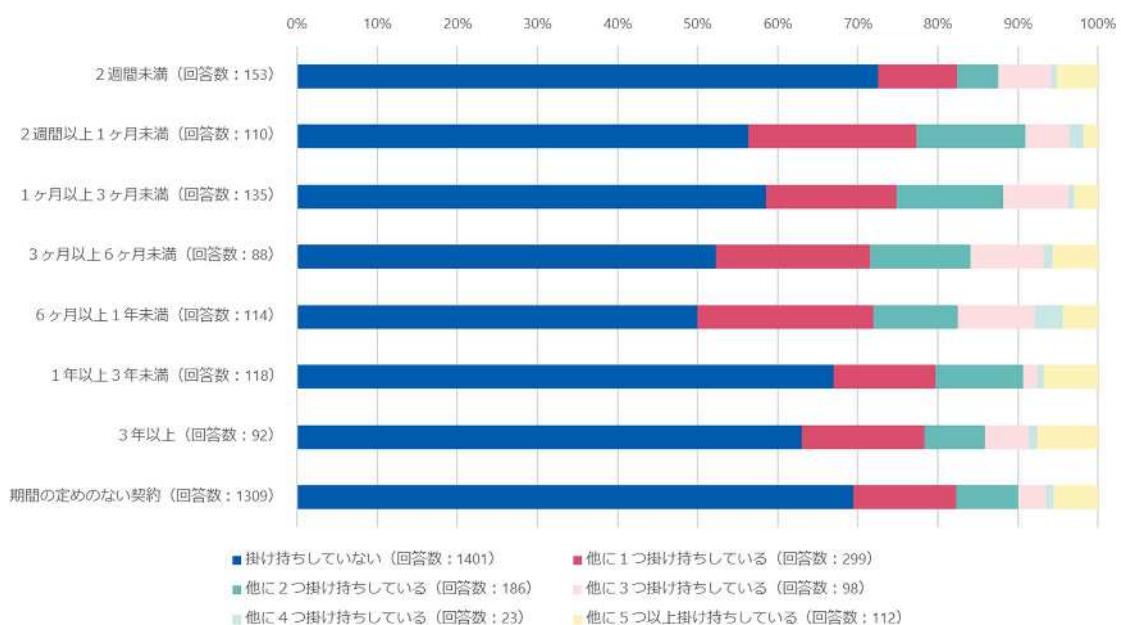
(才)以上の観点を踏まえ、本条の遵守事項は、継続的な業務委託（政令で定める期間以上の期間行う業務委託）をした場合についてのみ適用することとしている。

<参考：契約期間と契約の収入が全収入に占める割合>



※内閣官房調査（2022年9月実施）より抜粋

<参考：契約期間と主な契約期間中の掛け持ち数>



※内閣官房調査（2022年9月実施）より抜粋

3. 規定の説明

(1) 第5条第1項柱書き

(ア) 「業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）」

①第5条に規定する遵守事項は、特定の特定受託事業者との関係で一定の期間継続して業務委託をする特定業務委託事業者について、当該特定受託事業者と取引をする際にしてはならないことを定めるものである。そのため、特定受託事業者Aと継続して業務委託を行う特定業務委託事業者Xがいる場合に、当該Xが特定受託事業者Bに1日だけ作業をお願いするというような単発の仕事を依頼したとしても、Bとの関係では本条の規制は及ばないことになる。

②また、この規律は、前述のとおり、継続的な関係を有することをもって一定の経済的依存・従属関係があることを擬制するものである。これは、特定受託事業者はいわば裸一貫であり、取引先の拡大に人手を割くことが難しいことから、特定の発注事業者との取引継続・維持を望む傾向にあり、かつ、継続的な関係にあるほど従属性の立場に立ちやすい性質を有することに鑑み、その保護及び被害の未然防止を目的とするものである。なお、一定期間以上の期間を定める契約を締結した時点においては、未だ経済的依存・従属関係が生じているとは言いがたいケースも考え得るが、当該契約の締結以後、一定期間にわたって契約上の拘束を受けることとなり、経済的依存・従属関係が生ずる蓋然性が高いといえるため、未然防止の観点から、継続的な契約関係に入った時点から本規律の対象とすべきと考えられる。したがって、特定受託事業者Aと契約期間を1年とする契約を締結し、未だその契約期間が1週間しか経過していない場合であっても、この規律が適用されることとなる。

③「政令で定める期間以上の期間行う」業務委託について、その基準となる契約の考え方は次のとおりである（「政令で定める期間」は、3～6か月の間を想定しているところ、以下では仮に3か月とする。）。

1. 契約期間の定めがある業務委託契約を締結した場合

- ・ 契約期間が3か月以上であるか否かによって判断することとなる。
- ・ 例えば、契約期間中、個々の役務が連続して提供される役務の委託を依頼するなどが想定されるところ、当該契約期間が3か月以上であれば対象となる。

（例）

第A条：甲は乙に対して、●●を、毎月月末日限り、提供しなければならない。

第B条：この契約は、この契約の締結日より1年間有効とする。

2. 将来の一定の日に、給付（役務）を提供することを約した業務委託契約を締結した場合

- ・ 契約締結日から給付（役務）の提供の日までの間を基準に、3か月以上か否かによって判断することになる。
- ・ 給付（役務）の提供がなされるのは、「将来の一定の日」のみではあるが、特定受託事業者としては、当該提供の日までの間、作業や準備、スケジュール調整等が必要となるだけでなく、暴排条項などの一般条項には拘束されることとなるから、契約締結日から給付（役務の提供）の日、すなわち契約による拘束から開放される日までを基準とするものである。

（例）

第 A 条：甲は乙に対して、R4 年 10 月 1 日に●●の役務を提供しなければならない（契約締結日：R4 年 6 月 1 日）

第 A 条：甲は乙に対して、●●を、R4 年 10 月 1 日までに提供しなければならない（契約締結日：R4 年 6 月 1 日）

3. 基本契約を締結し、それに基づき個別発注がなされる場合

- ・ 個別契約に共通して適用される条件を基本契約として定め、基本契約に基づき個別契約を締結するというケースにおいては、基本契約の契約期間を基準に、3か月以上か否かによって判断することになる。この判断の基準となる基本契約については、当該基本契約において、第 3 条第 1 項で明示することが要求される給付の内容、報酬の額（算定方法も含む）、支払期日等が含まれていることが必要となる。
- ・ なお、基本契約を締結した時点では、個別具体的な債権債務関係が生じておらず、本条に定める遵守事項に違反する行為を当然には観念しえないことから、基本契約に基づき締結される個別契約との関係で、遵守事項に違反する行為があるか否かを判断することとなる。

4. 期間の定めのない業務委託契約を締結した場合

- ・ 前述したとおり、一定期間以上の期間を定める契約を締結した場合には、当該契約の締結以降、一定期間にわたって契約上の拘束を受けることとなり、経済的依存・従属関係が生ずる蓋然性が高いといえるところ、契約期間の定めがない契約は、それ自体、今後無期限に一定の契約関係を継続させることが想定されていることから、当然に「政令で定める期間以上の期間行う」業務委託に該当することとなると解される。

（イ）上記の考え方を踏まえ、例えば以下のケースについては、全て本条に定める遵守事項に違反することとなる。

- ①3か月以上の期間の定めがある契約で、契約開始から3か月未満の時点で減額が行われた場合
- ②期間の定めがない契約で、3か月未満の時点で減額を行った場合

(ウ)「(当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。)」

- ①業務委託を政令で定める期間以上継続して行っているか否かについては、業務委託契約において定める契約の期間だけで判断するものではなく、契約の期間が短くとも、契約の更新により政令で定める期間に達した場合には、その時点から、本条に定める規律が及ぶこととなる。
- ②具体的には、契約期間2か月の業務委託を行ったところ、契約終了後に契約を更新した場合には、当該更新時から、本条に定める規律が及ぶこととなる。

(2)受領拒否（本法律案第5条第1項第1号）

(ア)趣旨

- ①継続的業務委託関係にある特定受託事業者は、その取引先である特定業務委託事業者との取引に依存している傾向が認められることから、特定業務委託事業者の「委託」に基づき製造等をした目的物について受領を拒否されると、他への転売も困難であることも相俟って、特定受託事業者に与える不利益が著しく大きいことに鑑み、これを防止するため遵守事項として定めるものである。

※内閣官房の実態調査（令和3年）によると、納得できない依頼者の行為として、「報酬の支払が遅れた・期日に支払われなかった」が最も多い29.0%と高い割合を占めている（＊複数回答）。このような問題について、報酬支払に係る規律で担保されるべき問題であるが、特定受託事業者の給付の受領を拒否し受領していないことを理由に、報酬を支払わないというケースも想定され、それらを防ぐために受領拒否の禁止を規定するものである。

(イ)「受領」

- ①「受領」とは、単に、相手方の給付の目的物を受け取ることを意味する。
- ②具体的には、相手方の給付の目的物を事実上、自己の支配下に置いたときには受領したものとみなされる。例えば、イベントブースの製造・設営や装飾をイベント会場で実施するケースのように、仮に、事実上の支配を移転することが困難な場合には、給付の目的物が完成したことを何らかの方法で確認した場合には、受領したものと解する。

③このように、「受領」とは、検査・検収前の行為を指していることから、検査等を理由に受領を拒むことは認められないことを想定している。

(ウ) 「受領を拒む」

- ①「受領を拒む」とは、特定受託事業者の給付の全部又は一部を納期に受け取らないことを意味するものである。
- ②典型的には、特定受託事業者から給付の提供があったときにこれを拒む場合がこれに該当するところ、その給付が行われる前の時点であっても、「提供されても受領しない」などと明言しているなど、予め受領を拒んでいる場合もこれに含まれる。
- ③さらに、特定受託事業者から給付の提供がある前に、契約自体を解除して給付の提供も、受領もしなくともよいという状態を作出する場合も考えられるところ、このような場合も、受領拒否という実態を招来せしめるときには、本号にいう「受領を拒む」ことに該当する。

(エ) 「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」

- ①「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」は、特定委託事業者から業務委託を受ける上で、弱い立場に置かれる特定受託事業者を保護する趣旨で設けられる規定であることを踏まえ、限定的に解すべきものであり、具体的には、
 1. 特定受託事業者が提供した給付の目的物が、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示（本法律案第3条。以下同じ。）等において明示された給付の内容と異なる場合（契約の内容に適合しない場合を含む。）
 2. 特定受託事業者が、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等において明示された提供期限までに目的物を提供しなかつたために、特定業務委託事業者においてそのものが不要となった場合に限られることとする。
- ②したがって、特定業務委託事業者は、
 1. 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等において給付の内容が明確に明示されていないなど、給付の内容と異なるかどうかが明らかではない場合や、
 2. 業務委託後、特定業務委託事業者において恣意的に検査基準を厳格にすることで、業務委託時点では合格だったものを不合格とする場合には、給付の内容が特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等の内容と異なるとして受領を拒むことは認められない。
- ③また、特定業務委託事業者は、
 1. 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等において提供期限

を明示していない場合や、

2. 無理な提供期限を一方的に決定していたような場合

には、納期遅れを理由として受領を拒むことは認められない。

※この点に関し、特定業務委託事業者と特定受託事業者との間で、受領を拒みうる事由を合意により定めている場合も想定しうるが、このような場合は、特定受託事業者が弱い立場にあることにも鑑みると、不本意ながら合意せざるをえなかつたと認められやすく、そのような場合には、受領を拒みうる理由にはならない。

- ④なお、下請代金法では責めに帰すべき「理由」と規定しているのに対し、本条では責めに帰すべき「事由」と規定している。これは、下請代金法は昭和 31 年制定の法律であるところ、近時の法律では責めに帰すべき「事由」という表現を用いるのが一般的であること等を踏まえたものであり、その実質的な内容を変更するものではない（次号以下についても同じである。）。

（3）減額（本法律案第 5 条第 1 項第 2 号）

（ア）趣旨

- ①継続的業務委託関係にある特定受託事業者は、その取引先である特定業務委託事業者との取引に依存している傾向が認められることから、一度決められた報酬の額について事後に値引き・減ずることが要求されやすい立場にあるにもかかわらず、このような要求に対して拒否することが困難であって、報酬の減額がなされると、直接に特定受託事業者の利益が害されることになるため、これを防止することを目的として、遵守事項として定めるものである。

※内閣官房の実態調査（令和 3 年）では、納得できない依頼者の行為として、納得できない依頼者の行為として「あらかじめ定めた報酬を減額された」は 19.2% と、上位 10 項目の 1 として挙げられている（＊複数回答）。また、令和 3 年 5 月から令和 4 年 7 月までのフリーランス・トラブル 110 番に寄せられた相談として「報酬の減額」が占める割合は上位 2 位であった。

（イ）「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」

- ①報酬の額を減ずることは、「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」がある場合以外、すべての場合において禁止されることになる。

- ②具体的には、

1. 第 1 号に定める受領拒否や次号に定める返品に該当しない（＝「特定受託事業者に責めに帰すべき事由」がある）場合に、受領拒否や返品をし、返品等をした給付に相当する報酬の額を減ずるとき
2. 第 1 号に定める受領拒否や次号に定める返品に該当せず、受領拒否や返

品をなしうる場合に、特定業務委託事業者自らが契約の内容に適合するよう手直し等をしたときに、その手直し等に要する費用相当額を報酬の額から減ずるとき

3. 第1号に定める受領拒否や次号に定める返品に該当せず、受領拒否や返品をなしうる場合に、その契約不適合や納期遅れに起因する価値低下相当分につき報酬の額から減ずるとき

に限り、「**特定受託事業者の責めに帰すべき事由**」があることとなり、これ以外については、報酬の額を減ずることは許されないことを想定している。

(ウ) 「報酬の額を減ずる」

- ① 「報酬の額を減ずる」とは、一度決められた報酬の額を減らすことであり、その方法としては、報酬の額から一方的に一定金額を差し引いて支払う、特定業務委託事業者の指定する金融機関口座に減ずる金額について振り込ませる方法等が含まれる。
- ② 現実に減額されることを要し、単に特定受託事業者に対し減額を要求するだけでは、「報酬の額を減ずる」ことにはあたらない。

(4) 返品（本法律案第5条第1項第3号）

(ア) 趣旨

- ① 第1号に定める受領拒否が給付までの行為を規制しているのに対し、返品は、給付を受領した後の行為を規制する規定であって、その趣旨を異にするものではない。すなわち、継続的業務委託関係にある特定受託事業者は、その取引先である特定業務委託事業者との取引に依存している傾向が認められることから、特定業務委託事業者の「**委託**」に基づき製造等をした目的物について返品されると、他への転売も困難であることも相俟って、特定受託事業者に与える不利益が著しく大きいことに鑑み、これを防止するため遵守事項として定めるものである。

※ 内閣官房の実態調査（令和3年）によると、納得できない依頼者の行為として、「報酬の支払が遅れた・期日に支払われなかつた」が最も多い29.0%と高い割合を占めている（＊複数回答）。このような問題について、給付に係る物を返品していることを理由に、報酬を支払わないというケースも想定され、それらを防ぐために返品の禁止を規定するものである。

(イ) 下請代金法との異同とその理由

- ① 本法律案における返品は、「下請事業者」を「**特定受託事業者**」と、本法律案の主体に合わせて読み替えたほかは、下請代金法と同様の規定としている。これは、前述のとおり、受領拒否の問題が特定受託事業者においても

多く認められ、これと趣旨を同じくする返品についても対応すべき必要があるためである。

②下請代金法と同様の規定としていることから、その解釈も同一のものとすることとしている。

(ウ) 「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」

①特定業務委託事業者による返品は、「**特定受託事業者の責めに帰すべき事由**」がある場合以外、すべての場合において禁止されることになる。

②具体的には、

1. 特定受託事業者が提供した給付の目的物が、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等において明示された給付の内容と異なる場合
2. 特定受託事業者が提供した給付の目的物が、契約の内容に適合しない場合

に限られることとする。

③そして、特定業務委託事業者は、返品は受領拒否と同じく、実際には、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等等において給付の内容が明確に明示されていないなど、給付の内容と異なるかどうかが明らかではない場合や、業務委託後、特定業務委託事業者において恣意的に検査基準を厳格にすることで、業務委託時点では合格だったものを不合格とする場合には、返品をすることは認められない。

④したがって、給付を一旦受領した後は、契約不適合であるなど、下請事業者の責めに帰すべき事由があるときを除いて、検査の前後を問わず、また報酬の支払いの前後を問わず、これを返品することはできないこととなる。返品の方法として、買戻しを求めることが考えられるが、返品と同様の効果を生ぜしめる以上、本号における返品に該当し、責めに帰すべき事由がない限り許されないこととなる。

(5) 買いたたき（本法律案第5条第1項第4号）

(ア) 趣旨

①継続的業務委託関係にある特定受託事業者は、その取引先である特定業務委託事業者との取引に依存している傾向が認められることから、通常支払われる対価と比べて著しく低い報酬の額を押し付けられやすく、これにより特定受託事業者の利益が害されることになるため、これを防止することを目的として、遵守事項として定めるものである。

②減額は、一旦決定された報酬の額を事後に減ずるものであるのに対し、買いたたきは、業務委託をする時点で報酬の額を決定するに当たり生ずるものを対象とする。

〔※内閣官房の実態調査（令和3年）では、納得できない依頼者の行為として、納得できない依頼者の行為として「市価などと比較して著しく低い報酬を不当に定められた」は33.2%と、受領拒否に次いで2番前に多い回答結果となっている（＊複数回答）。〕

(イ) 下請代金法との異同とその理由

- ①本法律案における買いたたきは、「下請事業者」を「**特定受託事業者**」に、「下請代金の額」を「**報酬の額**」と、本法律案の主体等に合わせて読み替えたほかは、下請代金法と同様の規定としている。これは、下請代金法で規定される買いたたきの問題が特定受託事業者においても同様に認められるためである。
- ②同様の規定としていることから、その解釈も同一のものとすることとしている。

(ウ) 「給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し、通常支払われる対価に比し著しく低い」

- ①特定受託事業者が納めることになる物品等あるいはそれと同種の（同種の物品がない場合は類似）の物品等の市価にくらべて著しく低いことを意味するものである。
- ②ここにいう市価、すなわち「**通常支払われる対価**」とは、特定受託事業者の給付と同種又は類似の給付について当該特定受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価をいうところ、市価の把握が困難な場合には、特定受託事業者の給付と同種又は類似の給付に係る従来の取引価格をもって判断することとなる。

(エ) 「不当に定める」

- ①不当に定めるとは、特定業務委託事業者が何らかの圧力を加えて強要した場合は当然であるが、その他、そのような低廉な価格で受けざるをえないようにしむけた場合や、不当な手段で誘引した場合等が考えられる。
- ②買いたたきに該当するかどうかの判断は、一義的になされるものではなく、報酬の額の決定に当たり十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断されることになる。

(6) 購入・利用強制（本法律案第5条第1項第5号）

(ア) 趣旨

①発注者が自らの製品等の売上の増大を図るため、あるいは余剰の原材料を処分するために、特定業務委託事業者が取引上劣位にある受注者たる特定受託事業者にこれらのものの購入を強制するといった行為を規制し、不当に特定受託事業者の利益を害することがないよう、正当な理由がある場合を除いて、特定業務委託事業者が自己の指定する物を強制して購入させること等を禁止することとしたものである。

(イ) 下請代金法との異同とその理由

- ①本法律案における買いたたきは、「下請事業者」を「**特定受託事業者**」と読み替えたほかは、下請代金法と同様の規定としている。
- ②特定受託事業者がいわば裸一貫の個人事業主で働く者であり組織として分業等が行いうる者よりも情報や分業の点で劣位に立ちやすいことに加え、継続的な取引関係にありその特定の取引先に依存する傾向が高く、構造的格差が認められる。そのため、下請代金法と同様、発注者が取引上優越した地位を利用して不公正な行為をなし、特定受託事業者の利益を害するおそれがあることから、本法律案においても規律を設けることとしたものである。
- ③同様の規定としていることから、その解釈も同一のものとすることとしている。

(ウ) 「正当な理由」

- ①特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し一切その業務委託の遂行にあたり仕様する物品や役務を指定し購入させてはならないわけではない。例えば、物品の製造を委託した場合にその目的物の品質を一定に保つため、特定業務委託事業者自らが指定する原材料等を使用することを命じる等、場合によって許容されるべきケースがある。そこで、それらを「**正当な理由**」として除外するものである。

(エ) 「自己の指定する物」又は「役務」

- ①「**自己の指定する物**」とは、原材料等だけでなく、特定業務委託事業者（取引先やその子会社、関連会社等を含む。）が販売する物であって、特定受託事業者に対し、購入の対象として特定した物がすべて含まれる。
- ②「**役務**」とは、特定業務委託事業者（取引先やその子会社、関連会社等を含む。）が提供するものであって、特定受託事業者の利用の対象となる役務がすべて含まれる。

(オ) 「強制して利用させる」

- ① 「強制して」 購入又は利用させるとは、物の購入又は役務の利用を取引の条件とする場合、購入又は利用しないことに対して不利益を与える場合のほか、業務委託に基づき業務を受発注する関係を利用して、事実上、購入又は利用を余儀なくさせていると認められる場合も含まれる。
- ②とりわけ、特定受託事業者、特に継続的な取引関係にあるものは、その特定の取引先に依存しており、弱い立場に置かれることから、特定業務委託事業者に依頼された場合には、拒否できないときもままあると解される。したがって、不本意ながら合意せざるをえなかつたような場合や、購入等を余儀なくされているような場合には、「強制して利用させる」に該当することになる。

(7) 利益提供要請（本法律案第5条第2項第1号）

(ア) 趣旨

- ①特定受託事業者が特定業務委託事業者のために協賛金等の経済上の利益を提供させられることにより、特定受託事業者の利益が不当に害されることを防止するために、遵守事項として定めるものである。

※ 内閣官房の実態調査（令和3年）では、納得できない依頼者の行為として、利益提供要請に該当し得る「自己のアイディアや企画案が無断で利用された」は10.9%、「特許権、著作権などの権利を不当に譲渡・利用許諾させられた」は8.2%と、相当数回答が確認されている（＊複数回答）。

(イ) 下請代金法との異同とその理由

- ①本法律案における利益提供要請は、「親事業者」を「特定業務委託事業者」と、「製造委託等」を「業務委託」と、「下請事業者」を「特定受託事業者」と、本法律案の主体等に合わせて読み替えたほかは、下請代金法と同様の規定としている。これは、下請代金法で規定される利益提供要請の問題が特定受託事業者においても同様に認められるためである。
- ②同様の規定としていることから、その解釈も同一のものとすることとしている。

(ウ) 「金銭、役務その他の経済上の利益」

- ① 「金銭、役務その他の経済上の利益」とは、特定受託事業者が所有する機器の貸与要請、特定受託事業者に帰属する著作権等の無償譲渡、協賛金等の名目の如何を問わず、報酬の支払とは独立して行われる金銭の提供、作業への労務の提供等を含むものを意味する。

(エ) 「利益を不当に害」する

- ①本法律案第5条は、継続的に業務委託をする特定業務委託事業者がしてはならない行為を定めているところ、第1項各号に掲げる行為はすべて特定受託事業者との取引に付随して起こり得るものであり、当然に特定受託事業者の利益を害することになるものであるのに対し、第2項各号に掲げる行為は、起こり得るものではあるが必ずしもすべての特定受託事業者との取引に付随して起こり得るものではなく、また、特定受託事業者にとってもメリットのある場合もある。そのため、第2項各号は、当該行為によって特定受託事業者の利益を不当に害する場合に限って禁止するものである。
- ②協賛金等の負担要請は、あらゆるすべての特定受託事業者との取引に付隨して起こりうるものではない。また、協賛金の要請は、特定業務委託事業者の販売促進につながる結果、特定受託事業者の取引機会の増大に役立つなど、特定受託事業者にとってメリットがあるケースも考えうるため、「不当に害す」の場合に限定したものである。
- ③具体的には、特定業務委託事業者において、決算対策等を理由とした協賛金の要請など、特定受託事業者にとって直接の利益とならない場合や、特定受託事業者が金銭の提供することと特定受託事業者の利益との関係を明確にしないまま提供させる場合などは、「**特定受託事業者の利益を不当に害**」するものに該当する。また、前述のとおり、金銭等を供出することで、特定受託事業者の利益になるものも存するが、ここで許容されるのは特定受託事業者にとって直接の利益になるものに限られ、実際に生じる利益が不利益を上回るもので、将来の取引が有利になるというような間接的な利益は含まれない。

(8) 不当なやり直し（本法律案第5条第2項第2号）

(ア) 趣旨

- ①特定受託事業者に責めに帰すべき事由がないのに、特定業務委託事業者が特定受託事業者に対して、費用を負担せずに給付の内容の変更を行い、又はやり直しをさせることは、特定受託事業者に当初委託された内容からすれば必要のない作業を行うことになるだけでなく、それまで行った作業を無為にさせ、これに要した費用等をすべて特定受託事業者が負担することになる結果、特定受託事業者の利益を害することになるため、これを防止するために遵守事項として定めるものである。

〔※内閣官房の実態調査（令和3年）では、納得できない依頼者の行為として、納得できない依頼者の行為として「依頼者の都合で、やり直し追加作業を行ったにも〕

かかわらず、それに伴う追加費用を負担してもらえたかった」は28.0%と、上位10項目のうち4番目に多い項目として挙げられている。（＊複数回答）。

(イ) 下請代金法との異同とその理由

- ①本法律案における不当なやり直しは、「親事業者」を「特定業務委託事業者」と、「製造委託等」を「業務委託」と、「下請事業者」を「特定受託事業者」と、本法律案の主体等に合わせて読み替えたほかは、下請代金法と同様の規定としている。これは、下請代金法で規定される不当なやり直しの問題が特定受託事業者においても同様に認められるためである。
- ②同様の規定としていることから、その解釈も同一のものとすることとしている。

(ウ) 「給付の内容を変更させ」ること・「給付をやり直させること」

- ①「給付の内容を変更させ」ることとは、給付の受領前に、書面の交付等において提供された給付の内容を変更し、当初委託した内容とは異なる作業を行わせること、又は発注を取り消し若しくは契約を解除することをいう。
- ②「給付をやり直させること」とは、給付の受領後において、給付に関して追加的な作業を行わせることをいう。

(エ) 「利益を不当に害」する

- ①前述のとおり、第2項各号は、必ずしもすべての特定受託事業者との取引に付随して起こり得るものではなく、また、特定受託事業者にとってもメリットがある場合もあるため、当該行為によって特定受託事業者の利益を害する場合に限って禁止するものである。
- ②例えば、給付内容の変更ややり直しが生じたとしても、それに必要な費用を特定業務委託事業者が負担する場合等には、特定受託事業者に負担が生じることにはならないため、「利益を不当に害」するとはいはず、本号の問題は生じないこととなる。

(オ) 「責めに帰すべき事由」

- ①本条は、特に弱い立場に置かれる特定受託事業者を保護するという趣旨から設けられるものであることから、特定受託事業者の「責めに帰すべき事由」は限定的に解すべきである。
- ②そのため、特定業務委託事業者が費用を一切負担することなく、給付内容の変更をさせることができるのは、
 1. 特定受託事業者の要請により給付の内容を変更する場合
 2. 給付を受領する前に特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内

容を確認したところ

(1)特定受託事業者の給付の内容が書面の交付等において提示された委託内容とは異なると合理的に判断される場合

(2)特定受託事業者の給付が契約不適合であることが合理的に判断される場合

に限られることになる。

③また、特定業務委託事業者が費用を一切負担することなく、やり直しを求める能够性があるのは、

1. 特定受託事業者の給付の内容が書面の交付等において提示された委託内容と異なる場合

2. 特定受託事業者の給付が契約不適合である場合

に限られることになる。

4. 下請代金法にあって本法律案第5条で設けない規律

(1)支払遅延（下請代金法第4条第1項第2号）

(ア)下請代金法は、支払期日の経過後なお支払わないことを禁止している。特定受託事業者においてもこのような支払遅延は非常に重要な問題であるところ、本法律案第5条では継続的な業務委託に限定して規律を課しているが、特定受託事業者への業務委託全般に規律を課す必要がある。そのため、報酬支払義務（本法律案第4条）の中で支払期日までに支払う義務を課し、本条では下請代金法第4条第1項第2号に相当する規定は設けないこととした。

(2)報復措置（下請代金法第4条第1項第7号）

(ア)下請代金法は、第4条各号に定める行為のみを対象に、行政機関に申告したことをもって不利益取扱いをすることを禁じているところ、本法律案においては、書面の交付又は電磁的記録の提供の義務（本法律案第3条）等、他の義務にかかる申告を原因とする不利益扱いも想定される。そのため、別に第6条として規律を設け、申告を受け付ける規定及び不利益な扱いを禁ずる規定を設けることとしたため、本条では下請代金法第4条第1項第7号に相当する規定は設けないこととした。

(3)有償支給材の早期決裁（下請代金法第4条第2項第1号）

(ア)特定受託事業者に対する業務委託において、製造委託を想定していた下請代金法のような、原材料等を有償で支給して製造を行わせるといった取引は少なく、問題事例も規律を設ける必要性を肯定するほどには確認されていないことから、本法律案においては、下請代金法第4条第2項第1号に相当する規定は設けないこととした。

〔※内閣官房の実態調査（令和3年）では、納得できない依頼者の行為として、「依頼者が有償で支給した原材料等の対価について、納入物の報酬を受け取るより前に支払わされた」は3.2%と、問題事例としてはあまり確認されていない（＊複数回答）。〕

（4）割引困難手形（下請代金法第4条第2項第2号）

（ア）特定受託事業者に対する業務委託における支払手段として手形を利用している実態はほとんど無く、問題事例も規律を設ける必要性を肯定するほどには確認されていないことから、本法律案においては、下請代金法第4条第2項第2号に相当する規定は設けないこととした。

〔※内閣官房の実態調査（令和3年）では、納得できない依頼者の行為として、「一般的な金融機関で割引を受けることが困難である手形を交付された」は1.3%と、問題事例としてはあまり確認されていない（＊複数回答）。〕

6. 申出等 (第6条関係)

1. 趣旨

本条は、業務委託事業者による本法律案の規定に違反する行為について、公正取引委員会又は中小企業庁長官に対する申出及び適当な措置の求めを行った特定受託事業者に対し、業務委託事業者が報復措置として不利益な取扱いを行うことを防止し、特定受託事業者による公正取引委員会又は中小企業庁長官への情報提供を促し、本法律案の規定に違反する行為の発見の端緒とするものである。

2. 必要性

(1) 本法律案は、特定受託事業者が直面する取引上の課題に対応し、特定受託事業者に係る取引基盤を整備するものであるところ、経済的基盤が脆弱な特定受託事業者は問題解決に時間を要すれば回復不可能な状態に陥ることになることから、業務委託事業者が本法律案の規定に違反する行為を行っている場合には、そのような状況を迅速に改善することが必要である。

(2) こうした状況の迅速な改善の観点からは、「法律上講じられるべき措置が講じられていない」といった情報が特定受託事業者から寄せられることが重要となるが、下請取引における親事業者と下請事業者との関係と同様に、特に、業務委託事業者に対する依存度が高い者は、発注者である業務委託事業者からの報復を恐れて公正取引委員会又は中小企業庁長官への情報提供を躊躇する可能性が高いと考えられる。

(3) そのため、特定受託事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に情報提供しやすい環境を整備し、本法の法執行を有効に機能させる観点から、特定受託事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に申出及び適当な措置の求めを行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、そうした不利益な取扱いをした業務委託事業者に対して指導・助言、勧告、公表及び命令を行うこととする仕組みを設けることが必要となる。

〔※なお、申告についての不利益取扱いに対する行政措置として、行政処分（命令）と当該処分に不服従の場合の罰則を設けている例はない。〕

3. 許容性

本規定は、業務委託事業者が本法律案の規定に違反する行為を行っている疑

いがあることを前提に、当該疑いを公正取引委員会又は中小企業庁長官に対し申出及び適当な措置の求めを行った特定受託事業者に対して、当該申出及び求めを行ったことを理由として不利益を与えることを禁止するために勧告、公表及び命令を行うものにすぎない。すなわち、本法律に違反している事実の隠蔽に資する口止め行為を禁止するにとどまるものであり、業務委託事業者の正当な権利利益を制限するものではない。

4. 具体的な規定ぶりについて

(1) 「業務委託事業者から業務委託を受ける特定受託事業者」(第1項)

(ア) 本条第1項の規定に基づく申出及び求めができる者は、「何人」ではなく「業務委託事業者から業務委託を受ける特定受託事業者」に限定している。

(イ) これは、本条第2項において、第1項の規定による申出及び求めをしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない旨の禁止規定を定めているところ、不利益な取扱いを禁止する以上、対象は可能な限り限定的であるべきと考えられることに加え、業務委託事業者から業務委託を受ける特定受託事業者以外から本法律案に基づく措置の請求が行われること及び当該者が不利益な取扱いを受けることは通常想定しにくいことから、対象の範囲を限定することとしている。

(ウ) なお、本法律案の措置事項のうち、特定業務委託事業者以外の業務委託事業者に義務がかかっているのは第3条のみであるところ、特定業務委託事業者以外の業務委託事業者から業務委託を受けた特定受託事業者が行う申出は、当然、第3条違反に係るものに限定されることになる。

(2) 「この章の規定に違反する事実がある場合」(第1項)

(ア) 公正取引委員会は、第3条（業務委託の内容等の明示等等）、第4条（報酬の支払期日等）、第5条第1項及び第2項（特定業務委託事業者の遵守事項）並びに第6条第2項（不利益な取扱いの禁止）が遵守されていない場合に勧告又は命令を行うことができ、きることから、特定受託事業者が、申出及び適当な措置の求めができることとしているものである。

(イ) 中小企業庁長官は、(ア)に掲げた条項について、調査及び公正取引委員会に対する措置請求をなし得るとともに、この法律の施行に必要な限度で指導及び助言をなし得ることとされていることから、特定受託事業者が、申出及び適当な措置の求めができることとしているものである。

(3) 「必要な調査を行い…適当な措置をとらなければならない」(第2項)

(ア) 規定の趣旨

①この規定は、適切な措置をとるべき旨の申出があった場合の公正取引委員会又は中小企業庁長官による調査等について定めるものである。このような規定を設けることにより、特定受託事業者からの申出と結びついた行政措置の機動的な発動を実現し、法律の実効性を担保する。

(イ) 「必要な調査」（第2項）

①申出の趣旨に係るような事実があつたかどうかについて、関係当事者（特定受託事業者、業務委託事業者、業務委託事業者の取引先等）から事情を聴取し、あるいは第11条の規定に基づく報告徴収、立入検査等を行うことを示している。

(ウ) 「適切な措置」（第2項）

①「適切な措置」とは、申出の趣旨が調査の結果事実であった場合に、このような状況を是正するために必要な措置を意味するところ、法律に基づく行政処分、行政指導が含まれることはもちろんのこと、個別法に根拠を持たない政策の普及啓発活動といった事実上の施策やそのための予算措置等が含まれる。

②そのため、本法律案に基づいて中小企業庁が行う指導・助言や措置請求についても、「適切な措置」に含まれる。

(4) 「特定受託事業者が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対し、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱い」（第3項）

(ア) 本項は、特定受託事業者による申告及び求めが法執行の重要な端緒となることに鑑み、これらを妨げる行為を禁止するものである。

(イ) 不利益な取扱いとは、例えば、申出及び求めをしたことのみを理由として発注数量を減じたり、契約を解除したり、今後の取引を行わないようにすること等である。

(ウ) なお、「申出をしたことを理由として」は、申出をしたことに対する不利益措置の禁止とともに、適切な措置の求めをしたことに対する不利益措置の禁止を含むものである。

7. 中小企業庁長官による措置請求 (第7条関係)

1. 趣旨

- (1) 本法律に基づく調査等に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を取るべき旨を請求することを規定するものである。
- (2) 本条の規定は、本法律の事務分担とも関係しうるところ、①公正取引委員会の独立性を踏まえた上で、②中小企業者たる特定受託事業者の保護を図るために、特に中小企業庁長官に権限を与える趣旨に出たものである。
- (3) すなわち、公正取引委員会は、独占禁止法に関し、ルールを形成し公正な処分を行うに当たり、高度な専門性とともに、中立性と安定性が求められることから、いわゆる三条委員会に準ずるものとして位置付けられており、その高い独立性を保障するために、公正取引委員会の委員長及び委員には、「独立してその職権を行う」ことが要求されている（独占禁止法第28条）。このような公正取引委員会そのものの意義・性質から、公正取引委員会と他の行政機関とともにその権能を遂行することは、かかる独立性を害することになるため、許容されないものと考えられる。
- (4) このため、本法律案では、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等（第3条）、報酬の支払期日等（第4条）、特定業務委託事業者の遵守事項（第5条）、申出に対する不利益取扱い（第6条第3項）について、勧告、公表等の措置を行う行政機関は、公正取引委員会とされるところ（第8条、第9条）、これらの権限は、公正取引委員会が単独で、独自に行使することが求められる。
- (5) 他方で、中小企業庁は、「中小企業を育成し、及び発展させ、且つ、その経営を向上させるに足る諸条件を確立すること」を任務とすると同時に（中小企業庁設置法（昭和23年法律83号）第1条）、「中小企業者が…不公正な取引方法によりその事業を阻害されているかどうか…を調査し、公正取引委員会に対しその事実を報告し、及び適当な措置を求めることができる」とされている（同法第4条第7項）ため、中小企業者の育成等のため、一定の権限を行使しうると解される。
- (6) そして、特定受託事業者も個人として中小企業者に該当し、また、本法律案に定める業務委託事業者及び特定業務委託事業者の義務には不公正な取引方法の要素もみられるものであること、運用の統一性や機動的な執行の観点から

公正取引委員会において勧告等の主要な措置を単独で持ちつつ、中小企業庁長官には、本法律案の施行にあたっては、中小企業の保護の観点から特別な権限を付与することが適切であるとして、本条を定めるものである（このことは、後述する調査においても妥当するものである。）。

※下請代金法についても、昭和31年の制定当時の経緯の詳細は確認できないものの、当時、独占禁止法を補完する新法の制定が求められていた中で、当時の中小企業庁が所管するとの議論もあったところであるが、上述の観点から、公正取引委員会が単独所管する法律としつつ、中小企業庁長官の措置請求権限を定めたとされている。

(7)なお、本条の規定による措置請求は、その後の公正取引委員会による勧告（第8条）、勧告に係る措置命令（第9条）を経て最終的に罰則につながるものであることに鑑み、より明確な書きぶりにする観点から、「業務委託事業者」（第1項）と「特定業務委託事業者」（第2項）とで、措置請求の対象となる義務の主体ごとに条項を分けて規定することとした。

2. 規定の説明

(1) 「適当な措置」

(ア) 「適当な措置」とは、第8条に定める公正取引委員会が行う勧告をいう。なお、独占禁止法に基づく措置は含まない（下請代金法と同様の考え方に基づいている）。

なお、中小企業庁長官による措置請求の有無を問わず、公正取引委員会が独自に調査、勧告等を行うことは当然である。

8. 勧告 (第8条関係)

1. 趣旨

業務委託事業者又は特定業務委託事業者による本法律案の規定に違反する行為について、第8条は、公正取引委員会が、当該業務委託事業者又は特定業務委託事業者に対し、命令という処分に至る前に、その行為の自発的・是正を促し、その是正の機会を付与するという、段階を踏んで行われる緩やかな手段としての「行政指導」たる勧告をすることができる権限を規定するものである。

2. 必要性

(1) 勧告について、これに正当な理由なく従わなかった場合には命令及び罰則をも予定されているところである。「処分」(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第1号)たる命令は、直接に私人の権利義務の内容を画すものであり、また、罰則という国家による直接の権利制約を課すものであるところ、このような権利制約等を伴う行政行為等については、目的達成との関係で必要最小限の制約であるべき、すなわち、規制対象の社会的害悪と規制措置には均衡が保たれていなければならず、過剰な規制措置は許されないとされるのが法的一般原則とされている(憲法13条)ことに鑑み、可能な限り、抑制的に行使されるべきものといえる。

(2) そこで、命令といった強制力を持った方法をいきなり執るのではなく、その前段階において勧告という手段を探り、特定名宛人による任意の協力を求め、是正の機会を付与することが、私人にとっても権利制約がなされる前段階での対処が可能となり、また、行政にとっても柔軟な対応を可能としながら行政目的を達成することができるうことになる。

3. 許容性

(1) 勧告は、その実質的な法的効果として、その特定名宛人の権利義務を形成し又はその範囲を画するものではなく、なんらの法的拘束力のない、単に任意の協力を求めるにすぎない「行政指導」(行政手続法第2条第6号)である。

(2) そのため、名宛人となる業務委託事業者又は特定業務委託事業者の権利利益を制約するものではないことから、かかる規律を設けることは許容される。

4. 規定の説明

(1) 第8条第1項

- (ア) 業務委託事業者が特定受託事業者に業務委託をした場合に、第3条第1項で定める特定受託事業者の給付の内容等の明示をしていないとき若しくは同条第2項で定める書面の交付がされていないとき、又は明示等がなされていても同条に定める必要な事項が記載等されていないときに、公正取引委員会が勧告ができる旨を定める規定である。
- (イ) この項の勧告は、業務委託事業者に対するものであり、特定業務委託事業者に加え、他人を使用しない事業者であって特定受託事業者に業務委託をする者も勧告の対象となる。
- (ウ) 「**同条第一項の規定による明示又は同条第二項の規定による書面の交付**」には、第3条第1項の規定に基づく業務委託の内容等の明示のみならず、同条第2項の規定により特定受託事業者が書面の交付を請求した場合の、当該書面の交付を含む。
- (エ) 「**その他必要な措置**」は、本法律案の目的を達成するためには、単に問題行為の是正にとどまらず、将来的な問題行為の防止に向けた措置をとることが望ましいという観点から規定されたものである。具体的には、一定の不作為（今後、同様の行為を行わないこと）や再発防止措置（社内の遵守体制を構築すること）などが含まれる（以下この条において同じ。）。

(2) 第8条第2項

- (ア) 特定業務委託事業者が第4条第3項又は第5項に規定する報酬の支払義務に違反した場合に、公正取引委員会が勧告することができる旨を定める規定である。
- (イ) 報酬の支払義務は、第5条に規定する遵守事項とは別に禁止行為として規定していることから、第5条違反の勧告とは別に規定している。

(3) 第8条第3項

- (ア) 特定業務委託事業者が、第5条第1項第1号（受領拒否）の規定に違反していると認められる場合に、公正取引委員会が勧告することができる旨を定める規定である。
- (イ) 第4項において勧告の対象とし、その改善として求める行為は、「減じた額を支払」う等、積極的に何らかの行為を要求するもの、すなわち、作為を求めるものであるのに対し、本項において改善として求める行為は、受領拒否という行為をやめること・報復措置をやめること、という不作為を求めるものであることから、別項として規定している。

(4) 第8条第4項

- (ア) 特定業務委託事業者が、第5条第1項（第1号に係る部分を除く。）の規定に違反したと認めるとき、具体的には、減額（第5条第1項第2号）、返品（同項第3号）、買いたたき（同項第4号）、又は購入利用強制（同項第5号）に該当する行為をした場合に、公正取引委員会が勧告することができる旨を定める規定である。
- (イ) 第3項において勧告の対象とし、その改善として求める行為は、受領拒否という行為をやめること・報復措置をやめること、という不作為を求めるものであるのに対し、本項において改善として求める行為は、「減じた額を支払」う等、積極的に何らかの行為を要求するもの、すなわち、作為を求めるものであることから、別項として規定している。

(5) 第8条第5項

- (ア) 特定業務委託事業者が、第5条第2項の規定に違反したと認めるとき、すなわち、同項各号に規定する利益提供要請（第5条第2項第1号）又は不当なやり直し（同項第2号）に該当する行為をした場合であって、特定受託事業者の利益を不当に害したと認められる場合に、公正取引委員会が勧告をすることができる旨を定める規定である。
- (イ) これらの第5条第2項に定める規律は、第5条第1項とは異なり、「特定受託事業者の利益を不当に害」することが要件とされており、異なる考慮を必要とすること、また、利益提供要請や不当なやり直しについては、個々の事情によって必要な措置は様々であることから、前各項と同列で論ずることはできず、別項として規定するものである。

※第5条第2項各号に掲げる行為は、起こり得るものではあるが必ずしもすべての特定受託事業者との取引に付随して起こり得るものではなく、また、特定受託事業者にとってもメリットのある場合もあり、第2項各号は、当該行為によって特定受託事業者の利益を害する場合に限って禁止することとしている。

例えば、金銭上の利益を提供させるものとして特定受託事業者のスキルアップのため有料の研修を受けさせることや、やり直しであってもより良い製品の完成に向けた変更や修正が同項の違反となるものではない。

これに対し、特定受託事業者に何の利益にもならない金銭上の利益の提供や、恣意的な変更・やり直しは、特定受託事業者の利益を不当に害するものとして同項違反となる。

(6) 第8条第6項

- (ア) 業務委託事業者が、第6条第3項の規定に違反していると認められる場合、すなわち、特定受託事業者が第6条第1項に基づく申出をしたことを理由と

して取引停止等の不利益取扱いをした場合に、公正取引委員会が、勧告をすることができる旨を定めるものである。

(イ)第6条第3項の規定は、不作為義務を規定するものであり、かつ、特定業務委託事業者に限らず業務委託事業者が名宛人となっていること、また、不利益な取扱いの具体的な内容は様々であり個別に列挙し難いことから、前各項と同列で論することはできず、別項として規定するものである。

9. 命令
(第9条関係)

1. 趣旨

本条は、特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、公正取引委員会が、第3条から第5条まで及び第6条第3項の規定に違反する行為についてなされた勧告に従わなかった業務委託事業者に対し、命令を行うことを規定するとともに、命令した旨を公表できることを規定するものである。

2. 必要性とその考え方

(1) 本法律案に規定する義務の履行確保については、勧告、公表及び命令によることとしている。これは、本法律案は、特定受託事業者に係る取引について、業種横断的に緩やかな規律を設けることとしていることを踏まえ、義務違反に直罰を科すのではなく、業務委託事業者の自主的な改善を促す観点から、強制力のある命令（行政処分）を行う前に、必ず勧告（行政指導）を行うこととした上で、命令の発動を、勧告に従わず、正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかつた場合に限定するものである。

(2) なお、下請代金法においては、勧告・公表に止まり、命令に係る規定は置かれていないが、これは、下請代金法の勧告の内容が、会社の経理、ひいては会社全体の社会的信用にもかかわる問題であることから、制裁として公表という手段が極めて有効なものであると考えられることに加えて、悪質な親事業者に対するは、独占禁止法による排除措置命令（下請代金法第20条第1項）、課徴金納付命令（下請代金法第20条の2以下）も留保されており（下請代金法第8条）、独占禁止法の活用と相俟って履行確保を図っていく構造となっている。

(3) また、下請代金法は書面交付義務の違反に対し、直罰規定を設けているが、これは昭和40年の下請代金法改正案の国会審議において、議員修正により設けられた規定であるところ、書面交付義務は、書類の作成及び保存義務（下請代金法第5条）とともに、行政機関による調査を容易ならしめるためのものであることに鑑み、下請取引への政府の積極的な監視を実現するとの考え方に基づくものである。

(4) これに対し、本法律案においては、上記（1）に述べた考え方から、下請代金法の考え方を採用しないこととしている。

3. 規定の説明

- (1) 「…の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる」(第1項)
- (ア) 「正当な理由」とは、専ら特定受託事業者に係る取引の適正化等の観点から判断される。例えば、報酬代金の減額の事案で、減額相当額の支払いを勧告した場合について、特定受託事業者が特定業務委託事業者に誤った口座番号を伝えていたため、特定業務委託事業者が減額相当額の振り込みをできなかつた場合等が考えられる。
- (イ) これに対し、単に特定受託事業者に係る取引の適正化等とは直接関係しない事業経営上の観点だけからみて必要性があるに過ぎない場合は、「正当な理由」があるとはいえない。
- (2) 「前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる」(第2項)
- (ア) 公正取引委員会は、第一項の命令をした場合には、その旨を公表できることを規定したものである。
- (イ) 公表の方法については、第19条と同様、本法律案において限定するものではなく、公表を行う公正取引委員会において、官報掲載のほかホームページや新聞等の掲載をすることが考えられる。
- (ウ) また、命令(行政処分)であっても、公表は、一種の社会的制裁を加えるものであって、会社全体の社会的信用にかかる問題となることから、命令をした旨をすべて公表する必要はなく、公表されることによる違反事業者の不利益なども鑑み、公表するか否かの判断を行うものである。

10. 独占禁止法の準用 (第10条関係)

1. 趣旨

本条は、本法律案第9条第1項の規定に基づき公正取引委員会が行う命令について、命令の手続、行政不服審査法の適用除外、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟に係る特則（被告適格、東京地方裁判所の専属管轄・合議体、国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）の適用除外）等に係る独占禁止法の規定を準用するものである。

2. 本条の必要性

- (1) 本法律案により公正取引委員会が担う事務は、公正取引委員会の所掌事務（独占禁止法第27条の2）のうち、同条第6号の「前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、公正取引委員会に属せられた事務」に位置づけられる。そして、同条に規定する所掌事務に係る公正取引委員会の職務権限については、独占禁止法第28条に基づき職権行使の独立性が保障されており、所掌事務の一部となる本法律案の施行についても当該職権行使の独立性が及ぶこととなる。
- (2) 独占禁止法においては、当該職権行使の独立性及び合議制の行政機関であることを根拠として、行政処分（排除措置命令等）については公正取引委員会の委員長及び委員による合議によらなければならないこと（独占禁止法第65条）及び行政不服審査法の適用を除外すること（独占禁止法第70条の12）、排除措置命令等に係る抗告訴訟については国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律における法務大臣の指揮等の適用を除外すること（独占禁止法第88条）及び裁判所における専門性の確保のために東京地方裁判所の専属管轄とすること（独占禁止法第86条）等が規定されている。
- (3) 本法律案第9条第1項の規定に基づく公正取引委員会による命令についても、前記（1）のとおり、独占禁止法と同様に、職権行使の独立性が確保されることとなるとともに、合議制の行政機関たる公正取引委員会が行う命令であることに変わりはないことから、本法律案についてもこれら独占禁止法の規定と同様の規定を置くことが適当である。

(4) なお、より実質的にみても、公正取引委員会は独占禁止法第1条の目的に係る任務を達成するために本件事務をつかさどる（独占禁止法第27条の2柱書き）こととなり、実際、本法律案で公正取引委員会が担う「特定受託事業者に係る取引の適正化…を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する」という目的部分は、独占禁止法で規制している不公正な取引方法に係る特例法である下請代金法の目的（親事業者と下請事業者の取引の公正化により、国民経済の健全な発達に寄与すること）と同様であって、独占禁止法の目的（公正かつ自由な競争の促進により、国民経済の民主的で健全な発達の促進）の一部と共に通し、本法律案は実態上独占禁止法を補完する機能を有するものと考えられることから、本法律案の施行においても公正取引委員会が行う命令に係る手続等について独占禁止法と同様の取扱いとすることが妥当であり、独占禁止法と同様の規定を置くべきと考えられる。

(5) なお、上記準用規定に係る手当では、本法律案の規定に基づき公正取引委員会が行う命令に適用される一方、厚生労働省が行う命令には適用されない。この点については、本法律案の条文構成上明らかであるとおり、公正取引委員会に關係する法目的や措置事項等と厚生労働省に關係するそれらは相互に独立しており、また、公正取引委員会と厚生労働省の組織法上の位置付けが異なることから導かれる帰結である。

3. 規定の説明

(1) 準用する独占禁止法の各規定の説明（条項番号は独占禁止法のもの）

(ア) 命令の決定手続及び命令書の記載事項について

(第61条、第65条第1項及び第2項、第66条)

第六十一条 排除措置命令は、文書によって行い、排除措置命令書には、違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

2 排除措置命令は、その名あて人に排除措置命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

第六十五条 排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令、第四十八条の三第三項の認定及び第四十八条の七第三項の認定並びにこの節の規定による決定（第七十条第二項に規定する支払決定を除く。以下同じ。）は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

2 第三十四条第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の合議について準用する。

3 (略)

第六十六条 公正取引委員会の合議は、公開しない。

本法律案第9条の規定に基づく公正取引委員会による命令も、合議制の独立行政委員会である公正取引委員会の正式な行政処分であり、従わない場合に罰則が科されるという点で独占禁止法の排除措置命令等と同様であるため合議によるべきと考えられることから、命令の意思決定手続や命令書の記載事項等の形式について独占禁止法の規定を準用するものである。

(イ) 命令の取消し等について（第70条の3第3項及び第4項）

第七十条の三（略）

2（略）

- 3 公正取引委員会は、経済事情の変化その他の事由により、排除措置命令又は競争回復措置命令を維持することが不適当であると認めるときは、決定でこれを取り消し、又は変更することができる。ただし、排除措置命令又は競争回復措置命令の名宛人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。
- 4 第六十三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

本法律案第9条の規定に基づく公正取引委員会による命令についても、当該命令に違反した場合に刑事罰が科せられることに鑑みれば当該命令を維持することが適當ではない場合に、名宛人の利益を害しない範囲で取消し又は変更を行うことを可能とすることが適當であることに変わりはないことから、命令の変更又は取消しに係る独占禁止法の規定を準用するものである。

(ウ) 命令書の送達手続について

（第76条の6、第70条の7、第70条の8、第70条の9）

第七十条の六 送達すべき書類は、この法律に規定するもののほか、公正取引委員会規則で定める。

第七十条の七 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、第一百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「公正取引委員会の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあり、及び同法第二百九条中「裁判所」とあるのは「公正取引委員会」と読み替えるものとする。

第七十条の八 公正取引委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
- 二 外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすること

ができないと認めるべき場合

- 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
- 2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を公正取引委員会の掲示場に掲示することにより行う。
- 3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。
- 4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

第七十条の九 公正取引委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第七十条の七において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して公正取引委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

本法律案第9条第1項の規定に基づく公正取引委員会による命令についても、独占禁止法の排除措置命令等と同様の手続を取ることとして第61条を準用して命令書の謄本を送達して行うものであることから、送達の手続に係る規定も併せて準用するものである。

(エ)行政不服審査法の適用除外について（第70条の12）

第七十条の十二 公正取引委員会の排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びにこの節の規定による認定、決定その他の処分（第四十七条第二項の規定による審査官の処分及びこの節の規定による指定職員の処分を含む。）又はその不作為については、審査請求をすることができない。

本法律案第9条第1項の規定に基づく公正取引委員会による命令についても、独占禁止法と同様、公正・中立性及び専門性を有する公正取引委員会の委員長及び委員が合議により慎重に審理して判断するものであり、その判断に係る手続の公正性は確保されているものとなることから、改めて不服審査を認める必要性に乏しい。このため、行政不服審査法の適用除外とするために当該規定を準用するものである。

(才)事件処理手続に係る公正取引委員会の規則制定権について（第76条）

第七十六条 公正取引委員会は、その内部規律、事件の処理手続及び届出、認可又は承認の申請その他の事項に関する必要な手続について規則を定めることができる。

② 前項の規定により事件の処理手続について規則を定めるに当たつては、排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令、第四十八条の三第三項の認定及び第四十八条の七第三項の認定並びに前節の規定による決定（以下「排除措置命令等」という。）の名宛人となるべき者が自己の主張を陳述し、及び立証するための機会が十分に確保されること等当該手続の適正の確保が図られるよう留意しなければならない。

独占禁止法においては、内閣府設置法第58条第4項を受けて公正取引委員会の規則制定権が定められていることから、本法律案についても同様に公正取引委員会の事件処理手続等について必要な規則（現時点で送達手続に関する規則を想定）を定めることができるよう、独占禁止法の規定を準用するものである。

(カ)裁判管轄について（第77条、第85条第1号、第86条、第87条、第88条）

第七十七条 排除措置命令等に係る行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟については、公正取引委員会を被告とする。

第八十五条 次に掲げる訴訟及び事件は、東京地方裁判所の管轄に専属する。

- 一 排除措置命令等に係る行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟
- 二（略）

第八十六条 東京地方裁判所は、第八十五条各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

- ② 前項の規定にかかわらず、東京地方裁判所は、同項の訴訟及び事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができます。
- ③ 前項の場合には、判事補は、同時に三人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

第八十七条 東京地方裁判所がした第八十五条第一号に掲げる訴訟若しくは第八十五条の二に規定する訴訟についての終局判決に対する控訴又は第八十五条第二号に掲げる事件についての決定に対する抗告が提起された東京高等裁判所においては、当該控訴又は抗告に係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができます。

第八十八条 排除措置命令等に係る行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟については、国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第六条の規定は、適用しない。

- ①本法律案に係る事務においても、公正取引委員会の職権行使の独立性が及ぶものであるところ、本法律案第9条第1項の規定に基づく公正取引委員会による命令に係る抗告訴訟についても、独占禁止法と同様に、被告適格を公正取引委員会とする（独占禁止法第77条）とともに、国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の規定に基づく法務大臣の指揮等の適用を除外する（独占禁止法第88条）ことが必要である。
- ②また、本法律案第9条第1項の規定に基づく公正取引委員会による命令は、独占禁止法の行政処分と同様に、合議制の行政委員会が専門技術的法運用に基づき合議により意思決定されるものである。この点、独占禁止法の行政処分に係る司法審査においては、裁判所の専門的かつ合一的な判断を確保する必要があること、また、司法審査が慎重に行われるための制度的担保が必要であることから、第一審機能を東京地方裁判所に集中して委ねる（独占禁止法第85条）とともに、同地裁及び第二審たる東京高等裁判所における審理・裁判を合議体で行うことを義務付けるなどしている（同法第86条及び第87条）ことから、本法律案第9条第1項の規定に基づく公正取引委員会による命令に係る抗告訴訟についても同様の取扱いとすることが妥当である。

以上から、これら各規定に関する準用規定を置くものである。

1 1. 報告及び検査 (第11条関係)

1. 趣旨

本条は、本法律案に基づく勧告、命令及び措置請求をするため、公正取引委員会及び中小企業庁長官に、業務委託事業者、特定業務委託事業者、特定受託事業者及び業務委託事業者と取引する者その他の関係者に対し、報告を求め、又はその事業所等への立ち入り若しくは検査をする権限を規定するものである。

2. 必要性

(1) 業務委託事業者に対する報告徴収及び立入検査の規定について

(ア) 本法律案では、公正取引委員会には、勧告(第8条)、命令(第9条)が、中小企業庁長官には、措置請求(第7条)の権限が認められている。

(イ) これらの権限を行使するにあたっては、その裏付けとなる証拠が必要となるため、業務委託事業者の事務所などに立ち入り、帳簿や取引記録等の関連資料を調べる必要があるところ、業務委託事業者が任意調査に応じるとは限らないことから、報告徴収及び立入検査といった行政調査に関する権限を規定する必要がある。

(2) 特定受託事業者に対する報告徴収及び立入検査の規定について

(ア) 本法律案は特定受託事業者の取引の適正化等を図るものであるところ、行政機関が、適切に事案を把握し、業務委託事業者に対して勧告や命令を行うためには、いわば被害者的立場にある「特定受託事業者」からも取引の実情その他の必要な情報を入手する必要がある。

(イ) しかし、特定受託事業者の中には、ある業務委託事業者との関係で継続的に業務委託の相手方になる場合がある。この場合、特定受託事業者の中には、当該業務委託事業者に経済的に依存し、取引先を容易に変更し得ない状況となる者もいるところ、このような特定受託事業者に対して任意での調査協力を求めたとしても、業務委託事業者からの取引の停止その他の報復措置をおそれ、特定受託事業者が調査に協力しない可能性がある。

(ウ) 以上の点に鑑み、本法律案の厳正な執行を図るという観点からは、調査権限を行使し、行政機関が取引に関連する事実を客観的に把握できるようにする必要がある。

(3) その他の関係者に対する報告徴収及び立入検査の規定について

(ア) 特定業務委託事業者が多数の特定受託事業者と取引をするにあたり、業務効率化のため、自らに代わって支払代行や役務提供の履行確認等を他の業者

に依頼することもまま見られる。

- (イ)また、本法律案では、支払義務として、委託元から特定業務委託事業者への支払いがあったときを基準として特定受託事業者に対する支払期日が定められるなど、特定業務委託事業者の取引先についても、義務履行の関係で明らかにする必要があるケースがある。
- (ウ)しかし、こうした特定業務委託事業者の取引先は、特定業務委託事業者によった立場にあり、特定業務委託事業者を慮って、あるいは、特定業務委託事業者との取引関係を維持するため、調査に協力しない可能性もある。
- (エ)他方、前記のとおり、裏付けが得られなければ執行ができなくなる可能性も存することにも鑑みれば、本法律案の厳正な執行を図るという観点からは、調査権限を行使し、行政機関が取引に関連する事実を客観的に把握できるようにする必要がある。

(4)なお、本条第1項及び第2項の名宛人に、業務委託事業者だけでなく、特定業務委託事業者も規定しているのは、第7条（1.（7））と同趣旨である。

3. 許容性

本規定は、業務委託事業者に加えて、特定受託事業者についても行政調査の対象としている。しかし、特定受託事業者に対する行政調査の規定は、むしろ業務委託事業者との関係において特定受託事業者が行政機関に対し情報提供することを保護する趣旨に出たものであり、特定受託事業者の権利利益を制約するものではない。

4. 規定の説明

(1) 第11条第1項

- (ア)公正取引委員会が報告徴収及び立入検査を行いうる範囲を明らかにするものである。
- (イ)具体的には、特定受託事業者の給付の内容等の明示等（第3条）、報酬の支払期日等（第4条）、特定業務委託事業者の遵守事項（第5条）及び申出等（第6条第3項）について、違反行為の有無やその裏付けを行う限度で許容されることになる。
- (ウ)「**その他の関係者**」は、具体的には、業務委託事業者に代わって支払代行や役務提供の履行確認等を行う事業者や、特定業務委託事業者の取引先等が含まれる。

(2) 第11条第2項

- (ア)中小企業庁長官においては、上記（1）（ア）②に記載の公正取引委員会が権限を行使しうる事項について、措置請求をなしうるため（第7条参照）、公正取引委員会と同じ範囲で立入検査・報告徴収が認められる。
- (イ)他方、「規定の施行に必要な限度」という調査権限の限界を画する規定が、公正取引委員会と中小企業庁長官とでは異なることから、別項として規定するものである。

（3）第11条第3項

- (ア)公正取引委員会及び中小企業庁長官は、その職員に立入検査等を行わせることができるところ、立入検査は個人の自由の制限を伴うものであるから、その職員が本法律案に基づき立ち入ることのできる権限を有する者であることを明らかにする必要があり、そのため規定するものである。
- (イ)したがって、実際には行政機関の職員であるとしても、身分を示す証明書を所持していない等の理由により身分を示す証明書を提示できなかった場合には、本法律案に基づく立入検査等の権限を有しているとは客観的に明らかにすることができないため、立入検査等の対象となった関係人は、これらの者の立ち入りを拒む正当な理由があるものと認められる（最高裁判所昭和27年3月28日第二小法廷判決最高裁判所刑事判例集6巻3号546頁）。

（4）第11条第4項

- (ア)犯罪捜査は、刑事訴追の証拠収集として行われるものであるところ、その事実認定には、適正な手続を経て収集された証拠に基づく必要があり（日本国憲法（昭和21年憲法）第31条）、そのための手続きとして令状主義が採られ、裁判官の発する令状なくして所持品の押収や住居への侵入、捜索等はすることができないとされている（日本国憲法第35条第1項、刑事訴訟法（昭和23年法律131号）第218条第1項）。
- (イ)行政調査は、中立的第三者的立場にある裁判官による判断を経ることなく、罰金という間接強制によって実現されるものであるところ、このような行政調査によって得られた証拠が犯罪捜査のために用いられるることは、令状なき捜索や黙秘権告知を欠く報告徴収を認めるに等しい。これは、捜査の行き過ぎを防ぎ、人権の保護を目的として、かかる厳格な手続保障を設けている刑事手続の趣旨を没却することになる。
- (ウ)そのため、刑事手続に関する憲法上の権利を侵害することのないよう本条でかかる旨を規定したものである。

12. 募集情報の的確な表示 (第12条関係)

1. 趣旨

本条は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告等を利用した方法により特定受託事業者の募集を行おうとする特定業務委託事業者が、就業に関する募集情報を提供するときは、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、また、正確かつ最新の内容に保つことを義務付けるものである。

2. 規制の必要性及びその性格（就業環境の整備としての性格）

（1）募集情報の的確な表示の必要性

（ア）特定受託事業者の発注の獲得経路は、不特定多数の特定受託事業者に向けた募集（仲介・広告）を経由するものが全体の4割弱を占める。

※内閣官房の調査（令和2年）によれば、人脈・知人の紹介（50%）、取引実績のある企業（24%）、仲介事業者のサービス（22%）、過去の勤務先（16%）、広告宣伝（14%）である。

（イ）広告宣伝（会社HP、新聞、雑誌、求人サイト等）により特定受託事業者の募集を行う場合、掲載情報が古い場合など、実際の契約条件と異なる場合があり、課題となっている。

※内閣官房の調査（令和4年8月）によれば、「広告等で表示されていた条件と、契約交渉時に示された条件が一致しないとの経験をしたことがある」旨の回答が延べ2割となっている。

※また、関係府省が設置するフリーランス・トラブル110番において、
・募集広告では日払いも可となっていたが、払ってもらえなかつた事例、
・配送の業務で、募集要項では「報酬：30～100万円」とされていたが、契約後に依頼された仕事量は1件のみであり実際の報酬額が下回った事例、
・応募様式には資格手当が支払われる旨の記載があつたが、契約後、発注事業者に確認すると、資格手当の制度は無くなつたと言われた事例、
が報告されている。

（ウ）これらの募集情報に誤りがあった場合には、特定受託事業者が募集情報を確認してから発注事業者に接触し、条件等を確認するまでの労力が徒労に終わるところ、特定受託事業者が個人で働くという性質上、徒労に終わった時間は事業機会の損失、すなわち就業機会の損失を意味することから、いわゆる裸一貫で稼ぐ特定受託事業者にとっては、生計にも影響するところであり、正確かつ最新の募集情報が掲載されることが、円滑な就業のためにも必要で

ある。

(エ)また、特定受託事業者を生身の働き手として捉えた場合に、正確かつ最新の募集情報が掲載されることは、本人の能力を適切に発揮する観点からも重要であるという意味においても、特定受託事業者が安心して働くための就業環境の整備に資するものである。

※職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「職安法」という。）においては、労働者の募集を行う者は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書等により労働者の募集に関する情報等を提供するときは、当該情報について虚偽表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとされている（的確表示義務。同法第 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項）。

（2）就業環境の整備としての性格（取引の適正化との関係）

(ア)募集に関する規律は、取引当事者が適切に情報を入手した上で取引に入る環境を整備する側面もあることから、発注事業者が守るべき取引規範の範疇に属するものとして、取引規制（第 2 章）に位置付けることも考えられる。

※取引法分野においては、消費者の利益を図るため、
・特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）は、特定商取引（訪問販売、連鎖販売取引等）の類型ごとに、広告をする場合における商品・役務の価格、対価の支払時期及び方法等を表示することを事業者に義務付ける等（同法第 11 条等）、
・不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）は、商品又は役務の品質、規格等について、消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であること等を示す表示であって、不当に顧客を誘引する等の表示を禁止する等（同法第 5 条等）の規律を設けている。

(イ)確かに、表示に関して規制を行うという点で取引法の規制に類似する点もあるものの、

①取引法における表示規制は、主に消費者保護の規律として措置されているところ、これは、消費者すなわち「弱い買い手」を「強い売り手」から保護する規律であるのに対し、新法は「強い買い手（発注事業者）」との関係で保護すべきは「弱い売り手（特定受託事業者）」という違いがあること、

②広告募集で問題となる特定受託事業者の職種は、運輸・配送等の低技能に係るもののが類型的には多く、これに応じる特定受託事業者は収入が低くかつ安定しない弱い立場の者（労働者的色彩の濃い者）である点において、当該広告募集は、取引に係る商品・役務内容の表示というよりも労働者募

集に類する要素が濃いこと、

※高技能の職種も広告での募集がされている例もあるものの、発注事業者としても募集に応じた特定受託事業者が必要な技能を備えているかを見極めるために交渉を重ねる必要があり、その過程で特定受託事業者に対して然るべく業務の態様等就業に関する事項についても交渉が行われる傾向にある。これに対して、低技能の職種の場合には、発注事業者側が一方的に条件を提示し、これを受けることができない者には業務委託をしないといふいわば「買い叩き」の状況が生じやすい。また、総じて単価・収入が低いことから、高収入を謳った広告によりトラブルが生じやすいという特徴がある。

③特にインターネット広告の場合、特定受託事業者への業務委託と労働者の募集を同時に行っている場合も少なくなく、同一の所管の下で併せて規律することが実態にも適っていること、
という点で、取引法における表示規制とは様相が異なる。

(ウ)上記（1）で述べたとおり、広告が的確でない場合、いわば裸一貫で働く特定受託事業者にとって、就業条件等を確認するまでの労力が徒労に終わることは、すなわち事業機会・就業機会の損失を意味し、生計にも影響するものである。そして、正確かつ最新の募集情報が掲載されることは、消費者（発注事業者）が適切な商品・役務の選択を行うことが目的ではなく、特定受託事業者の就業を確保することが目的であることに照らせば、取引の要素を完全に否定することはできないものの、就業環境の整備としての性格をより強く有するものと言える。

※上記のとおり、本規制は就業環境の整備としての性格を有するものの、規制内容としては、募集という取引を構成する局面を捉えたものであることから、保護の対象としては、特定受託事業者の自然人としての側面に着目した「特定受託業務従事者」ではなく、取引主体としての事業者である「特定受託事業者」として規定する。

(エ)そして、労働者の広告募集規制における知見の蓄積、都道府県労働局を擁する体制も踏まえ、厚生労働省において所管し、執行することが、特定受託事業者の保護の実効性を期す観点からも適切である。

3. 各用語の解説

- (1) 「新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法」
(ア)具体的に例示されている方法のほか、インターネットを利用した広告による方法や電子メールの送信等による方法を含む。
(イ)また、特定業務委託事業者は、求人サイトを運営する事業者等の第三者に

募集情報を提供して特定受託事業者の募集を行う場合にも、正確かつ最新の情報を提供しなければならず、虚偽又は誤解を招く表現をしてはならない。

※職安法においても、労働者の募集を行う者は、労働者になろうとする者に向けて情報を探求する場合のみならず、職業紹介事業者等の第三者に向けて情報を提供する場合においても、正確かつ最新の情報を提供し、虚偽又は誤解を招く表現をしてはならないものとされている。

※職安法では、労働者の雇用者（使用者）のみならず、職業紹介事業者（いわゆる仲介事業者）に対しても募集情報の的確表示義務を課しているが、これは、同法が職業紹介事業自体について厚生労働大臣の許可制とするなど、業規制を行っていることによるものである。

※本法律では、仲介事業者など特定業務委託事業者以外には規制を課さないこととしており、本条についても同様であるが、上記（イ）のとおり、特定業務委託事業者が第三者に提供する募集情報に対して的確表示義務がかかる結果として、特定受託事業者が仲介事業者等のHP等を通じて閲覧する募集情報も適正化されることが期待される。

（2）「業務の内容その他の就業に関する事項として政令で定める事項」

（ア）的確表示の対象となる情報を規定するものであり、就業に関する事項として、「業務内容」、「報酬」、「就業の場所・時間」等を想定している。

（イ）このうち、「業務内容」については、成果の仕様・役務の質（取引条件）を表示するというよりも、業務上特定受託事業者に求められる事項（作業内容、必要な技術・資格等）の表示を求める趣旨である。

（ウ）また、「報酬」については、特定受託事業者による給付の対価全般（取引条件）を表示するというよりも、経費等（交通費、消耗品費等）を表示することで、実質的に特定受託事業者の就業の対償となる金銭（就業の条件）をもできるだけ区分して表示を求める趣旨である。

（3）「当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない」

（ア）広告宣伝による募集について、特定業務委託事業者の義務を定めるものである。

（イ）誤解を生じさせる表示については、例えば以下のようなケースが考えられ、こうしたこと表示をしないことが求められる。

①報酬について、あくまで一例であるにもかかわらず、その旨記載せず、当該報酬が確約されているかのように表示する。

②業務用のパソコンや専門の機材など、特定受託事業者が自ら用意する必要があるものがあるにもかかわらず、明確にその旨を記載せず表示する。

③雇用労働者と特定受託事業者を同時に募集している場合において、契約形態で条件が異なるにもかかわらず、報酬や手当等の条件を明確に書き分けずに表示する。

13. 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮 (第13条関係)

1. 趣旨

本条は、特定業務委託事業者に対し、継続的な業務委託に係る契約の締結過程や就業条件の設定・履行過程において特定受託事業者の妊娠・出産・育児・介護（以下「育児介護等」という。）について必要な配慮を行うことを義務付けるとともに、継続的業務委託以外の業務委託において、上記と同様の配慮を行うように努めることを義務付けるものである。

2. 特定受託事業者の育児介護等に対する配慮の必要性

（1）現行の労働法においては、

（ア）労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく産前産後休業、
（イ）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律（昭和47年法律第113号）に基づく母性健康管理、妊婦健診の受信時間の確保等、
（ウ）育児休業、介護休業又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）による育児介護休業制度・就業時間の制限等により、就業を継続しながら育児介護等を行うための保護が図られているところ、特定受託事業者に対してはこのような保護はなされていない。

（2）特定受託事業者は、個人が契約の主体と役務提供主体を兼ねており、育児介護等を理由として業務を制限せざるを得なくなった場合、委託業務の遂行に直接の影響が出る一方、発注事業者との力関係により、育児介護等を理由とする業務の調整等を申し出ることが難しい状況にあることから、育児介護等への対応か仕事の継続かの選択を余儀なくされる。

（3）特定受託事業者が育児介護等と仕事の両立ができない場合、取引活動の中止や取引市場からの撤退にもつながることから、特定受託事業者の事業活動を後押しする観点や、個人が特定受託事業者という働き方を選択し、その有する能力を発揮することができるようとする観点から、育児介護等との両立に向けた就業環境を整備する必要がある。

（4）一方、特定受託事業者と特定業務委託事業者との契約の内容や、それに伴う特定受託事業者の働き方は多様であり、これに応じた育児介護等との両立の仕方も様々であることから、特定受託事業者が育児介護等といった生活上の変化を経て就業を継続することを可能とする上で、例えば、一律に出産前後の就業禁止規定を設けたり、育児介護等のための休業の保障をすることは馴染まない。

※特定受託事業者における育児・介護の対応の例

- ・月に一度イラストを納品する業務で、出産後に納品予定であったものを前倒して対応し、出産前後の期間は打ち合わせ・簡単なリテイクのみ対応したい旨の申し出をする場合
- ・軽貨物の配送業で、親の介護のため、特定曜日の午後は、配送の割り当てをなくしてほしい旨の申し出をする場合

(5)このため、契約当事者間の関係性に応じた柔軟な対応が可能となるよう、特定業務委託事業者に対し、特定受託事業者の希望、特定受託事業者が提供する役務の性質、発注事業者の状況等に応じた育児介護等への配慮を行うことを求めることとする。

3. 各条文の解説

(1) 「政令で定める期間以上の期間行う（業務委託）」

- (ア)本条における継続的業務委託は、契約期間が1年以上のもの（更新により1年以上になるものを含む。）を政令で規定する予定である。その理由は、
- ①契約期間が1年以上となる場合は、特定の発注事業者との関係で取引依存度が高まる傾向が見られ、このような依存関係がある場合に育児介護等と仕事の両立のための調整を申し出ることが難しい関係性に至っていると考えられること
 - ②一方で、継続的な関係が形成されることにより、場さえ整えば、特定受託事業者の希望に応じた育児介護等と両立可能な就業条件の設定や、そのための説明・交渉等を行うことを期待できる程度に当事者間の関係性・信頼関係が醸成されていると考えられること
- 契約期間が1年以上のもののほか、契約の更新を継続した結果1年を超えることとなるものを含む点は第5条と同様である。

(2) 「特定受託事業者からの申出に応じて」

- (ア)育児介護等の事情は特定受託事業者のプライバシーに関わることであり、かつ、特定受託事業者自身が望む働き方も様々である。また特定業務委託事業者側においても、全ての特定受託事業者について、育児介護等の事情を抱えているのか等を把握しようとするのは負担が大きい。
- (イ)このため、こうした配慮については、特定受託事業者からの申出を契機に行われることが望ましく、これを条文に明記するものである。

(3) 「当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が妊娠、出産若しくは育児又は介護

(以下この条において「育児介護等」という。)と両立しつつ

(ア)同項前出の「特定受託事業者」は、特定業務委託事業者に対して、役務の提供時間の短縮や納品スケジュールの調整等の配慮を申し出る主体を表しており、これらの配慮の内容は、取引主体として事業者性を有する者が特定業務委託事業者との間で相談・調整等を行うべき性質のものであるから、取引主体としての事業者に着目した「特定受託事業者」を主体として規定している。

(イ)他方、育児介護等と業務委託に係る業務の両立を目指す主体は、特定受託事業者という属性を有する自然人であるため、特定受託事業者が法人である場合には法人自身ではなく、その代表者を指すことが分かるように、これを条文に明記するものである。

※「特定受託事業者」及び「特定受託業務従事者」のいずれも第2条において定義されている用語であるため、「特定受託事業者」の後ろに、同一の者を指すために「当該特定受託業務従事者」と規定することは適切ではない。

(4) 「その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮」

(ア)育児介護等をする者にとっては、事実上のものも含め、時間・場所の拘束を伴う就業により、そもそも育児介護等に時間を割けなかったり、就業の柔軟な中断ができないことにより育児介護等に伴う突発的な対応ができなかったりすることが、育児介護等と仕事との両立を困難とする要因である。

(イ)このため、特定受託事業者として働いている場合であっても、育児介護等の状況に応じて、例えば、以下のような配慮を行うことが考えられ、これらを「育児介護等の状況に応じた必要な配慮」として規定する。

- ①妊婦について、母性保護や健康管理のため、妊婦健診受診のための時間を確保したり、就業時間を短縮すること。
- ②育児・介護を行う時間の確保のため、育児・介護と両立可能な就業日・時間の設定をしたり、著しく短い納期での発注を避けること。
- ③契約締結過程で、特定受託事業者が育児介護等を行いながら就業することができるようないわゆる柔軟な就業条件の設定に向けて、丁寧な協議を行ったり、特定受託事業者の求めに応じて必要な説明をすること。
- ④特定受託事業者が、育児介護等に関する急遽の対応により、契約内容の一部または全部を履行できない場合に、契約の範囲内で状況に応じた柔軟な対応をすること（子や要介護者が急に体調不良となった際に、就業時間の前倒し、場所の変更・就業日を変更するなどの対応を行うなど）。

(5) 「配慮をしなければならない」

(ア)配慮とは、「心を配ること」（「広辞苑」）であり、配慮義務として法令上用いられる場合は、単なる心の中の動きにとどまらず、配慮の対象となった事項に実際に取り組むことが求められるが、合理的な理由があれば特定受託事業者の希望に添えなくても配慮義務違反にならず、結果まで求められるものではない。

(イ)第1項において継続的業務委託について配慮義務を規定し、第2項においてその他の業務委託について配慮する努力義務を別に規定する理由は、育児介護等と両立可能な就業条件としたり、そのための説明・交渉等を行うことは、発注事業者と特定受託事業者との間に、ある程度の期間・回数の取引に基づく一定の関係性が無いと期待し難いことを踏まえ、特定業務委託事業者に配慮する義務を課す範囲を継続的業務委託に限定する趣旨である。

(ウ)継続的業務委託以外の業務委託において、特定業務委託事業者に、特定受託事業者の育児介護等の配慮に係る努力義務を規定することとする理由は、具体的には以下のとおりである。

①育児介護等への配慮措置が講じられるかどうかは、いわば裸一貫で働く特定受託事業者にとっては、雇用労働者と同様に働き続けられるかどうかを左右する要素であるが、発注事業者からみれば、継続的な関係性が形成されていない特定受託事業者の育児介護等に配慮するインセンティブには特に乏しい。

②確かに、継続的業務委託以外の業務委託では、委託を受ける業務の量を調整することで、時間を柔軟に活用し、育児介護等との両立を図ることがより容易であるという側面もあるものの、業種や職種によってはそのような調整が効かず育児介護等と働き方を両立させることが困難な場合もあり、結果として特定受託事業者の市場から撤退することにもつながることが考えられる。

③また、継続的業務委託以外の業務委託が多くを占める中にあって、育児介護等を抱える特定受託事業者が働き続けられるようにするために、特定受託事業者に業務委託を行う発注事業者において、特定受託事業者との継続的な関係の有無で、配慮すべきか否かを切り分けるのではなく、それぞれ可能な範囲での配慮に向けて取り組むことが、特定受託事業者取引市場全体の下支えともなる。

〔※継続的業務委託以外の業務委託については、例えば、

- ・特定受託事業者を募集する際に、育児介護等と両立しながら働くことができそうかの情報（例：時間・場所の拘束の度合・頻度、両立して働く特定受託事業者の

- 事例) を付記する、
・特定受託事業者との交渉段階で、育児介護等を抱える特定受託事業者の希望を聴き取り、取引内容の中核ともいえないが、育児介護等に資するよう業務の方法の軽微な変更を行う（例：対面の打ち合わせをオンラインに変更する） 等
直ちには業務委託の条件面の変更を伴わない配慮をすることも可能である。
- ④この点、周知・啓発をもって発注事業者の認知を広げていくことから始めるにも考えられるが、従来、あくまで事業者の一形態として捉えられている特定受託事業者について、発注事業者事業者側の理解を強く促す観点から、法律において規定するものである。

(エ)具体的な配慮の考え方や具体例等の内容は第15条に基づき厚生労働大臣が定める指針（告示）で規定する。

14. 業務委託に関して行われる言動に
起因する問題に関して講すべき措置等
(第14条関係)

1. 趣旨

- (1) 本条は、業務委託の際に行われる特定受託業務従事者へのいわゆるハラスメント行為について、特定委業務託事業者に対し、特定受託業務従事者からの相談に対応するための体制整備その他これらの問題の発生の防止及び改善のために必要な措置を講じることを義務付けるものである。
- (2) 具体的には、特定業務委託事業者に対し、特定受託業務従事者へのハラスメントに関する措置について、現行労働法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労推法」という。））と同様の枠組みの下で義務付けるものである。

2. ハラスメント対策の必要性

- (1) 現行の労働法におけるハラスメントへの対策は、「職場における」「雇用管理上の義務」として、事業主に必要な措置を講ずることを義務付けているものであるところ、特定受託業務従事者は雇用労働者ではないことから、現行の労働法による保護の対象外となっている。他方で、業務委託に係る業務の遂行中に、例えば、
- (ア) 仕事の依頼で肉体関係を迫られ、これに対して苦言を呈すと携わっていたプロジェクトから外されたり、風評を流されたりするセクシュアルハラスメント、
- (イ) 妊娠・結婚の予定があるのなら業務委託はしない旨の圧力を受けたり、妊娠の事実を告げると突如業務委託を打ち切られる等のマタニティハラスメント、
- (ウ) 業務でミスをした際の暴言・暴力の他、嫌がらせ目的で難しい配送ルートを指定される等のパワーハラスメント、
- が現実に少なくない割合で発生しているという実態がある。

- (2) 特定受託業務従事者は、従業員を有さず、役務提供の主体が本人であることから、所属組織からの保護がなく発注事業者からのハラスメントを直接受ける立場にあり、ハラスメントを受けても役務提供主体の変更ができない（代わり

がいない）ことから被害が深刻化しやすく、また、被害を放置すれば、心身の不調から事業活動の中止や撤退を余儀なくされる。一方で、発注事業者としては、自らの従業員に対するハラスメント対策と同程度の措置を講じる動機には乏しい。

- (3) また、特定受託業務従事者は、いったん契約関係に入れば、発注事業者及びその従業員との関係で一定の人的関係が生じ、当該関係に起因して、ハラスメント行為が発生し得るところである。ハラスメントが発生する場（例えば学校におけるアカデミックハラスメント等）に応じて、それぞれ対策が取られているところであるが、特定受託業務従事者についても業務委託という関係性を切り口に、ハラスメント対策を講じる必要がある。
- (4) このため、特定受託業務従事者が安定的に働くことのできるよう、その就業環境を整備する観点から、発注事業者に対してハラスメント対策を講じることを義務付ける必要がある。これは、特定受託事業者の適正な市場参入を促す役割をも果たすものである。

3. 各条文の解説

(1) 「その行う業務委託に係る特定受託業務従事者」

- (ア) ハラスメントは自然人であるという意味においての個人に対する行為であるため（すなわち法人のような取引主体たる事業者に対するハラスメントは観念できない）、ハラスメントに係る措置を講じる上では生身の人間が保護の対象であることを示す必要がある。
- (イ) このため、対象者を「特定受託業務従事者」とするものである。

(2) 「当該業務委託に関して行われる」

- (ア) これは、本条第一項の各号に規定する言動（ハラスメント行為）について、特定業務委託事業者が行う業務委託が行われている場面で画されることを示す趣旨である。

- (イ) 「当該業務委託に関して」は、新法において特定業務委託事業者が勧告・公表の対象とされることから、特定業務委託事業者に帰責性がある場合として、ハラスメントの成立範囲を画するものである。すなわち、現行の労働法では、労働契約上、雇用主が従業員に対して負う安全配慮義務の一部として対応すべき場面という観点から、「職場において行われる」行為である旨を規定し、その成立範囲を画しているのに対し、新法においては、特定受託業務従事者の就業環境を整備する観点から、特定業務委託事業者が対応すべき場面で画するものである。

(ウ)個別の行為が業務委託に関して行われるハラスメントに当たるか否かは、個別に判断されることとなるものの、現行労働法におけるハラスメントの考え方を参考にしつつ、各種ハラスメントが成立する場合の判断要素については、以下のとおりである。

①時間軸に関して、労働法と同様に、発注事業者との間に契約関係があることを前提とし、契約交渉過程や契約関係が解消された後の行為は対象となるない。

②場所に関して、「特定受託業務従事者が契約の履行のために必要な業務を遂行する場所において行われる行為」とする。すなわち、特定受託業務従事者は、物理的には労働者と同様の環境下で働く者から、自宅で事務作業を行う者など、多種多様ではあるものの、昨今労働者においてもテレワーカー等が普及し、自宅等も含めて幅広く職場と捉えられると整理されていることを踏まえれば、場所的な限定方法について労働者と有意な差はないものと考えられる。就業時間外の「懇親の場」や就業場所への移動中であっても、実質上就業の延長と考えられるものは含まれると解される（労働者においても同様の考え方である）。

③行為の主体について、

1. パワーハラについて、労働法と同様に、行為者が特定受託業務従事者に対して「優越的な立場」にある者であることを要件とし、発注事業者と特定受託業務従事者の関係では、契約に係る業務遂行の観点から、抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係性を有する者（すなわち、その者の協力がないと契約に係る業務の遂行に支障が出る者等）と考えることができる。

※このような関係性を有する者として、例えば、以下が考えられる。

(1) 契約担当者、

(2) その者の協力がないと業務遂行に支障が出る現場で一緒に働く社員。例えば、

・美容師等が働く店舗の社員（備品の使用や業務の日程の調整等の管理の観点から協力が必要）、

・映像・照明スタッフが働く放送局の社員（放送内容の構成等に関する情報入手や撮影や照明の方法の打ち合わせ、他の作業担当との業務調整等の観点から協力が必要）、

・配送員が働く配送拠点の社員（配送スケジュールや配送先の打ち合わせ・決定の観点から協力が必要）

・ＩＴシステム構築のプロジェクトの一部を委託された場合における発注事業者の社員等

(3) 製品・成果物の発注依頼者（契約担当者とは異なる）。例えば、

・イラストの具体的イメージを指定したり、会社HPのデザイン制作を依頼

した広報担当職員等（通常は契約担当者とは異なるが、製品・成果物の確認・検収を行う者であり、これらの者の協力が無いと特定受託業務従事者の業務遂行に支障が生じる）。

(4) 発注企業の社長や店長等

- ・音楽教室の社長が、ノルマ未達の講師（特定受託業務従事者）を罵倒する場合等

※特定受託業務従事者の中には、自ら発注事業者との契約を解除する者も存在する点で、雇用労働者とは事情が異なる点もあるものの、契約解除に伴う違約金や新たな契約先の開拓、生計への影響に鑑みると、契約の解除に踏み切れない者も少なくないと考えられ、個々の実態に応じて「関係性」が認められるか否か判断することとなる。

2. セクハラ、マタハラについては、労働法と同様に、行為者の立場に限定はせず、発注事業者が雇用している従業員や発注企業の代表者等については、特定受託業務従事者と直接のやりとりがない場合であっても行為主体となり得るが、他の要件と合わせてハラスメントの該当性を判断していくこととなる（特に発注企業が大企業である場合において、当該企業の社員全員が無限定に対象となる訳ではない）。

④行為態様については、いずれのハラスメントについても、労働法と同様に、特定受託業務従事者の就業環境を害するものであることを要件とする。なお、パワハラの場合、労働法と同様に、業務遂行上必要かつ相当な範囲を超えるものであることを要件とし、当該要件に関しては、行為類型ごとに契約の履行に当たって必要な行為か否かで判断する（故意の身体的攻撃、精神的攻撃、プライバシーの侵害等は例外なく業務遂行上不要な行為であるが、過大な業務の要求等は契約内容に照らしてそれが業務遂行上必要な行為かを判断する）。

(3) 「その者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。」

(ア) 特定受託業務従事者に対するハラスメントは、特定受託業務従事者本人の有する能力の発揮を妨げるとともに、当事者の対等なやりとりなど適正な取引そのものを歪めることにつながる。また、能力を有する特定受託事業者が取引市場から退出したり、同市場への参入を躊躇されることから、当該取引市場の健全な発展を阻害するものであり、未然の防止対策及びハラスメント行為が行われた際に改善を図ることが重要である。

(イ) このため、本条では、特定受託業務従事者に対するハラスメントの防止・改善を目的として、特定受託業務従事者からの相談に応じ、適切に対応する

ために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずることを特定業務委託事業者に義務付ける。

(ウ)特定業務委託事業者がハラスメントの発生防止・改善を図るための方策については、各事業者の体制等によって多様であることから、特定業務委託事業者が講すべき具体的な取組内容等については、第15条に基づき厚生労働大臣が定める指針において規定することとする。

(4)「その者(その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人)に係る業務委託の条件」(第一号関係)

(ア)第一号は、いわゆるセクハラに関する規定であるが、中でも前段は、性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応によってその者に係る業務委託の条件について不利益を与えるという、いわゆる「対価型セクハラ」に関する規定である。

(イ)業務委託の条件は、特定受託事業者の自然人としての側面に着目した「特定受託業務従事者」ではなく、取引主体としての事業者に着目した「特定受託事業者」と紐付くものであるから、その旨を条文上明確にしようとするものである。

(5)「業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲」(第三号関係)

(ア)第三号は、パワハラに関する規定であるが、パワハラは通常の業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超える行為であることが成立要件の1つとなっており、当該要件を明確にするため、「業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲」と規定するものである。

(イ)なお、「業務を遂行する」の主体は特段明示していないが、これは、

①第三号の「業務」は、業務委託に係る契約の当事者同士の関係においてその範囲が一つに定まるものであり、いずれか一方当事者の観点からその範囲を画するというものではないこと、

②また「業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたもの」の要件は、当事者の主觀ではなく、社会通念に照らして客観的に判断する必要があるところ、「業務」の主語として、発注事業者又は特定受託業務従事者のいずれかを明記した場合、要件該当性の判断に当たり、いずれかの主觀を重視するものであると捉えられてしまうこと、
を踏まえたものである。

※なお、労働者へのパワハラ対策を規定する労推法では、「業務上必要かつ相当な範囲を超えた」について、指針において、「社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業者の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの」とされており、

業務の主語は事業主であると解されるが、発注事業者と特定受託業務従事者との関係は、契約を遂行する上で必要な業務の範囲について、指揮命令関係に基づき、事業主が業務の範囲を画するという事業者と労働者との関係労働法と異なり、一方当事者の観点からその範囲を画するものではないという点で違いがある。

15. 指針 (第15条関係)

1. 趣旨

本条は、第12条から第14条までに定める事項に関し、特定業務委託事業者が適切に対処することが出来るよう、厚生労働大臣が指針を定め、公表することとしたものである。

2. 労働法分野における考え方

- (1) 労働法では、各分野（ハラスメント対策、障害者雇用政策、育児介護政策、高齢者雇用政策等）において、今回新法が想定するように、法律で措置義務・配慮義務・努力義務を定め、その実効性を担保するため、義務の具体的な内容を指針で示すという手法がとられている例が多く、実際に着実に政策効果を上げている。
- (2) こうした手法を採用してきた理由としては、主に以下のとおりである。
- (ア) 達成すべき政策目標が、既存の社会規範からの転換を要する新たな理念（価値）（男女平等、高齢者雇用、障害者雇用など）である場合に、目標の漸進的な達成を図る上で有効な手法であること。具体的には、社会通念が十分形成されていない中で、法律上に具体的な義務を直接かつ詳細に規定することが困難でもあり、指針において事業者が講じるべき措置の選択肢を幅広く認め、事業者の選択の下で漸進的な行動変容を促す方法が有効であると考えられること。
- (イ) 一方、法律上で事業者の義務を規定することにより、達成すべき政策目標に関する事業者の責任を明らかにすることが可能であること。
- (ウ) 併せて、事業者の義務に関する法律上の規定が、公法上の行政指導の根拠規定となり、義務の具体的な内容を指針等で示すことによって当事者にその義務の履行を促しつつ、助言・指導・勧告等の行政指導を行うことにより当事者の規範意識の定着を図り、制度受容の機運を高めることが可能となること。

3. 本法律における必要性

- (1) 新法では、第12条から第14条において、それぞれ、募集情報の的確な表示、妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮、ハラスメント行為に起因する問題に関して講ずべき措置等に関する特定業務委託事業者の義務を定め、本条の規定に基づき、特定業務委託事業者がそれぞれの義務に適切に対処できるよう、厚生労働大臣が指針を定めることとしている。
- (2) 指針の具体的な内容は、

(ア)第12条（募集情報の的確な表示）に規定する特定業務委託事業者が特定受託事業者に募集情報を提供する際の虚偽又は誤解を生じさせる表示に関する具体的な留意事項等、
(イ)第13条（妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮）に規定する特定業務委託事業者の行う「必要な配慮」の内容等、
(ウ)第14条（ハラスメント行為に起因する問題に関して講すべき措置等）に規定するハラスメントの定義や考え方、特定業務委託事業者が講すべき取組内容等、
等である。

(3)第12条から第14条までの規定で特定業務委託事業者の義務を定めつつ、指針においてその具体的な義務の内容を規定することとしているのは、新法を巡る以下の事情を考慮し、法の実効性を担保する上で当該手法が適切であると考えられるためである。

(ア)特定受託事業者は、従来はあくまで事業者の一形態として捉えられてきており、個人である特定受託事業者が、取引上構造的に弱い立場にあることに着目した措置等は設けられてこなかった（このため、特定受託事業者を取引に伴い生ずる問題に関して保護すべきであるとの社会通念は十分に形成されていない）状況下、特定受託事業者という働き方が選択肢として定着していく過渡期にあることから、発注事業者側の理解を徐々に形成していく必要があること。

(イ)一方、特定受託事業者が安心して自由に取引できる環境を整備する上で、第12条から第14条に掲げる保護措置は、特定受託事業者にとって適切な就業環境に身を置き、かつ取引を継続し得るか否かを左右する要素であると、これらの就業環境の整備に係る措置は、業務委託の内容の明示等、新法の他の措置と相俟って、取引の基盤を整備する要素でもあり、他の保護措置と同様に、発注事業者が何をすべきかできる限り明確に規定する必要があること。

(ウ)募集情報の的確表示や育児介護等への配慮の在り方、ハラスメント対策の講じ方については、各特定業務委託事業者や対象となる特定受託事業者の状況により様々な対応があり得、画一的な規制等は馴染まないことから、指針によって幅広い義務の履行の在り方を認めた上でこれを広く知らしめ、各特定業務委託事業者の実情に応じた取組を促すとともに、行政により、柔軟な助言・指導等を行うことが適切であること。

16. 解除等の予告 (第16条関係)

1. 趣旨

特定業務委託事業者が、継続的業務委託に係る契約について、契約期間の中途で解除する場合又は更新しないこととする場合には、事前予告を行うこととともに、当該予告に際し、特定受託事業者からの求めがあった場合に特定業務委託者は契約の終了理由を示すこととし、特定受託事業者が次の取引に円滑に移行できるようにするなど、特定受託事業者の就業環境の整備を図るものである。

2. 必要性及びその位置付け

(1)解除予告の必要性について

- (ア)特定受託事業者に係る取引についても契約自由の原則が妥当するが、特定受託事業者は事業者としての性格とともに、生身の働き手としての性格の両面を具備しているため、特定の取引関係が継続すると、当該取引に自らの時間や役務の多くを投入するといった一定の拘束を受け、依存度が高まる。
- (イ)このため、特定受託事業者が業務委託に係る契約を突如として解除された場合には、特定受託事業者は、新たな取引先を探す間の時間的損失や経済的損失を被ることとなる。

※内閣官房の調査（令和4年8月）によれば、

- ・契約の期間が一定期間以上となると、当該契約の収入が特定受託事業者の全ての収入に占める割合が高まる傾向がある（契約期間が1年未満の場合、主な契約による収入が全収入に占める割合は60%台であり、契約期間が1年以上の場合、70%～80%台である）。
- ・契約の期間が一定期間以上となると、特定受託事業者が同時に掛け持ちする仕事数（取引先）が減る傾向がある（契約期間が1年未満の場合に掛け持ちをしていない者は50%台であり、契約期間が1年以上の場合は60%台である）。

(ウ)そして、都度の更新による場合も含めて特定の取引関係が継続した場合、特定受託事業者側においても契約更新への期待が生じるところであり、こうした状況で突然に契約が不更新となった場合、生計の糧を突如として失うという意味において契約の中途解除にも類似する状況が生まれる。

※上記内閣官房の調査によれば、

- ・契約期間が1年以上である場合において、契約の更新に対する期待が1年未満の契約に比べて2倍程度に高まる（契約期間が1年未満である場合の更新期待度が6%程度であるのに対し、契約期間が1年以上になると12%程度である）。

- ・単発の業務委託を除く特定受託事業者のうち、半数以上が更新を期待している)。

(エ)このため、契約の期間が一定期間以上である契約（更新により一定期間継続している場合を含む）の中途解除や不更新について、特定業務委託事業者が事前に予告することで、特定受託事業者が次の取引に円滑に移れるようにし、解除等に伴う時間的・経済的損失を軽減し、特定受託事業者の安定的な就業環境を整備する必要がある。

(2)理由の開示の必要性

(ア)解除予告を受けた特定受託事業者としては、契約の存続に向けた交渉、別の取引に向けた自らの事業の見直しに取り組む必要がある場合があり、また、当該特定業務委託事業者とのトラブルを回避する必要がある。

(イ)このため、特定受託事業者の求めがある場合には、特定業務委託事業者が理由を示すこととする必要がある。

(ウ)この点、解除予告時に理由の開示を義務付けることも考えられるところ、例えば、当事者間の信頼関係が著しく損なわれている場合や解除理由が明白な場合など、特定受託事業者側が必ずしも理由の開示を必要としないと考えられる場合まで全て理由を開示させるとなれば、発注事業者側の負担が大きいことから、理由の開示は特定受託事業者側の判断に委ねることとする。

※フリーランス・トラブル 110 番に実際に寄せられた相談（一方的な契約解除）

- ・[REDACTED]
- ・[REDACTED]
- ・[REDACTED] エステティシャン)
- ・一方的に業務委託での契約を解除された。納得出来ずに仕事を奪われる所以回避方法をお教え頂きたい相談したい。(医療・福祉関係)

(3)就業条件の整備としての位置付け（取引適正化との関係）

(ア)中途解除は、取引条件の一内容をなすものの、実際に解除するか否かは契約時点で定まっている訳ではなく、その意味において、取引内容としてあらかじめ定められているものではない。言い換えれば、発注事業者側にも契約解除の自由がある（解除すること自体が直ちにトラブルとはならない）。その意味で、中途解約自体は「取引として適正化されるべき」対象とは言えない要素がある。

(イ)他方、発注事業者側に契約解除の自由があるとは言え、特定受託事業者が事業者であると同時に生身の働き手であるという二種類の性格を具備していることに着目すると、突如契約を解除された場合は、特定受託事業者が新たな業務委託元を探す時間的損失、その間の収入が失われる経済的損失は大

きい。

(ウ)このため、特定受託事業者が中途解除を事前に知ることで、円滑に他の業務委託を受けることができるようになることが、特定受託事業者の就業機会（事業機会）の確保に資する。

(エ)この点、事業機会の確保という観点からは、取引に関する規律とも位置付け得るもの、

①特定受託事業者それ自体は生身の働き手であり、事業機会と就業機会はほぼ同義である

②いわゆる解除の予告については、取引法一般に見られる考え方ではなく、労働法の分野で見られる考え方であるほかは、解除の予告に類似するものとして借地借家法（平成3年法律第90号）に基づく更新の拒絶等、生身の人間の生計等への影響の緩和の観点から規律がされているものに見られるところである

③就業環境とは、物理的な就業環境とともに、制度的な意味でも安定的に働くことのできる環境という側面がある
といえる。

(オ)以上を踏まえると、新法において取引の適正化（第2章）というよりも、特定受託事業者の就業機会の確保に資するという意味での就業環境の整備（第3章）において位置付けることとする。

〔※上記のとおり、本規制は就業環境の整備としての性格を有するものの、規制内容としては、契約の解除という取引を構成する局面を捉えたものであることから、保護の対象としては、特定受託事業者の自然人としての側面に着目した「特定受託業務従事者」ではなく、取引主体としての事業者である「特定受託事業者」として規定する。〕

3. 規定の説明

(1) 「継続的業務委託」

(ア)中途解除等の事前予告の対象とする継続的業務委託を規定するものである。

(イ)「政令で定める期間」については、1年を想定している。これは、1年程度を目途に、

①特定の業務委託に係る収入が特定受託事業者の全体の収入に占める割合が高まること、

②特定受託事業者が同時に掛け持ちする仕事数（取引先）が減ること

③契約の更新への期待が高まること、

といった傾向が認められることを踏まえたものである。

(2) 「災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合その他の厚生労働省令で定める場合」

(ア) 特定業務委託事業者による事前予告を不要とする例外事由を定めるものである。

(イ) 「災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合その他の厚生労働省令で定める場合」として、例えば、以下のものが考えられる。

①取引とは関係ない外的な要因により急な解除をせざるを得ず、予告が困難な場合

例：天災等により、業務委託の実施が困難で業務委託を解除する場合

②取引に關係する外的な要因により急な解除をせざるを得ず、予告が困難な場合

例：特定業務委託事業者の上流の発注事業者によるプロジェクトの突然のキャンセルにより、特定業務委託事業者から特定受託事業者への業務委託を解除する場合

③適法な取引の觀点から急な解除をせざるを得ず、予告が困難で、急な解除も相当である（予告による保護を図るに値しない）場合

例：不法就労の外国人・運送業の許可を得ていない自動車等での配達などが発覚し、こうした業務を避けるために解除する場合や、特定受託事業者が反社会的勢力又はその關係者であることが発覚して解除する場合

④解除をすることについて特定受託事業者の責めに帰すべき事由（ただし、軽微なものは除く）があり、予告による保護を図るに値しない場合

例：委託業務について、特定受託事業者に不履行・不適切な行為（=不履行には当たらないが信頼関係を損ねる行為）等があり、業務委託を継続することが不適当であるとして解除する場合。

※労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）における解雇予告の例外事由と新法における中途解除等の予告の例外事由について

・労基法では、解雇予告の例外事由として「但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。」と法律で規定し（第 20 条第 1 項但書き）、また、予告の日数について「前項の予告の日数は、一日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。」（同条第 2 項）と規定している。

・これは、労働契約において、解雇は使用者が自由になし得るものではない中、解雇の予告が必要な場合も限定するとともに、1 日当たりの平均賃金を支払うことで予告日数を短縮できる意味で柔軟な仕組みとし、労働者の保護と使用者による予告の運用の双方のバランスをとっているものである。

・一方、新法では、中途解除等の予告の例外事由として「災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合その他の厚生労働省令で定める場合」と

規定し、詳細は省令で定めることとしている。
・これは、中途解除等は発注事業者の自由に属することから、新法において（金銭補償の仕組み等は設けず）予告手続のみを規定することとしたことに伴い、特定受託事業者の保護と発注事業者による予告の運用の双方のバランスをとるには、取引実態に応じて、予告を不要とする例外事由を柔軟に定められるようにしたものである。

(3) 「第三者の利益を害するおそれがある場合その他の厚生労働省令で定める場合」

(ア)特定業務委託事業者による理由開示を不要とする例外事由を定めるものである。例えば、以下のものが考えられる。

①理由を開示することで第三者の不利益につながるおそれがある場合

例：特定受託事業者が業務遂行に当たり第三者に不適切な行為をし、当該第三者が特定業務委託事業者に通報したことで、特定業務委託事業者が契約を終了したが、理由を開示することで、当該第三者が特定され特定受託事業者からの報復など不利益が及ぶおそれがある場合

②理由を開示することで発注事業者の事業に悪影響が及ぶおそれがある場合

例：特定受託事業者によるなりすましやアカウントの二重登録等の詐欺的な不正行為により契約が解除された場合、こうした理由を開示することで、特定業務委託事業者のセキュリティ状況等が不正行為をした特定受託事業者にも伝わり、さらなる不正行為を助長する場合

③理由を開示することで公の業務の執行に支障が生じるおそれがある場合

例：特定業務委託事業者に対し、特定受託事業者について、警察から捜査への協力要請があり、理由を開示することで捜査への影響が及ぶおそれがある場合

④特定受託事業者の人的属性に基づき契約を終了する場合で、理由を開示することにより、更なるトラブルにつながるおそれがある場合

例：特定受託事業者が反社会的勢力又はその関係者である場合

17. 申出等 (第17条関係)

1. 趣旨

本条は、特定業務委託事業者による本法律案の規定に違反する行為について、厚生労働大臣に対する申出及び適当な措置の求めを行った特定受託事業者に対し、業務委託事業者が報復措置として不利益な取扱いを行うことを防止し、特定受託事業者による厚生労働大臣への情報提供を促し、本法律案の規定に違反する行為の発見の端緒とするものである。

2. 必要性

- (1) 本法律案は、特定受託事業者が直面する取引上の課題に対応し、特定受託事業者に係る取引基盤を整備するものであるところ、経済的基盤が脆弱な特定受託事業者は問題解決に時間を要すれば回復不可能な状態に陥ることになることから、特定業務委託事業者が本法律案の規定に違反する行為を行っている場合には、そのような状況を迅速に改善することが必要である。
- (2) こうした状況の迅速な改善の観点からは、「法律上講じられるべき措置が講じられていない」といった情報が特定受託事業者から寄せられることが重要となるが、下請取引における親事業者と下請事業者との関係と同様に、特に、業務委託事業者に対する依存度が高い者は、発注事業者である業務委託事業者からの報復を恐れて厚生労働大臣への情報提供を躊躇する可能性が高いと考えられる。
- (3) そのため、特定受託事業者が厚生労働大臣に情報提供しやすい環境を整備し、本法の法執行を有効に機能させる観点から、特定受託事業者が厚生労働大臣に申出及び適当な措置の求めを行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、そうした不利益な取扱いをした特定業務委託事業者に対して指導・助言、勧告、公表及び命令を行うこととする仕組みを設けることが必要となる。

3. 許容性

本規定は、特定業務委託事業者が本法律案の規定に違反する行為を行っている疑いがあることを前提に、当該疑いを厚生労働大臣に対し申出及び適当な措置の求めを行った特定受託事業者に対して、当該申出及び求めを行ったことを理由として不利益を与えることを禁止するために勧告、公表及び命令を行うものにすぎない。すなわち、本法律案に違反している事実の隠蔽に資する口止め行為を禁止するにとどまるものであり、特定業務委託事業者の正当な権利利益

を制限するものではない。

4. 具体的な規定ぶりについて

(1) 「特定業務委託事業者から業務委託を受け、又は受けようとする特定受託事業者」(第1項)

(ア) 本条第1項の規定に基づく申出及び求めができる者は、「何人」ではなく「特定業務委託事業者から業務委託を受け、又は受けようとする特定受託事業者」に限定している。

(イ) これは、本条第2項において、第1項の規定による申出及び求めをしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない旨の禁止規定を定めているところ、不利益な取扱いを禁止する以上、対象は可能な限り限定的であるべきと考えられることに加え、業務委託事業者から業務委託を受ける特定受託事業者以外から本法律案に基づく措置の請求が行われること及び当該者が不利益な取扱いを受けることは通常想定しにくいことから、対象の範囲を限定することとしている。

(ウ) また、第12条(募集情報の的確な表示)の違反に係る申出については、申出をする者が業務委託を受けている者には限られないことから、第6条とは異なり、「受けようとする」としている。

(2) 「この章の規定に違反する事実がある場合」(第1項)

(ア) 厚生労働大臣は、第12条(募集情報の的確な表示)、第13条(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)、第14条(業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関する講ずべき措置等)、第16条(解除等の予告)及び第17条第3項(不利益な取扱いの禁止)が遵守されていない場合に指導、勧告又は命令を行うことができることから、特定受託事業者が、申出及び適当な措置の求めができることとしているものである。

(3) 「必要な調査を行い・・・適当な措置をとらなければならない」(第2項)

(ア) 規定の趣旨

① この規定は、適当な措置をとるべき旨の申出があった場合の厚生労働大臣による調査等について定めるものである。このような規定を設けることにより、特定受託事業者からの申出と結びついた行政措置の機動的な発動を実現し、法律の実効性を担保する。

(イ) 「必要な調査」(第2項)

① 申出の趣旨に係るような事実があつたかどうかについて、関係当事者(特定受託事業者、特定業務委託事業者、特定業務委託事業者の取引先等)か

ら事情を聴取し、あるいは第20条の規定に基づく報告徴収、立入検査等を行うことを示している。

(ウ) 「適当な措置」（第2項）

①「適当な措置」とは、申出の趣旨が調査の結果事実であった場合に、このような状況を是正するために必要な措置を意味するところ、法律に基づく行政処分、行政指導が含まれることはもちろんのこと、個別法に根拠を持たない政策の普及啓発活動といった事実上の施策やそのための予算措置等が含まれる。

(4) 「第六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する」（第3項）

(ア) 第1項の場合について、第6条第3項の規定が準用され、特定受託事業者が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対し、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないことを定めるものである。

18. 励告 (第18条関係)

1. 趣旨

本条は、特定業務委託事業者による第12条、第14条、第16条又は第17条第3項において準用する第6条第3項の規定に違反する行為について、厚生労働大臣が、当該特定業務委託事業者に対し、命令という処分に至る前に、その行為の自発的・是正を促し、その是正の機会を付与するという、段階を踏んで行われる緩やかな手段としての「行政指導」たる勧告をすることができる権限を規定するものである。

2. 必要性

(1) 勧告（第14条の規定に違反する行為に係るもの）について、これに正当な理由なく従わなかった場合には命令及び罰則をも予定されているところである。「処分」（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1号。以下単に「行政手続法」という。）たる命令は、直接に個人の権利義務の内容を画すものであり、また、罰則という国家による直接の権利制約を課すものであるところ、このような権利制約等を伴う行政行為等については、目的達成との関係で必要最小限の制約であるべき、すなわち、規制対象の社会的害悪と規制措置には均衡が保たれていないければならず、過剰な規制措置は許されないとされるのが法的一般原則とされている（憲法13条）ことに鑑み、可能な限り、抑制的に行使されるべきものといえる。

(2) そこで、命令といった強制力を持った方法をいきなり執るのではなく、その前段階において勧告という手段を探り、特定名宛人による任意の協力を求め、是正の機会を付与することが、私人にとっても権利制約がなされる前段階での対処が可能となり、また、行政にとっても柔軟な対応を可能としながら行政目的を達成することができる事になる。

3. 許容性

(1) 勧告は、その実質的な法的効果として、その特定名宛人の権利義務を形成し又はその範囲を画するものではなく、なんらの法的拘束力のない、単に任意の協力を求めるにすぎない「行政指導」（行政手続法第2条第6号）である。

(2) そのため、名宛人となる特定業務委託事業者の権利利益を制約するものではないことから、かかる規律を設けることは許容される。

19. 命令等 (第19条関係)

1. 趣旨

- (1) 本条は、厚生労働大臣が、
(ア) 第18条に基づく勧告(第14条の規定に違反する行為に係るものを除く。)について、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかつた特定業務委託事業者に対し、当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令を行うとともに、命令した旨を公表できること(第1項及び第2項)、
(イ) 特定業務委託事業者が、第18条に基づく勧告(第14条の規定に違反する行為に係るものに限る。)について、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかつた場合、その旨を公表できること(第3項)、
を規定するものである。

2. 必要性とその考え方

- (1) 命令について
(ア) 本法律案に規定する義務の履行確保については、一部の規定を除き、勧告、命令及び公表によることとしている。これは、本法律案は、特定受託事業者に係る取引について、業種横断的に緩やかな規律を設けることとしていることから、義務違反に直罰を科すのではなく、特定業務委託事業者の自主的な改善を促す観点から、強制力のある命令(行政処分)を行う前に、必ず勧告(行政指導)を行うこととした上で、命令を行うのは、勧告に従わず、正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかつた場合に限定するものである。
(イ) なお、第3章(就業環境の整備)において、命令の規定を設けるのは、第12条(募集情報の的確な表示)、16条(解除等の予告)及び第17条第3項(申出を理由とする不利益取扱いの禁止)に係る勧告について勧告に係る措置をとらなかつた場合を対象としており、第14条(ハラスメントに係る措置)に係る勧告については、勧告に係る措置をとらなかつた場合の命令の規定を設けないこととする。
(ウ) その理由は、第12条、第16条及び第17条第3項については、特定業務委託事業者に対して、個々の行為に係る作為義務及び遵守事項を課す行為規制である一方で、第14条については、
①特定業務委託事業者の体制整備という形で、企業の内部事項に関わる義務を課し、また、それを通じた就業環境の整備により、間接的に特定受託事業者の権利利益の保護に資することであること、
②各事業者の事業や組織の実情に応じた取組や是正を促すことが適当であり、一律の基準による規律には馴染まないこと、

から、勧告により特定業務委託事業者が自主的に必要な取組を行う仕組みとすることが望ましいと考えられるためである。

(2) 勧告に係る措置をとらなかった場合の公表について

(ア) 「勧告」は、「行政指導」（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 6 号）であって法的拘束力がないため、「勧告」に従うか否かは特定の名宛人による自発的行動に委ねられているものである。

(イ) 「勧告」に従わなかった場合の公表については、

①法律上の義務履行確保を目的とするもの（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 146 条等。さらに命令が予定されている。）

②秩序維持を目的とするもの（例えば、労働者派遣法（昭和 60 年法律第 88 号）第 49 条の 2 第 2 項は、違法な派遣就業を是正するために必要な措置又は当該派遣就業が行われることを防止するために必要な措置をとるべきことの勧告に従わなかった場合の公表について規定しており、これは、違法な派遣就業の是正により、派遣労働者の雇用の安定という秩序の維持を図ることを目的としたものである。）

③弱者保護を目的とするもの（例えば、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和 52 年法律第 74 号）第 7 条第 3 項は、大企業者に対して、中小企業の事業活動の機会の確保の観点から、事業規模を縮小すべきこと等の勧告に従わなかった場合の公表をしており、行政上の義務を課し、その履行を確保するものではない点において上記①及び②のいずれとも異なる）

等がある。

(ウ) これらのうち、命令等を予定する①履行確保を目的とするものについては、勧告とこれに従わない場合の公表は、「処分」（行政手続法第 2 条第 2 号）という強制力を持った方法をいきなり執るのではなく、その前段階で、特定名宛人による任意の協力を求めることで、柔軟な対応を可能としながら行政目的を達成するためのものと位置付けられる。

(エ) これに対し、②秩序維持や③弱者保護等、①履行確保を目的とするもの以外については、その後の「処分」が予定されておらず、ここでの勧告及び公表は、比較的緩やかな措置に対応する制裁・実効性担保手段として位置づけられる。

(オ) 両者ともに、特定名宛人に対し、自ら反省する機会を与え、その行為を改めるために自ら積極的に努力するようにするとともに、問題を迅速かつ円滑に処理し得るようにすることで、公権力による強制ではなく、当事者の自発的努力による問題解決を図ることに主眼を置いているものである。

(カ)本法律案において、ハラスメントに係る措置（第14条）については、上記（1）（イ）のとおり、特定業務委託事業者の個々の取引行為の適正化を図る行為規制というよりも、特定業務委託事業者の体制整備により特定受託業務従事者の就業環境を整備する観点から規定されるものであり、特定受託業務従事者の安定的な取引環境の秩序維持のために行うものとして性質づけるのが適切であることから、②秩序維持として勧告等を定める他法令の、“勧告をし、これに従わなかった場合には公表をするにとどまり、命令は規定していない”という規定ぶりに倣い、勧告に係る措置をとらなかつた場合の公表を規定することとする。

3. 具体的な規定ぶり

- (1) 「…の規定による勧告(第十四条に係るものを除く。)を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる」（第1項）
(ア)「勧告に係る措置をとらなかつたとき」とは、勧告に係る措置の実施を拒んだ場合や、措置の実施を応諾した後、厚生労働大臣において相当と認める一定期間内に実施されず、又は実施することにつき誠意が見られなかつた、すなわち、勧告前と勧告後一定期間経過後もなんら状況に変化が認められない場合をいう。
(イ)この一定期間については、ある程度の弾力性が存すると解されるが、努力していることのみをもって猶予されることは許容されるべきではない。そのため、このような場合については、改善に向けた取組のためやむを得ないと認められる期間は猶予し、当該期間を経過してもなお改善が見られないようなときには、誠意がみられなかつたとして公表の対象とすることになる。
- (2) 「前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる」（第2項）
(ア)厚生労働大臣は、第1項の命令をした場合には、その旨を公表できることを規定したものである。
(イ)公表の方法については、本法律案において限定するものではなく、公表を行う厚生労働省において、官報掲載のほかホームページや新聞等の掲載をすることが考えられる。
(ウ)命令（行政処分）を行つた場合であつても、公表は、一種の社会的制裁を加えるものであつて、事業者の社会的信用に関わる問題となることから、命令をした旨をすべて公表する必要はなく、公表されることによる違反事業者の不利益なども鑑み、公表するか否かの判断を行う必要がある。

- (3) 「勧告（第十四条に係るものに限る。）を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、その旨を公表することができる。」
(第3項)
- (ア) 「勧告に係る措置をとらなかつたとき」についての考え方は上記（1）と同様である。
- (イ) 公表の方法については、上記（2）(イ) と同様である。
- (ウ) 公表は、一種の社会的制裁を加えるものであって、事業者の社会的信用に関わる問題となることから、勧告に従わなかつたからといって当然に公表すべきではなく、その旨を周知する必要が高い重大な事案であつたり、社会的な耳目を集めている事案や、故意にあえて本法律案に定める義務に反しているなど悪質性の高い事案であるなど、限定的な場合に限り公表することができるものと考えている。

20. 報告及び検査 (第20条関係)

1. 趣旨

- (1) 本条は、厚生労働大臣が、
(ア) 第18条に基づく勧告(第14条の規定に違反する行為に係るものを除く。)
及び第19条第1項に基づく命令に必要な限度で、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対して立入検査及び報告徴収を行うことができること(第1項)
(イ) 第18条に基づく勧告(第14条の規定に違反する行為に係るものに限る。)
及び第19条第3項に基づく公表に必要な限度で、特定業務委託事業者に対して報告徴収を行うことができること(第2項)
を規定するものである。

2. 必要性

- (1) 特定業務委託事業者に対する報告徴収及び立入検査(第1項)
(ア) 本法律案では、厚生労働大臣には、勧告(第18条)、勧告に係る措置をとらなかった場合の命令及び命令時の公表、勧告に係る措置をとらなかった場合の公表(第19条)の権限が認められている。
(イ) これらの権限を行使するにあたっては、その裏付けとなる証拠が必要となるため、特定業務委託事業者の事務所などに立ち入り、帳簿や取引記録等の関連資料を調べる必要があるところ、特定業務委託事業者が任意調査に応じるとは限らないことから、報告徴収及び立入検査といった行政調査に関する権限を規定する必要がある。
- (2) 特定受託事業者に対する報告徴収及び立入検査(第1項)
(ア) 本法律案は特定受託事業者の取引の適正化等を図るものであるところ、行政機関が、適切に事案を把握し、特定業務委託事業者に対して勧告や命令を行うためには、いわば被害者的立場にある「特定受託事業者」からも取引の実情その他の必要な情報を入手する必要がある。
(イ) しかし、特定受託事業者の中には、ある特定業務委託事業者との関係で継続的に業務委託の相手方になる場合がある。この場合、特定受託事業者の中には、当該特定業務委託事業者に経済的に依存し、取引先を容易に変更し得ない状況となる者もいるところ、このような特定受託事業者に対して任意での調査協力を求めたとしても、特定業務委託事業者からの取引の停止その他の報復措置をおそれ、特定受託事業者が調査に協力できない可能性がある。
(ウ) 以上の点に鑑み、本法律案の厳正な執行を図るという観点からは、調査権

限を行使し、行政機関が取引に関する事実を客観的に把握できるようとする必要がある（なお、下請代金法でも同様の観点から下請事業者に対する報告徴収及び立入検査を措置している）。

（3）取引をする者その他の関係者に対する報告徴収及び立入検査（第1項）

- (ア)本法律案の執行においては、例えば、募集情報の的確な表示義務の履行確保に当たり、特定業務委託事業者が求人サイトを運営する事業者等の第三者に募集情報を提供して特定受託事業者の募集を行う場合等には、特定業務委託事業者から募集情報を提供された第三者など、特定業務委託事業者の取引先についても、特定業務委託事業者の義務履行の状況を明らかにする必要があるケースがある。
- (イ)しかし、こうした特定業務委託事業者の取引先は、特定業務委託事業者と特定受託事業者取引については関知しておらず、調査への協力は負担となるとして、あるいは特定業務委託事業者に寄った立場にあり、特定業務委託事業者との取引関係を維持するため、調査に協力しない可能性もある。
- (ウ)他方、前記のとおり、裏付けが得られなければ執行ができなくなる可能性も存することにも鑑みれば、本法律案の厳正な執行を図るという観点からは、調査権限を行使し、行政機関が取引に関する事実を客観的に把握できるようにする必要がある。

（4）特定業務委託事業者に対する報告徴収（第2項）

- (ア)本項は、第14条（ハラスマントに係る措置）の規定の違反に係る勧告及び当該勧告に係る措置をとらなかった場合の公表に必要な限度での厚生労働大臣の報告徴収権限を規定するものである。
- (イ)第14条の規定への違反については、個人の権利制約を伴う処分をすることは予定されていないことから、履行確保のための立入検査は認められないものの、情報収集ができないければ、必要かつ適切な行政的措置（勧告・公表）を取り得なくなることから、より緩やかな手段である過料による担保を予定する報告徴収の権限を規定する（過料とすることについては、第27条の説明を参照）。

3. 許容性

- (1)本条第1項は、特定業務委託事業者に加えて、特定受託事業者についても行政調査の対象としている。しかし、特定受託事業者に対する行政調査の規定は、むしろ特定業務委託事業者との関係において特定受託事業者が行政機関に対し情報提供することを保護する趣旨に出たものであり、特定受託事業者の権利利益を制約するものではない。

21. 特定受託事業者からの相談対応に係る体制の整備 (第21条関係)

1. 趣旨

本条は、国が、本法律案の目的である特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、特定受託事業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずることを定めたものである。

2. 必要性

本法律案は、所管が公正取引委員会、中小企業庁（経済産業省）、厚生労働省にまたがるものであり、関係機関が連携して特定受託事業者からの相談に対応することが求められているところ、その旨を明確化する必要がある。

※現在、特定受託事業者からの契約・仕事上のトラブルに関する相談に対応するため、内閣官房・公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁が連携して、「フリーランス・トラブル110番」を運営し、電話やメール、面談等による相談を受け付けているところであり、本法律の施行後も相談体制の強化を行う等する予定である。

22. 指導及び助言 (第22条関係)

1. 趣旨

本条は、業務委託事業者による任意の協力を求めることで、柔軟な対応を可能としながら本法律案の目的を達成するための「行政指導」(行政手続法((平成5年法律第88号) 第2条第6号) たる指導助言をすることができる権限を規定するものである。

2. 必要性

(1) 「行政指導」(行政手続法(平成5年法律第88号) 第2条第6号) は、法的拘束力がなく、名宛人の任意の行動に委ねられているものであり、本来的には、各行政機関は、自らの所管事項の範囲内で、設置法に基づき行うことができる。

(2)しかし、本法律案においては、命令が予定される義務とそうでない義務が混在しているところ、命令が予定されない義務について、なんら本法律案に行政機関による措置が規定されていなければ、私人において、行政機関による措置がなされないため、なんら遵守措置を講じないといった行動を探ることも予測される。こうした行動を一定程度抑止するとともに、本法律案に基づき行政機関が一定の措置を講じうることを明らかにし、かつ、「命令」に繋がりうる行政指導である「勧告」と区別するためにも、本規定を設ける必要がある。

3. 規定の説明

(1) 規定の趣旨

(ア)公正取引員会及び中小企業庁長官並びに厚生労働大臣に対し、一般的に行政指導としての指導又は助言ができる旨を明らかにするものである。

(2) 「業務委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。」

(ア)指導及び助言の対象は、「**業務委託事業者**」である。なお、「**特定業務委託事業者**」以外の業務委託事業者については、第3条(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)及び第6条第3項(不利益取扱いの禁止)のみが適用されることから、当該者に対する指導及び助言も、第3条及び第6条第3項の施行に関し必要があると認められる場合に限られることとなる。

(イ)同じく「行政指導」である勧告は、これに従わなかった場合には命令が予定されているが、本条に基づく助言又は指導に従わなかったからといって、命令がなされるものではない。

23. 厚生労働大臣の権限の委任 (第23条関係)

1. 趣旨

本条は、本法律案の規定により厚生労働大臣に付与された権限について、厚生労働省の地方支分部局の長である都道府県労働局長に委任することができるることとするものである。

2. 規定の説明

(1) 趣旨

(ア) 本法律案において、厚生労働大臣は、

- ① 第12条（募集情報の的確な表示）、第14条（ハラスメント行為に起因する問題に関する講すべき措置等）、第16条（解除等の予告）又は第17条第3項（申出を理由とする不利益取扱い）の規定に違反していると認められる特定業務委託事業者に対する勧告（第18条）
- ② 第18条の勧告（第14条の規定に違反する行為に係るものを除く。）を受けた者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかつた場合の命令（第19条第1項）及び命令をした際の公表（第19条第2項）
- ③ 第18条の勧告（第14条の規定に違反する行為に係るものに限る。）を受けた者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかつた場合の公表（第19条第3項）
- ④ 第18条の勧告（第14条の規定に違反する行為に係るものを除く。）及び②の命令に関し必要な事項についての特定業務委託事業者に対する報告徴収及び立入検査（第20条第2項）
- ⑤ 第18条の勧告（第14条の規定に違反する行為に係るものに限る。）及び③の公表に関し必要な事項についての特定業務委託事業者に対する報告徴収（第20条第1項）
- ⑥ 法律の施行に関し必要があると認められる場合の特定業務委託事業者に対する指導及び助言（第22条）
を行うことができる。

(イ) 本条は、これら厚生労働大臣に付与された権限について、厚生労働省の地方支分部局の長である都道府県労働局長に委任することができる旨を定めるものである。

(ウ) 本法律案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）等に基づくハラスメント対策等を施

行している都道府県労働局雇用環境・均等部（室）において施行の事務を担うことを想定しており、労働基準監督署又は公共職業安定所において行うこととは想定していない。

(エ)したがって、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）のように、労働基準監督署又は公共職業安定所への委任規定は置かない。

24. 50万円以下の罰金
(第24条関係)

1. 趣旨

本条は、公正取引委員会及び厚生労働大臣による特定業務委託事業者の遵守事項に係る命令（第9条第1項及び第19条第1項の規定による命令）に違反した場合の罰金（第1号）及び公正取引委員会及び中小企業庁長官並びに厚生労働大臣による報告徴収・立入検査（第11条第1項及び第2項、第20条第1項）に関する罰金（第2号）について規定するものである。

2. 備考

(1) 第1号

(ア) 本法律案と同様に、「正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかつたときに当該措置をとるべきことを命ずることができる」場合における当該命令の履行確保措置として罰則を設ける例として、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）等があり、罰金額として同様の50万円以下と定めるものである。

(2) 第2号

(ア) 本法律案と同旨の遵守事項を定める下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）と同じ罰金額を定めるものである。

(イ) 本法律案と同様に、「正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかつたときに当該措置をとるべきことを命ずることができる」場合における当該命令の履行確保のための報告徴収・立入検査に係る違反としては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）等に同じく罰金額50万円以下と定めている。

25. 両罰規定 (第25条関係)

1. 趣旨

本条は、両罰規定について定めるものである。

2. 備考

- (1) 本法律案と同旨の遵守事項を定める下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）においても、本法律案で罰則を設けている行為（同法第3条の書面交付義務）に対して両罰規定を設けている。
- (2) 本法律案と同じく、「正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときに当該措置をとるべきことを命ずることができる」として、罰則を設けている、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）においても、本法律案で罰則を設けている行為に対して両罰規定を設けている。

26. 過料
(第26条関係)

1. 趣旨

本条は、第20条第2項の規定により特定業務委託事業者に対し求めた報告について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者を20万円以下の過料に処することとするものである。

2. 必要性

(1) 第18条に基づき、厚生労働大臣は、特定業務委託事業者が、第14条(ハラスメント対策)に違反していると認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、その違反を是正し、又は防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができることとされている。また、第19条第3項に基づき、厚生労働大臣は、勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その旨を公表することができることとされている。

(2) 本条は、第20条第2項に基づき、この勧告及び公表のために特定業務委託事業者に対し求める報告について、その実効性を確保するため、必要最小限の過料を科すこととするものである。

3. 許容性（勧告及び公表が行政処分ではないこととの関係）

(1) 本法律案においていわゆるハラスメント対策について規定する第14条は、特定業務委託事業者に体制整備その他必要な措置を講ずることを求めているところ、この違反に対して行われる勧告・公表は、行政指導であり行政処分ではない。

(2) したがって、行政処分の履行確保のために行われる立入検査等の強制的な手段を取ることはできないと解されるところ、報告徴収のみ規定し、違反に対し過料を設けることとした根拠は以下のとおりである。

(3) すなわち、第14条について、事業者が講じるべき「体制の整備その他必要な措置」は、各事業者の事業や組織の実情に応じて内容が異なるものであるところ、本法はある業種の事業者を対象としていることから、義務の内容を一律に定めることは困難であるため、具体的に講じるべき事項や目指すべき目標等について、厚生労働大臣が指針を定めて示すこととしている。

(4) このため、各事業者に対しては、命令を行うのではなく、指導、勧告、公表

により事業者自身による是正を促すことが適當である。そして、その実効性を確保する上では、これらの措置に处分性がなく、また、事業者自身の取組を促すという性質上、強制的な立入検査にはなじまないものではあるものの、指導や勧告を行う上で必要な報告を求めることまでが否定されるものではなく、また、虚偽の報告がなされた場合には、行政運営の秩序を乱すものとして、過料とすることが適當であると考えられる。

(5)この点について、近時の立法例を見ると、

(ア)労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）の令和元年改正（いわゆるパワハラ防止法）においては、事業主が講すべき措置（同法第 30 条の 2）について、立入検査規定（同法第 34 条）とは別途、報告徴収規定（同法第 36 条）を設け、その違反に対して 20 万円以下の過料を措置している（同法第 41 条）。

〔※同じく令和元年に改正した雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）においては、事業主にそれぞれセクハラ及びマタハラ対策の体制整備義務を課した上で、当該義務については、「この法律の施行に関し必要があると認めるとときは、事業主に対して報告を求め、又は指導、助言若しくは勧告することができる。」旨の規定（同法第 29 条）が適用され、報告義務に違反した者は 20 万円以下の過料に処される仕組みとなっている。〕

(イ)公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の令和 2 年改正において、事業者に公益通報に対応する業務に係る体制整備義務を課すこととしたところ（同法第 11 条第 1 項）、事業者の自主的な取組を促す観点から、指針の策定（同条第 4 項）、事業者に対する報告徴収並びに助言、指導及び勧告（同法第 15 条）、公表（同法第 16 条）の措置を設けた上で、報告義務違反に対して 20 万円以下の過料を措置している（同法第 22 条）。

〔※公益通報者保護法は、上記（ア）のパワハラ防止法の考え方を参考に措置されたものである。〕

(6)本法律案におけるハラスメント対策についても、フリーランスの生身の働き手という側面に着目し、その就業環境を整備するものであり、労働者に係るハラスメント対策とその基本構造が類似していることに鑑み、同じ強度の規律を置くこととするものであり、近時の立法例も踏まえつつ、過料を設けることとする。

27. 施行期日等 (附則関係)

1. 趣旨

附則各項は、この法律の施行期日及び本法律案の見直しを規定する。

2. 施行期日（附則第1項）

(1) 規定内容

(ア) 本法律案の施行期日の規定は「公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日」とする。

(2) 理由

(ア) これは、特定受託事業者と特定業務委託事業者との間の業務委託に係る取引関係については、本法律案の規定によって手当すべき課題が既に発生している状況であるため、一刻も早い対処が望まれている一方で、本法律案は多数の特定業務委託事業者に対して新たな義務を課す内容を含むものであることから、一定の周知期間と対応の猶予期間を設ける必要があるためである。

3. 検討（附則第2項）

(1) 規定内容

(ア) 本法律案の検討の規定は「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とする。

(2) 「この法律の施行後三年を目途として」

(ア) 「施行後三年」としている点については、近時の新規立法において施行後3年としている例が多いことや、近時のデジタル社会の進展に伴い、様々な業種・職種において特定受託事業者が出現しており、短期間のうちにその取引実態も大きく変化することから、こうした変化に対応する必要があることを踏まえたものである。

(3) 「この法律の規定の施行の状況を勘案し」

(ア) 本法律案を見直しの検討を行う前提として本法律案の規定の施行状況を勘案することとする。なお、「施行の状況」には、本法律案で手当する措置によっては特定受託事業者に係る取引の適正化等が十分に図られなかつたという評価のみならず、当該適正化等が十分に果たされたという評価も含む。

28. 下請代金法の規定のうち、新法で措置しないもの
(下請代金法第4条の2、第5条及び第8条)

1. 趣旨

下請代金法において規定している措置のうち、第4条の2（遅延利息）、第5条（書類等の作成及び保存）及び第8条（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）につき、本法律案においては、これらの各措置に相当する規定は設けないこととする。

2. 下請代金法第4条の2

(1) 規定の趣旨

(ア) 下請代金法第4条の2は、下請取引において、親事業者と下請事業者との間で遅延利息を約定することはできないものと考えられていたことから、昭和37年下請代金法改正法案の国会審議において、議員修正により設けられたものである。

(2) 新法で措置しない理由

(ア) 下請代金法のように発注者の規模要件を設定していない本法律案では、特定業務委託事業者に小規模な事業者が含まれるところ、他方で、高額な遅延利息（年14.6パーセント）を積極的に課す立法事実に乏しいため、本法律案では独自に遅延利息を定めない。

3. 下請代金法第5条

(1) 規定の趣旨

(ア) 下請代金法第5条は、同法第9条の規定による政府機関の調査を容易ならしめるために下請法制定時に設けられたものであり、直罰規定により履行の確保が図られている。

(2) 新法で措置しない理由

(ア) 下請代金法のように発注者の規模要件を設定していない本法律案では、特定業務委託事業者に過度な負担となる規律はできる限り避けるべきであるところ、本法律案では、書面の交付等を義務付けることとしており、当該書面等を特定受託事業者において取引記録として保存しておくことを周知啓発することによって、政府機関の調査を容易ならしめるという効果を一定程度実現することが可能であることから、本法律案では書類の作成及び保管義務を定めない。

4. 下請代金法第8条

(1) 規定の趣旨

(ア) 下請代金法第8条の規定は、下請代金法が迅速な処理を行うために独占禁止法の手続の特例を定める趣旨を有すること、事業者が下請代金法の勧告に基づき違反行為を是正した場合に重複して責任を問う必要はないこと等の観点から設けられたものである。

(2) 新法で措置しない理由

(ア) 本法律案は、下請代金法とは異なり、独占禁止法の手続の特例を定める趣旨を有するものではないことから、下請代金法第8条に相当する条項は設けない。